

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
第5期中期目標期間における
業務の実績に関する自己評価

令和8年

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1-2-1	評価の概要	・・・ p 1
1-2-2	総合評定	・・・ p 2
1-2-3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1-2-4-1	項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）	
	項目別評価調書 No. I—1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I—2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	・・・ p 29
	項目別評価調書 No. I—3 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援	・・・ p 48
1-2-4-2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	
	項目別評価調書 No. II—1 業務運営の効率化に関する事項	・・・ p 80
	項目別評価調書 No. III—1 財務内容の改善に関する事項	・・・ p 87
	項目別評価調書 No. IV—1 その他業務運営に関する重要事項	・・・ p 95
別添	中期目標、中期計画	・・・ p 116

1-2-1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		
評価対象中期目標	中期目標期間実績評価	第5期中期目標期間	
期間	中期目標期間	令和3年度～令和7年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、

3. 評価の実施に関する事項			

4. その他評価に関する重要事項			

- …実績報告時に法人が記載する項目。
- …評価時に所管課が記載する項目。

1. 全体の評定		
評定 (S、A、B、C、 D)		(参考：見込評価)
評定に至った理由		

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p18～参照）

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-2-3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評 価		項目別 調書No.	備考 欄
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	見込評 価	期間実績 評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
1. 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	BO 重	AO 重	AO 重					I-1	
2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	AO 重	SO 重	AO 重					I-2	
3. 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	BO 重	AO 重	AO 重					I-3	

中期目標	年度評価					中期目標期間評 価		項目別調 書No.	備考 欄
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	見込評 価	期間実績 評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
1. 業務運営の効率化に関する事項	A	B	A					II-1	
III. 財務内容の改善に関する事項									
1. 財務内容の改善に関する事項	B	B	B					III-1	
IV. その他の事項									
1. その他の事項	BO 重	AO 重	AO 重					IV-1	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。（評価基準 p15～16）

S：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の 120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の 100%以上 120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の 80%以上 100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「財務内容の改善に関する事項（Ⅲ）」及び「その他業務運営に関する重要事項（Ⅳ）」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-2-4-1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】</p> <p>研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研究課題の実施件数	毎年度5～7件	8 ※前期目標値「毎年度10件程度」	6件	6件	5件	5件	5件	予算額（千円）	308,332	303,567	296,198	308,301	271,931
研究成果の教育現場等での活用状況	6割以上	89.4%	82.5%	81.9%	83.3%	77.2%	71.5%	決算額（千円）	268,423	259,263	236,925	258,168	287,804
研究活動の外部評価（研究終了）	100%	100%	一（3年度に終了した研究課	100%	100%	一（6年度に終了した研究	100%	経常費用（千円）	275,126	264,010	242,141	248,268	292,278

時の評価で 5段階で4 以上の割合)			題はない)			課題はない)									
									経常利益 (千円)	503	7,536	9,037	8,074	0	
									行政サービス実施 コスト (千円)	—	—	—	—	—	
									行政コスト (千円)	276,345	264,010	242,141	248,268	292,278	
									従事人員数	22	20	19	20	19	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込み評価)		(期間実績評価)
<p>(1)国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要な調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決への寄与<定量的指標、その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 研究課題の実施状況</p> <p>この5年間に取り組んだ重点課題研究及び障害種別特定研究(※)は以下の通りであり、実施件数について、全ての年度で目標を達成した。</p> <p>各研究課題の実施に際しては、重点課題研究について、研究職員の障害種別の専門性の枠を超えたチーム編成を行い、複雑化・多様化する課題に柔軟に対応できる体制を整備するとともに、都道府県等の教育委員会と協力し、6つの自治体から1年間派遣された特別研究員に参画いただくことで、教育現場の情報を得ながら研究を進められる体制を確保した。加えて、重点課題研究に限らず全ての研究課題において、文部科学省の視学官及び特別支援教育調査官、関係団体・機関、研究者、有識者等に研究協力者または研究協力機関として参画いただいた。このように、国との密接な連携を図りつつ、現場の課題と研究の</p>	<p><自己評価>A</p> <p>主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある主務大臣からの指摘事項等への対応を行っていることから、A評価とした。</p> <p>所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。</p> <p><根拠></p> <p>研究基本計画に基づき、国の特別支援教育政策の推進又は教育現場の喫緊の課題解決に寄与する研究(重点課題研究)及び、各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究(障害種別特定研究)に取り組み、その実施件数について、<u>目標値を達成した。</u></p> <p>すべての研究課題において、文部科学省の視学官及び特別支援教育調査官に研究協力者として参画いただいたことで、<u>随時、国の動きに係る情</u></p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

接続を図れる体制を構築することで、研究の実効性及び質を伴う研究とした。

○第5期の研究課題一覧

課題名		実施年
重点課題研究		
1	学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究	R3-4
2	障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究	R3-4
3	ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究	R3-4
4	通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究	R3-4
5	高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究	R3-5
6	特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究	R5-7
7	多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究-通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点を当て-	R5-7
8	共生社会の担い手を育む教育に関する研究-障害理解教育の検討を中心に-	R5-7
9	障害のある児童生徒のキャリア教育の充実に関する研究	R6-7
障害種別特定研究		
10	知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究	R3-4
11	肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究	R5-7

※「重点課題研究」国の特別支援教育政策の推進、または教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究
「障害種別特定研究」各障害種における喫緊の課題解決に寄与する研究

○研究課題の実施件数【目標：毎年度5～7件】

報を得たり、政策的な観点からの助言を得たりすることができ、研究内容の充実を図れたこと、また、関係団体、大学研究者、有識者等に研究協力機関・研究協力者として参画いただいたことで、各現場の実践的な知見や有識者の持つ知見を、各研究の調査内容や考察等に大いに反映できたことで、質の高い研究成果につながった。さらに、毎年度、外部有識者による評価を受けることで、様々な立場や専門分野からの幅広い視点を取り入れた研究の充実につながっており、一つの自治体や大学での実施は難しい、特別支援教育のナショナルセンターだからこそ可能な研究を実現した。

なお、研究課題の選定にあたっては、文部科学省特別支援教育課及び視学官、特別支援教育調査官との協議や教育委員会等を対象としたニーズ調査を踏まえて決定しているが、外部評価において、委員のコメントとして、「教育課程の編成、実施、評価、改善の在り方に関する研究がこの時期に実施された意義は大きく、…今後の実施に大きく寄与」「子どもや保護者が安心して就学を迎えるための要点6項目が示されていること

		実施件数	目標達成率		<p>は評価される」「障害特性に応じたICT活用が示されおり、幅広く施策や課題解決への寄与が期待できる」「学校現場において、全ての教師が各教科の指導の際に理解をして実践できるよう...、分かりやすくまとめられている」「多くの教育現場で活用されることにより...、生徒の進路実現とともに、進路先での適応や活動の充実につながる事が期待できる」「学習指導要領との関連も含めて検討・整理することは教育現場にとって意義は大きく重要な取組である」「特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用について、実態調査や具体的事例を基に整理しており、研究成果は大変優れている」などの意見が示されており、<u>各研究課題に取り組み意義や必要性について外部有識者からも評価をいただいている。</u></p>	
	R3	6件	100%			
	R4	6件	100%			
	R5	5件	100%			
	R6	5件	100%			
	R7	5件	100%			
<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国との協議を経て研究体系を策定し、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等を踏まえ、戦略的かつ組織的に研究を実施したか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>イ 戦略的かつ組織的な研究の実施</p> <p>上記の研究の実施にあたり、5年間の研究のロードマップを明らかにした「第5期中期目標期間における研究基本計画」を策定し、それに基づいて、戦略的かつ組織的に重点課題研究及び障害種別特定研究を実施した。なお、この研究基本計画については、特別支援教育を巡る国の動向等を踏まえた新たな研究課題の設定について反映させるなど、随時柔軟に見直しを行った。</p> <p>さらに、研究課題毎に、より詳細な研究実施計画書を作成し、これに基づいて進捗管理を行いながら研究に取り組んでおり、毎年度実施している外部評価における評価者からの意見や、教育委員会や学校長会等に対して行う研究ニーズ調査における意見等を参考に、研究内容等を随時見直しながら研究を進めた。この見直しに関しては、毎年度所内の役員ヒアリング等を実施して見直しの有無及び見直し内容を確認し、研究実施計画書に反映させるようにした。</p> <p>第6期中期目標期間を迎えるにあたり、限られた研究職員を、個々が有する専門性等を踏まえつつ、多様な課題に柔軟に対応でき、最先端かつ革新的な研究が可能となる研究組織、チーム編成となるよう、障害種を超えた横断的研究に係る研究チーム及び各障害種における固有の課題に係る研究班を組織し、</p>					

それらを相互に補完させ、特別支援教育全体の発展に資する研究を体系的に進められるよう組織体制を整備した。また、新設のウェルビーイング S&I センター内に課題対応ユニットを設け、「盲ろう」「強度行動障害」等の課題に対応できるような組織とした。

なお、第6期中期目標期間においては、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、全国の自治体、学校現場とのネットワークを生かし、教育政策や教育実践の課題を直接収集するとともに、特別支援教育課とも協議しながら重点的に実施する課題をニーズや緊急性等により精選し、その課題の解決に寄与する研究を、国、自治体や学校現場と連携して総合的に取り組んでいく。加えて、障害種の枠にとらわれることなく、最先端の知見も取り入れた実践研究を行い、現場の実践に生きる成果を還元する。また、限られたリソースを有効活用するため、業務全体の中で研究活動に割けるエフォートを意識しながら、研究活動の優先付けをするなど、選択と集中を行う。

＜主務大臣指摘＞（第5期見込み評価時）

- ・次期中期目標期間においては、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける子供や、特別支援学級に在籍する子供が増加する一方で、障害の多様化や重度・重複化なども進んでいることを踏まえ、特別支援教育の現場において、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、多様な課題に柔軟に対応でき、先端的かつ革新的な研究が可能となる組織体制を整備すること。
- ・研究所でなければ実施できない学校現場に根差した実践的な調査・研究に更に精選・重点化して実施する必要がある。

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省との協議、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行った上で研究を行ったか。 期待される研究成果を明確化した上で、研究計画の立案をしたか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>・次期中期目標期間においては、基礎的研究活動を含めた全ての研究活動において、最先端の理論と学校現場の実践を架橋する研究活動を期待したい。その際、基礎的研究活動を含め、障害種の枠にとらわれることなく、特別支援教育をめぐる将来的な動向や課題も見据えた最先端の実践的な研究活動に取り組むことを期待したい。また、基礎的研究活動を含めて研究活動の選択と集中を行い、限られたリソースの有効活用を図られたい。</p> <p><有識者意見>（第5期見込み評価時）</p> <p>第6期においても、文部科学省や教育関係者が必要と判断し、かつ、研究所でなければ取り組めない総合的な研究の推進を望んでいる。</p> <p>ウ 協議やニーズ調査等を踏まえた研究の実施</p> <p>各研究課題については、文部科学省特別支援教育課及び特別支援教育調査官と協議するとともに、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を行い、その結果も踏まえて、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図った。また、研究実施計画書にも、ニーズ調査結果等を踏まえて見込まれる研究成果を明記する等、研究の立案段階から出口を見据えて計画を立てることで、計画から成果物のとりまとめ・情報発信に至るまで、一貫した目的に向かって研究を進めた。</p> <p>ニーズ調査では、重点課題研究及び障害種別特定研究の研究課題について、令和3年度は課題6件に対して338件、令和4年度から6年度は、課題5件に対して、それぞれ309件、260件、246件の意見をいただいた。令和7年度は課題4件について174件の意見をいただいた。これら多くのいただいた意見を参考に、特別支援学校のみを調査対象としていたところ小・中</p>	<p>毎年度実施している研究ニーズ調査によって、<u>都道府県・政令指定都市等が抱える課題意識や、学校現場や有識者が求める研究成果、研究内容等について把握することができ、それらを研究に反映させることで、より質の高い研究の実現及び活用されやすい成果物のとりまとめにつなげることができた。</u>特に、各方面から期待される成果が明確になり、とりまとめのイメージを意識化した上で研究を進めることができたこと、また、成果物の中で事例を効果的に取り上げるなど、いただいた意見を踏まえた成果物の充実を図れたことは大変有意義であり、こういった観点が、外</p>		
---	--	---	--	--

	<p>学校も対象に含めるなど調査の対象を拡大したり、研究成果の提示の仕方を工夫（モデルの提示、具体的な取組事例の提示、地域や学校で活用可能な事例集の提供等）したりするなど、研究内容及び成果物の充実につなげた。</p> <p>なお、第6期中期目標期間においては、通常の学級に在籍する子供への個に応じた指導・支援に関する研究の一環として、高等学校における特別支援教育について取り上げる予定であり、研究を進める過程で、これまでの高等学校における通級による指導の成果と課題を取りまとめ、発信する。</p> <p>さらに、ICT利活用に関連した研究にも、第6期中期目標期間においては、以下の通り一層の取組を進める予定である。</p> <p>ICT利活用に係る研究は、第5期中期目標期間においても、肢体不自由教育だけでなく、障害種を超えた「ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究」（令和3-4年度重点課題研究）を実施し、「ICT推進ガイドライン」「ICT推進チェックリスト」を作成・公開する等、特別支援教育全般のICT活用の推進に寄与した。第6期中期目標期間においても、引き続き、デジタル学習基盤を活用した個別最適な学び、協働的な学び、情報活用能力の育成、一人一人の児童生徒の実態に応じた自律的主体的学習の促進等を中心に、ICT利活用に係る研究に取り組み、GIGA時代に対応した成果を提示できるよう努める。指導マニュアルについても、肢体不自由教育のみならず、各障害種別研究班が主体となって各現場の実態・課題の収集活動を行い、各障害種の現場の状況に応じて開発・作成を検討する。</p> <p>〔 <主務大臣指摘>（R6年度実績評価時） ・高等学校における通級による指導の成果と課題を今一度取りまとめ、発信することを期待する。〕</p>	<p>部評価における高評価にもつながった。</p>		
--	---	---------------------------	--	--

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な障害領域を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進したか。 将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>・肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究において、ICT 活用ハンドブックの作成を行ったことは評価できるが、引き続き、ICT（入出力支援装置など）の更なる活用促進のため、障害種に応じた ICT の活用に関する指導マニュアル等の開発を期待する。</p> <p><有識者意見>（R6 年度実績評価時）</p> <p>今後は、GIGA 時代における特別支援教育全般の ICT の利活用に関係する研究への発展が期待される。</p> <p><有識者意見>（第 5 期見込み評価時）</p> <p>引き続き、ICT の活用が児童生徒の自律的主体的学習を保障する方向での研究が期待される。</p> <p>【大学等関係機関・団体との連携による研究の実施<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 先端的・先導的研究</p> <p>上記の重点課題研究及び障害種別特定研究のほか、将来的な教育政策の検討資料や教育実践の選択肢、特別支援教育研究における新たな手法等を提示することを目指すとともに、研究職員の主体的かつ意欲的な研究活動を推進するものとして、「先端的・先導的研究」1 課題を令和 5～6 年度に実施した。研究員の創意工夫による主体的かつ意欲的な研究活動とするため、研究テーマについて、令和 4 年度に所内公募を実施し、審査委員会を経て採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」に取り組んだ。</p> <p>本研究は、プログラミング教材を開発している大手通信会社の関連会社と共同研究協定を結び、5 校の研究協力機関（特別支援学校）とともに実施した。教材の開発企業との共同研究が実現したことで、具体的なツールを活用した実践及びその結果</p>	<p><u>知的障害のある児童生徒を対象としたプログラミング教育は、実施には困難が伴うため、実践事例が十分に蓄積されておらず、かつ、市場規模が小さいために民間事業者の参入が厳しい</u>という現状がある。こうした現状を踏まえれば、「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」は、<u>教育現場の喫緊の課題に対応する重要度の高い研究課題であり、また、その課題に大手通信会社の関連会社と連携して取り組んだことは</u> <u>実用化に向けた観点からも非常に意義のあるものである。</u></p> <p>本研究では、プログラミング教材を活用した実践研究を通して、知的</p>		
--	---	---	--	--

	<p>のフィードバックや課題等に関する具体的な協議が可能となり、プログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法について成果を上げることができた。</p> <p>イ 大学等との連携</p> <p>研究所では、研究の多様性を確保し、また、質の充実を図るため、大学等の関係機関との連携体制の構築に努めてきた。</p> <p>① 広島大学との包括連携協定を踏まえた共同研究</p> <p>障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、広島大学の研究者が研究協力者として参画し、肢体不自由教育に関する有識者として、知見の提供や調査結果の検討・分析等に協力を得た。また、2 課題の科学研究費の研究で広島大学の教員との共同研究を行った。</p> <p>広島大学と共同で研究を進めることにより、協力者の専門性に加え、教員養成課程を有する大学及び総合大学としての知見の提供も受けることができた</p> <p>② 国立高等専門学校機構との連携協定を踏まえた共同研究</p> <p>同様に、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、令和 6 年度に連携協定を締結した国立熊本高等専門学校の研究者が研究協力者として参画し、ICT 活用に関する専門的立場からの知見の提供を得た。国立高等専門学校機構と共同で研究を進めることにより、当研究所だけでは十分に持ち合わせていない工学分野からの知見を得ることができ、研究の質的向上につながった。</p>	<p>障害のある生徒のプログラミング教育の教育課程上の在り方（カリキュラムマネジメント、教科等の内容との関連、評価の在り方）の検討を行っており、今後、実践事例と併せて公表した研究成果は、<u>各学校における実践の充実に資するものになった。</u></p> <p>国の政策推進や教育現場の喫緊の課題に対応するため、大学等の関係機関との連携協定や共同研究を通じて、<u>研究所が有する専門性以外の知見を取り入れることで、研究活動の充実を図ってきた。</u></p> <p>具体的には、研究協力者として参画いただく方の専門分野に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島大学が有する教員養成大学及び、総合大学としての知見 ・国立高等専門学校機構が有する工学分野の知見 ・福岡教育大学が有する教員養成大学及び九州エリアの拠点としての知見 ・大阪大学大学院連合小児発達学研究所が有する医科学的知見 <p>等、<u>各組織が有する知見を取り込むことで、当研究所の研究及び研修の幅の拡大及び質の充実を図ることが可能となる。</u>今期を通じて、これら大</p>		
--	--	--	--	--

	<p>③ 福岡教育大学との包括連携協定締結と今後の連携推進に向けた協議</p> <p>福岡教育大学における九州エリアにおける教員養成の中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、特別支援教育を担う教員の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究における連携・協力体制をとることにより、我が国の特別支援教育及びインクルーシブ教育システムの構築・推進並びに関連分野の発展・推進に寄与することを目的とし、当研究所と福岡教育大学との間で包括連携協定を締結した。連携推進協議会を設置し、令和7年度には会議を2度実施した。具体的には、特別支援教育を担う教員の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究の推進に向けて、連携協定締結記念セミナー開催に向けた検討、自立活動に関する研究や学びラボの活用について情報交換した。当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から今後の計画について検討した。</p> <p>④ 大阪大学との連携に向けた協議</p> <p>大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を取り上げ、連携の可能性について協議を進めた。</p> <p>⑤ 神奈川歯科大学との共同研究</p> <p>横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR（仮想現実）教材を活用し、現代的課題である防災教育における障害のある児童生徒への配慮点の検討をするために、2校の特別支援学校で、VRゴーグルやタブレットを用いたAR・</p>	<p>学等との連携の実現及び協議を進められたことは、<u>今後の特別支援教育の一層の充実・推進につながる成果である。</u></p>		
--	---	--	--	--

VRを活用した防災教育の授業研究を共同で行った。その結果、AR・VR教材は、災害発生時の状況や避難行動を具体的にイメージしにくい知的障害のある児童生徒に対しても、視覚的・体験的に学ぶ機会を提供する上で有効である可能性を見い出せた。また、障害の状態や学習上の特性に応じて、体験場面の設定、情報提示の方法、教員による補助的な説明や振り返りの工夫が重要であることが明らかとなった。これらの成果を踏まえ、障害のある児童生徒に対する防災教育におけるAR・VR活用の在り方及び配慮事項について整理を行い、今後の授業改善や教材活用の充実に資する知見を得た。

⑥ その他地域連携

地域との連携強化の一環として、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携をはじめ、神奈川県教育委員会や県内特別支援学校等との協働により、研究の社会的実装と成果の還元を推進した。また、広島大学との連携協定のもと、西日本ブランチ広島オフィスを拠点とし、広島県及び広島県近隣の学校、西日本地域の関係機関との連携を図った。

広島県立教育センターが実施する特別支援教育・教育相談に関する研究事業に対し、広島オフィス職員が研究指導者として参画し、知見提供および助言を行い、研究の円滑な推進に貢献した。また、地域研修においても積極的に情報発信を行った。また、広島県内の特別支援学校、鳥取県内の特別支援学校、広島県教育委員会、島根県教育委員会、徳島県教育委員会、広島市及び香川県、佐賀県の地域の特別支援教育研究会で、計13回研修等を実施した。加えて、徳島県教育委員会の「徳島県特別支援学校検討会議」の有識者として、交流及び共同学習についての知見を提供した。

以上のように当研究所では、外部協力者との連携、現場との接続、柔軟な体制構築という観点から、研究推進の基盤を多面的に整備しており、国の施策推進および教育現場への還元に資する実践的かつ実効性のある研究体制の強化に努めてきた。

第5期中期目標期間において、総合大学、教員養成大学、国立高専機構、自治体、民間企業との連携体制を構築してきた。各障害領域のみならず、教科教育、医療、福祉、理工系の各分野の研究者とつながりつつある。第6期中期目標期間においては、各分野の先端的な研究、知見と、本研究所の研究を融合し、先端的な研究の推進に努める。また、我が国のインクルーシブ教育システムの推進に寄与するため、総合大学、教員養成大学、エリアの拠点となっている大学、地域密着型の大学等、その大学の特性に応じて、研究や教員研修、情報発信の戦略との関連で、連携・ネットワークを構築する。

<主務大臣指摘> (第5期見込み評価時)

- ・多様な障害領域の研究者を配置している大学や、研究機関や民間企業と組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。
- ・引き続き、外部機関や民間企業との連携をさらに強化した上で、相互の強みを生かしたエビデンスベースの研究を進め、国の政策立案に寄与することはもとより、学校、民間企業、各種団体等、多方面からの理解・支援を得ることができるよう努めること。

<有識者意見> (第5期見込み評価時)

第6期においても、大学（教育系大学・学部の特別支援教育関連講座等）との連携を増加させることが求められる。

その際は、教育系単科大学か総合大学の教育学部か、地域

	<p>型の小規模の教育系大学・学部か、エリアの拠点となっている大規模な教育系大学・学部かなどで、連携の在り方が多少変わることが考えられ、こうした点を念頭に入れたネットワークの構築を検討する必要がある。</p> <p>ウ 研究活動の活性化</p> <p>外部専門家等を招聘した「研究力向上セミナー」を毎年度2～3回実施し、研究デザイン、研究手法、統計・分析、統計リテラシー、効果的な結果の示し方（図の作成）等について取り上げ、研究職員の研究力の向上及び研究活動の活性化に努めた。加えて、各研究チーム、研究班、研究職員が参与と面談する機会を定期的に設け、研究方法、考察の視点等について助言を得るなど、研究の質的充実に努めた。</p> <p>また、外部資金研究等の実施に向けては「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」を設け、研究職員の外部資金獲得を支援した。当経費は、研究職員からの申請に基づき、所内審査を経て支給を決定しており、令和3～7年度に当経費を支給された研究職員及び研究班26件のうち、13課題が科学研究費助成事業（科研費）に採択された。</p> <p>第6期中期目標期間においても、科研費等の外部競争的資金の一層の獲得を目指すため、研究職員にどのような研究力が一層必要となるのかを精査し、それに応じたセミナーを実施するなどのほか、連携協定を結んだ大学等と共同した研究を進めることで、向かうべき研究の目的、方法、対象等の明確化を図る等、科研費等の外部競争的資金の申請・獲得に向けた準備を行う。</p> <p>＜主務大臣指摘＞（第5期見込み評価時）</p> <p>研究職員の研究力の向上及び外部競争的資金獲得に向けた取組を実施すること。</p>	<p>後述の通り（本評価書P90）、科研費の実施状況については、令和6年度実施課題までを対象とした新型コロナウイルスによる研究課題の延長措置があったため、新規の申請件数が少ない状況にあったが、<u>令和6年度には採択率及び交付額ともに令和5年度から向上した</u>。さらに、令和7年度には、個人研究だけでなく、<u>研究所の研究班として申請した課題も採択された状況であり、毎年度の研究力向上セミナーの実施や、「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」の取組が実を結んだ結果と</u>考える。</p>		
--	---	---	--	--

<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場における研究成果の活用状況について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p><有識者意見> (第5期見込み評価時)</p> <p>第6期においては、連携協定を結んだ大学等との共同研究などを一層進めるなどして、これら(科研費等の外部競争的資金)の獲得をさらに目指す必要がある。</p> <p>【研究成果の普及、活用状況等<定量的指標、その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 研究成果の活用状況の調査の実施</p> <p>終了した研究課題毎に、研究成果の活用状況(教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等)について、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター等にアンケート調査を実施した結果、「活用できた」割合は以下のとおりであり、令和7年度までの全ての年度において、目標値を達成した。</p> <table border="1" data-bbox="593 774 929 1069"> <thead> <tr> <th></th> <th>活用できた割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>82.5% 【137.5%】</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>81.9% 【136.5%】</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>83.3% 【138.8%】</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>77.2% 【128.7%】</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>71.5% 【119.1%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※【 】内の%は「数値目標60%以上」に対する目標達成率</p> <p>イ 活用方法等の把握(活用度調査の改善)</p> <p>令和3年度実績評価時における主務大臣からの指摘や、有識者からの意見を踏まえ、活用状況の調査において研究成果の活用に関して、定量的な側面だけでなく、活用の方法についても把握するよう調査の改善を図った。</p> <p>具体的には、令和4年度より、活用の具体例についても併せ</p>		活用できた割合	R3	82.5% 【137.5%】	R4	81.9% 【136.5%】	R5	83.3% 【138.8%】	R6	77.2% 【128.7%】	R7	71.5% 【119.1%】	<p>研究成果の活用状況について、令和7年度までのすべての年度において目標値を大きく超えて達成している。</p> <p>主務大臣の指摘を踏まえ、研究成果の活用状況に加え、活用方法についても把握するよう改善を図ったことで、就学時健診時等において活用した、入学説明会や特別支援教育理解のための説明会の資料として活用した等、具体的な活用の実態を把握</p>		
	活用できた割合															
R3	82.5% 【137.5%】															
R4	81.9% 【136.5%】															
R5	83.3% 【138.8%】															
R6	77.2% 【128.7%】															
R7	71.5% 【119.1%】															

て調査することとし、活用の実際を把握し、研究成果の示し方や研究成果物の工夫に生かした。具体的な活用場面としては、特別支援教育コーディネーターや管理職の研修会における資料、入学説明会や特別支援教育理解のための説明会の資料、予算要望の際の資料、施策検討の参考資料等、様々な回答があり、自治体や学校の状況やニーズに応じて活用いただいていることがうかがえた。

成果物の活用については、活用度だけでなく、活用の場面、方法、さらに、研究成果の活用により得られた変化・効果、研究成果の有用性の把握、検証に取り組む。その結果得られた効果的な活用方法を、多様な媒体を利用して周知する、一層活用しやすい形に改善する等に努め、質的な充実を図る。

<主務大臣指摘> (R3 年度実績評価時)

研究の活用方法についても把握するなど、質的な側面の充実を努めること。

<有識者意見> (R3 年度実績評価時)

今後(どのように活用されたのか)を捉えることで、さらなる活用充実が図れることが望まれる。

<主務大臣指摘> (第5期見込み評価時)

今後はさらに現場で活用しやすい成果物の作成を追求し、効果的な活用方法を分析し、SNS等を駆使し幅広く周知するなど、量的のみならず質的な面においても毎年度改善を図ることが重要である。

<有識者意見> (第5期見込み評価時)

今後は、それらの資料が実際の教育活動にどれだけ活用され、効果に結びついているかも検証していく必要がある。

することができた。これを基に、具体的な活用場面や活用方法を想定しながら研究成果物の作成に取り組むことが可能となるなど、提供方法を検討する上で大きな効果があり、より活用しやすい研究成果をとりまとめることができた。

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果について、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般に公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>【研究成果の効率的還元<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 研究成果の公開及び還元</p> <p>研究成果については、文部科学省特別支援教育課に提供するとともに、研究所ホームページ等への成果報告書等の掲載や研究所セミナーにおける発表等を通じて、都道府県等教育委員会、特別支援教育センター、学校等をはじめ広く一般の方に公開した。また、研究と研修に一体的に取り組んでいる研究所の強みを生かし、特別支援教育専門研修や指導者研究協議会、NISE 学びラボ等の講義内容にも最新の研究成果を反映させ成果の還元を行った。</p> <p>なお、研究成果については、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、ガイドブック、指導資料等を作成しており、主務大臣や有識者の指摘、外部評価、都道府県等教育委員会等を対象とした研究ニーズ調査の結果を踏まえ、現場で活用しやすい情報提供を行った。加えて、情報発信に関しても、研究所のホームページから研究成果物等にアクセスしやすいようにページのレイアウトを工夫したり、研究成果物を活用しやすくするためのチラシを作成したりして、一層の成果普及を目指した。</p> <p>第6期中期目標期間において、研究成果のまとめ及び公表については、対象を意識し、一層、わかりやすいものとなるよう努める。また、文部科学省との連携を一層強くし、各研究について、特別支援教育課担当官や視学官・特別支援教育調査官と計画段階から出口を見据えた協議を行うとともに、実施後は、各研究成果の、国の政策・取組への寄与についても、同様に協議し、把握する。都道府県等教育委員会に対しても、研究ニーズ調査において、研究成果が政策立案に寄与している例を把握、整理する。これらの把握、整理を通して、政策立案に一層</p>	<p>研究成果については、<u>それぞれのニーズに応じて活用しやすくなるよう</u>、研究成果報告書だけでなく、リーフレットやガイドブックなど、<u>様々な形でとりまとめ、提供するとともに</u>、ホームページによる公表や教育委員会等宛に送付するだけでなく、<u>研究所主催のセミナーや研修の講義の中で実際に活用する場面を設けるなど、その有用性や活用方法を理解いただけるよう工夫し、普及を行った。</u></p>		
--	--	--	--	--

<p><評価の視点></p> <p>・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。</p>	<p>寄与しうる研究活動の展開を目指す。</p> <p>〔 <主務大臣指摘> (R6 年度実績評価時) 〕</p> <p>国の政策立案への寄与については、各研究の成果が国のどのような政策に、どのような場面で活用されているのかを具体的に把握することが必要であり、国との連携について、これまで以上に取組を進めることが必要である。また、任命権者の政策立案への寄与についても、各研究の成果が任命権者の政策立案において、具体的にどのように寄与しているのか、把握することが必要である。</p> <p>〔 <主務大臣指摘> (第5 期見込み評価時) 〕</p> <p>次期中期目標期間においては、基礎的研究活動を含めた全ての研究活動の成果について、国の政策立案への寄与については、各研究の成果が国のどのような政策に、どのような場面で活用されているのかを具体的に把握することが必要であり、国との連携について、これまで以上に取組を進めていただきたい。また、任命権者の政策立案への寄与についても、各研究の成果が任命権者の政策立案において、具体的にどのように寄与しているのか、把握することに努めていただきたい。</p> <p>イ 研究成果のコンパクト化</p> <p>令和3 年度及び5 年度実績評価時の主務大臣指摘、令和4 年度実績評価時の有識者からの意見を踏まえ、研究成果の普及・活用の充実につながるよう、成果物のとりまとめを工夫した。具体例として、自閉症班において令和4 年度から継続して取り組んだ「自閉症のある子供の自立活動の指導に関する検討」について、この成果を基に、令和7 年3 月に、「自閉症のある子供の自立活動と各教科等の関連を図った指導を考えよう！」と題したリーフレットにまとめた。リーフレットは全部で6 ページ</p>	<p><u>主務大臣の指摘を踏まえ、研究成果については、学校現場等にわかりやすく、活用しやすい形で提供するために、成果の概略やポイントを視覚的に提示したり、より理解しやすいレイアウトにしたりする等、工夫・検討を重ねてまとめるようにしている。</u>例えば、成果物のイメージ案ができた段階で、研究協力機関となって</p>		
---	--	---	--	--

とし、漫画や図式を多用してポイントが簡潔に伝わるよう工夫した。肢体不自由班では、ICTの活用実践事例を、Snapshotとして簡潔にまとめ、随時Webページにて公開をした。また、障害種別特定研究の研究成果をハンドブックとしてまとめ、研究成果をコンパクトに整理する等の有識者からの指摘事項にも対応した。

また、資料作成等に係る所内研修を行い、レイアウトの工夫の観点など、研究成果の効果的な提示に関して知見を深める機会を設けた。

以上の通り、第5期中期目標期間においては、研究成果をよりわかりやすく、活用しやすい形で公開するように努め、コンパクトなリーフレットにする等の工夫をしてきたところである。

第6期中期目標期間においては、教員等の利用者が得たい情報やその入手手段等について、活用度調査やニーズ調査等で把握するように努め、研究成果の公表の形や媒体などニーズに合わせて検討し、効率的、効果的な活用につなげる。ホームページにおける掲載に関しては、随時、実践事例や最新の知見を追加し、バージョンアップに努める。

<主務大臣指摘> (R3及びR5年度実績評価時)

- ・研究成果をコンパクトにまとめるなど、多忙な教職員でも手に取りやすいような成果物を作成し、普及啓発の窓口を広めるとともに、ナショナルセンターとしての認知度を高めること。(R3年度)
- ・成果物であるリーフレット等をより広く普及させるため、読み手のニーズを的確に把握した上で、レイアウト等の更なる工夫を期待する。(R5年度)

<主務大臣指摘> (第5期見込評価時)

任命権者の政策立案への寄与についても、各研究の成

いる学校に意見照会を行って改善を図るなど、現場のニーズに寄り添った成果物の作成を心がけ、コンパクトなリーフレット等にして提供したことで、学校現場の活用可能性を広げられたことは、研究成果の還元を強化し、特別支援教育に取り組む自治体や学校現場へのより一層の支援につなげることができた。

また、資料作成に係る所内研修を実施したことも、研究成果物の作成に効果をもたらしたと考える。

以上、重点課題研究及び障害種別特定研究等の着実な進捗と、終了課題に関する研究成果の活用状況や研究成果の還元において成果を上げ、高い水準で目標を達成したほか、都道府県・市町村教育委員会等へのニーズ調査結果や、主務大臣からの指摘事項等にも十分に対応していると考える。

<課題と対応>

特に、特別支援教育に対して関心が低い層にもアプローチできるよう、研究所の認知度向上に取り組みながら、研究成果の教育現場における一層の活用に向けて取り組んでいく。

	<p>果が任命権者の政策立案において、具体的にどのように寄与しているのか、把握することに努めていただきたい。</p> <p><有識者意見> (R4年度実績評価時)</p> <p>研究成果のエッセンスをコンパクトにまとめたリーフレット等は、学校現場での活用の幅を広げている</p> <p><有識者意見> (R6年度実績評価時)</p> <p>ホームページの充実を生かした「デジタル・ガイドブック」の適時適切な更新を行い、具体的な事例を増補するなど、絶えざるバージョンアップを図っていくことを期待する。</p> <p><有識者意見> (第5期見込み評価時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期においては、教員はどのような情報を、どのような手段で得たいと考えているのかなど、ニーズ調査を組織的・系統的に行い、より効率的かつ効果的な活用につながる工夫を検討する必要がある。 ・今後は、それらの資料が実際の教育活動にどれだけ活用され、効果に結びついているかも検証していく必要がある。 			
--	--	--	--	--

<p>(2)評価システムの充実による研究の質の向上</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価において、全ての研究で、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究区分の特性に応じた評価システムを構築し、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等を行い、評価システムの改善を図る。また、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用したか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【外部評価結果<定量的指標>】</p> <p>研究の内部評価及び外部評価として、研究課題（重点課題研究及び障害種別特定研究）の実施期間中に行われる中間評価及び、研究終了時に行われる最終評価を実施した。内部評価については当研究所の評価委員会において、外部評価については当研究所の運営委員会の下に置く外部有識者で構成される外部評価部会において行った。</p> <p>外部評価においては、令和7年度までに終了した全ての研究課題（11課題）において、5段階評価で4以上（A、A+）の評価を得ており、これまでの成果では目標値を達成している状況である。</p> <p>【研究区分に応じた評価システム<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 先端的・先導的研究の評価</p> <p>先端的・先導的研究については、令和5～6年度実施の1課題について、役員、参与、外部有識者による開始前の評価を行い、研究の必要性等を検討のうえで実施を決定した。研究期間中は、定期的な参与との面談を通して、研究計画、内容に関する助言を得て適宜改善を図るとともに、役員ヒアリング及び所内研究成果等共有会において、研究の経過と成果、今後の課題等について報告・共有及び意見交換を行い、所内職員、参与から研究の充実に向けた助言を得た。そのうえで、研究成果報告書を作成し、研究成果を運営委員等の有識者に提示し、研究成果の意義や活用可能性等についての意見を得た。</p> <p>イ 外部資金研究等の評価</p>	<p><根拠></p> <p>研究課題については、毎年度中間及び終了時に内部評価及び外部評価を実施し、<u>外部評価においては、令和7年度までに終了している全ての研究課題で「A+」または「A」の評価を受け、目標値（5段階評価で4以上）を達成できた。</u></p> <p>先端的・先導的研究については、将来的な教育政策の検討資料や教育実践の選択肢を提示することを目標とする<u>研究の性格や役割を踏まえ、参与による定期面談、役員や所内職員による進捗確認、有識者による評価など、多くの視点を取り入れたことで、研究を進める過程で、学校現場での実用化に向けて、企業の開発担当者との意見交換の機会をもつなど、研究の充実を図ることができた。</u></p> <p>また、運営費交付金で行う研究と</p>		
---	---	--	--	--

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究内容の更なる質的向上を図るため評価システムの充実を図ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>外部資金研究等に関して、各研究の成果や意義について所内で検討するとともに、各研究の内容、結果、成果等を総覧できる NISE 研究レポートを作成して、運営委員会へ報告し、成果の意義や普及方法について意見・助言を得た。</p> <p>なお、研究の評価については、第6期中期目標期間においては、運営費交付金で実施する研究の全てを外部評価の対象とするように計画するとともに、外部評価の委員について、領域を踏まえ、特別支援教育以外の有識者等にも委嘱するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><主務大臣指摘> (第5期見込み評価時)</p> <p>次期中期目標期間においては、外部資金による研究や受託研究等を除く全ての研究活動について、外部評価の対象とすること。また、外部評価にあたっては、特別支援教育を必ずしも主たる専門とはしない隣接領域の研究者等も委員に加えることを検討すること。</p> </div> <p>【評価システムの充実<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>評価の観点として、国の政策立案への寄与、国の施策推進への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場の課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。</p> <p>また、令和6年度には、中間評価について、研究の進捗状況の評価と次年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を求めるとともに、その時点までの研究結果及び研究成果の公表の状況についても次年度の見通しを含めて評価するなど、評価の観点・項目の改善を行った。</p> <p>評価結果については、研究の改善・充実策を含めて速やかに研究チームに伝達し、PDCA サイクルを重視した評価システムの運用を行った。</p> <p>アウトカムの一層の実際的な把握に当たっては、第6期目標期間</p>	<p>は枠組みが異なる<u>外部資金研究について、運営費交付金で行う研究と同様に、研究所の研究総覧である「NISE 研究レポート」に掲載することとし、運営委員に提示したり、ホームページで公表するようにしたことで、研究職員の外部資金研究への意識や研究内容、研究の進捗等に影響を与え、研究活動の充実につながった。</u></p> <p>研究の評価については、中期計画にある、研究区分の特性に応じ、<u>アウトカムを重視した評価システムを構築し、自己評価の充実を図った。</u></p> <p>また、<u>内部評価及び外部評価ともに、評語による評価だけでなく、中間評価において研究結果や研究成果の公表の状況(今後の見込みを含む)、研究の改善・充実のための方策など、記述による評価を多く取り入れるなどの改善を図り、評価が、最終的な研究成果の充実に一層つながるものとなるよう工夫した。</u></p>		
--	---	---	--	--

	<p>に以下について取り組む予定である。</p> <p>研究成果が常に、学校現場の実践等の充実・発展、変革につながるよう、研究成果物の活用度調査において、教員や指導主事に対して、また、各研究の研究協力機関（学校等）や研究協力者に対して、研究成果の活用により得られた変化・効果、研究成果の有用性、効率性、満足度等について尋ね、その結果を受けて、研究の質の向上を図る。</p> <p><主務大臣指摘>（R6 年度実績評価時）</p> <p>研究成果が国の政策立案・施策推進等や教育実践に寄与するよう、調査研究によって得られるアウトカムをより具体的に把握し、研究の質の向上を図ることが必要である。</p> <p><主務大臣指摘>（第5期見込み評価時）</p> <p>研究者が創意工夫しながら行う多様な研究について、適切に評価を行う。</p> <p><主務大臣指摘>（第5期見込み評価時）</p> <p>アウトカムを意識して、学校現場の変革に繋がる研究活動に集中的に取り組むことを期待したい。</p> <p><有識者意見>（R6 年度実績評価時）</p> <p>今後は、ユーザビリティ評価など、実質的な効果について検討する必要がある。</p>	<p>評価システムの運用に当たっては、<u>評価結果について、速やかに研究チームに伝えるなど、PDCA サイクルを重視した運用を行い、研究活動の質的向上につなげることで、中期目標を達成した。</u></p> <p><課題と対応></p> <p>主務大臣の指摘を踏まえ、研究成果の活用については、アウトカム評価の指標について検討する。</p>		
--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>R3：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から研究方法の変更によって支出が抑えられたことが要因である。</p> <p>R4：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、研究活動に従事する人員数に変更があったことが大きな要因である。</p> <p>R5：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、研究活動に従事する人員数の減少があったことが大きな要因である。</p> <p>R6：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、当初の計画に比べ効率的に執行したことが大きな要因である。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】</p> <p>ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講者の参加率	80%以上	—	113.3%	99.5%	100.2%	105.1%	94.2%	予算額（千円）	308,332	303,567	296,198	308,301	204,217
研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況	80%以上	97.2%	—（令和2年度専門研修中止）	96.1%	98.9%	95.4%	96.0%	決算額（千円）	268,423	259,263	236,925	258,168	247,558

研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況	80%以上	—	91%	90.5%	91.2%	91.6%	95.4%	経常費用（千円）	275,126	264,010	242,141	248,268	247,566
講義配信の自治体の団体受講登録割合	中期目標 期間終了 までに、 80%以上	—	44.7%	53.2%	72.3%	89.4%	93.6%	経常利益（千円）	503	7,536	9,037	8,074	0
講義配信の受講登録数	中期目標 期間終了 までに、 8,000人 以上	7,174人	11,012人	13,476人	18,239人	21,765人	25,883人	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数	中期目標 期間終了 までに、 4,000人 以上	1,321人	1,336人	3,107人	5,414人	7,400人	9,611人	行政コスト（千円）	276,345	264,010	242,141	248,268	247,566
								従事人員数	22	20	19	20	14

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画																																
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																												
	業務実績	自己評価	(見込み評価)		(期間実績評価)																											
(1)国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 <主な定量的指標> ・受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上	<主要な業務実績> 【受講者参加率<定量的指標>】 受講者定員に対する受講者の参加率は下記表の通り、各年度において目標値を達成している。 ○研修事業全体の状況【募集人員 420 名 (R5 以降 430 名、R7 は 480 名) 参加率目標 80%以上】	<自己評価> A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行っていることから、A 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 <根拠> 深刻な教員不足などを背景に、教育現場等を一定期間離れて研修に参加することが難しい状況が生じている。特に、専門研修のように長期間（9 週間）にわたるものや、職場を離れて宿泊を伴う研修への派遣については消極的になる派遣元も少なくない。 このような現状に加え、コロナ禍を経て急速に進んだ ICT 活用による環境の変化を踏まえ、 <u>受講者・派遣元の負担への配慮と研修内容の一</u>	評定		評定																											
			<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修修了者</th> <th>参加率</th> <th>目標達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>476 名</td> <td>113.3%</td> <td>141.6%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>418 名</td> <td>99.5%</td> <td>124.4%</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>431 名</td> <td>100.2%</td> <td>125.3%</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>452 名</td> <td>105.1%</td> <td>131.4%</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>452 名</td> <td>94.2%</td> <td>117.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,229 名</td> <td>102.3%</td> <td>127.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[内訳]</p> 特別支援教育専門研修【募集人員 210 名 目標 80%以上】		研修修了者	参加率	目標達成率	R3	476 名	113.3%	141.6%	R4	418 名	99.5%	124.4%	R5	431 名	100.2%	125.3%	R6	452 名	105.1%	131.4%	R7	452 名	94.2%	117.7%	合計	2,229 名	102.3%	127.9%			
	研修修了者	参加率	目標達成率																													
R3	476 名	113.3%	141.6%																													
R4	418 名	99.5%	124.4%																													
R5	431 名	100.2%	125.3%																													
R6	452 名	105.1%	131.4%																													
R7	452 名	94.2%	117.7%																													
合計	2,229 名	102.3%	127.9%																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修修了者</th> <th>参加率</th> <th>目標達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>200 名</td> <td>95.2%</td> <td>119.0%</td> </tr> </tbody> </table>		研修修了者	参加率	目標達成率	R3	200 名	95.2%	119.0%																							
	研修修了者	参加率	目標達成率																													
R3	200 名	95.2%	119.0%																													

<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の研修終了後における指導的役割の実現状況について80%以上 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<table border="1"> <tr><td>R4</td><td>189名</td><td>90.0%</td><td>112.5%</td></tr> <tr><td>R5</td><td>192名</td><td>91.4%</td><td>114.3%</td></tr> <tr><td>R6</td><td>203名</td><td>96.7%</td><td>120.9%</td></tr> <tr><td>R7</td><td>195名</td><td>92.9%</td><td>116.1%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>979名</td><td>93.2%</td><td>116.5%</td></tr> </table> <p>指導者研究協議会【募集人員210名(R5以降220名、R7は270名) 目標80%以上】</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>研修修了者</td><td>参加率</td><td>目標達成率</td></tr> <tr><td>R3</td><td>276名</td><td>131.4%</td><td>164.3%</td></tr> <tr><td>R4</td><td>229名</td><td>109.0%</td><td>136.3%</td></tr> <tr><td>R5</td><td>239名</td><td>108.6%</td><td>135.8%</td></tr> <tr><td>R6</td><td>249名</td><td>113.2%</td><td>141.5%</td></tr> <tr><td>R7</td><td>257名</td><td>95.2%</td><td>119.0%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,250名</td><td>110.6%</td><td>138.3%</td></tr> </table>	R4	189名	90.0%	112.5%	R5	192名	91.4%	114.3%	R6	203名	96.7%	120.9%	R7	195名	92.9%	116.1%	合計	979名	93.2%	116.5%		研修修了者	参加率	目標達成率	R3	276名	131.4%	164.3%	R4	229名	109.0%	136.3%	R5	239名	108.6%	135.8%	R6	249名	113.2%	141.5%	R7	257名	95.2%	119.0%	合計	1,250名	110.6%	138.3%	<p>層の充実の両面から、研修の内容及び実施方法について柔軟な見直しを継続的に行った。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインやオンデマンド配信を取り入れた受講負担の軽減 ・国の政策動向やICT活用の浸透を反映したコンテンツの追加 ・最新の研究成果を反映させたコンテンツの充実 ・参集時の協議・体験の充実などカリキュラムのメリハリ付け <p>といった工夫を行うことで、受講する魅力・意義のある研修とした。</p> <p>また、外部有識者の意見や教育委員会等のニーズも反映した研修の企画立案に努めたことで、結果的に目標値を上回る参加率を達成し、特別支援教育に係る指導者の育成及び専門性の向上に貢献した。指導者研究協議会において、台風の影響で集合・宿泊による開催が困難となった際にも、急遽オンライン開催への切り替えを行い、計画通りのプログラムを滞りなく行うことができたことは、オンライン配信等のノウハウが確実に蓄積された成果であった。</p> <p>さらに、各研修については、主務大臣による指摘事項も踏まえ、その</p>		
	R4	189名	90.0%	112.5%																																																
	R5	192名	91.4%	114.3%																																																
	R6	203名	96.7%	120.9%																																																
	R7	195名	92.9%	116.1%																																																
	合計	979名	93.2%	116.5%																																																
		研修修了者	参加率	目標達成率																																																
	R3	276名	131.4%	164.3%																																																
	R4	229名	109.0%	136.3%																																																
	R5	239名	108.6%	135.8%																																																
R6	249名	113.2%	141.5%																																																	
R7	257名	95.2%	119.0%																																																	
合計	1,250名	110.6%	138.3%																																																	
	<p>【受講者の指導的役割実現状況<定量的指標、評価の視点>】</p> <p>ア 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査</p> <p>(ア) 特別支援教育専門研修</p> <p>専門研修の研修修了1年後を目途に、研修内容・方法等の改善・充実と研修受講後の受講者の各地域等における指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を実施している。アンケート結果は、下記表の通りであり、各年度において目標値を達成している。</p> <p>○研修修了1年後アンケート</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">「研修成果を教育実践等に反映できているか」という問いに「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受講者 (本人)</td> <td>所属長 (学校長等)</td> <td>任命権者 (教育委員会)</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	「研修成果を教育実践等に反映できているか」という問いに「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合					受講者 (本人)	所属長 (学校長等)	任命権者 (教育委員会)	R3																																										
「研修成果を教育実践等に反映できているか」という問いに「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合																																																				
	受講者 (本人)	所属長 (学校長等)	任命権者 (教育委員会)																																																	
R3																																																				

R4	96.8% 【121.0%】	97.9%【122.4%】	96.1%【120.1%】
R5	97.9% 【122.4%】	100%【125.0%】	98.9%【123.6%】
R6	99.4% 【124.3%】	98.9%【123.6%】	95.4%【119.3%】
R7	98.0% 【122.5%】	99.5%【124.4%】	96.0%【120.0%】

※【】内の％は、数値目標（80％以上）に対する目標達成率

※令和2年度専門研修は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、特別支援教育専門研修の実施を中止

なお、研修修了1年後アンケートについては、主務大臣指摘を踏まえ、令和6年度に、学校現場等に具体的にどのように役立っているかの具体例及び研修成果の波及効果等に関する質問項目を新たに設けるなど改善を図った。

＜主務大臣指摘＞（R5年度実績評価時）

研修の参加率など定量的指標の達成状況のみならず、研修が対象者に対して真に必要な内容であったか、学校現場等に具体的にどのように役立っているのかという観点での研修の質的向上をこれまで以上に図る事が必要である。

また、特別支援専門研修では、受講者一人一人に目的意識を持って研修にのぞんでいただけるよう、事前に受講者に「研修の自己目標」の設定を行ってもらい、研修修了直後に自己評価を行うアンケートを実施している。アンケート結果は下記表の通りであり、各年度において目標値を達成してい

学校現場等への波及効果の把握に努めた。受講前に設定した自己目標の達成状況や受講修了1年後の状況を把握したことで、研修の質的向上につながっただけでなく、受講者・派遣元の研修に対する意識をいっそう高める効果もあったと考える。アンケートの回答からは、様々な実態の子供たちや保護者に関わるときに研修で学んだ専門的な知識が役立っており、いろいろな角度から子供のことを考えられるようになったなど研修受講による効果を感じる意見があった。また、専門研修の受講生が障害理解に関する校内研修を企画して実施したり、翌年度の教育委員会主催の研修会において講師を務めたりするなど、研修の成果が具体的な対応をもって学校や自治体に還元されていることがうかがえ、研修を通して全国で特別支援教育の推進の中核的役割を担う指導者の育成及び専門性の向上に貢献した。

る。

○研修終了直後のアンケート（対受講者）

自己目標の実現状況について、「十分に達成できたと思う」「達成できたと思う」と回答した割合

R3	91.0%【113.8%】
R4	90.5%【113.1%】
R5	91.2%【114.0%】
R6	91.6%【114.5%】
R7	95.4%【119.2%】

※【】内の％は、数値目標（80%以上）に対する目標達成率

(イ) 指導者研究協議会

各指導者研究協議会においても同様に、研修の効果を把握するための研修終了1年後アンケートを実施している。アンケート結果は下記表の通りであり、各年度において目標値を達成している。

○研修終了1年後アンケート

「研修成果を教育実践等に反映できているか」という問いに「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合

	受講者 (本人)	所属長 (学校長等)	任命権者 (教育委員会)
R3	95.2%【119.0%】	97.5% 【121.9%】	98.2%【122.8%】
R4	95.9%【119.9%】	98.6% 【123.3%】	96.3%【120.4%】
R5	96.9%【121.1%】	98.7% 【123.4%】	96.4%【120.5%】
R6	94.5%【118.1%】	98.3% 【122.9%】	95.0%【118.8%】

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>※R7年度（受講者等）はR9年1月に実施予定</p> <p>※【】内の%は、数値目標（80%以上）に対する目標達成率</p> <p>【国の動向や社会情勢、教育委員会・受講者等の意見を踏まえた研修の実施<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 国の動向や社会情勢を踏まえた研修の実施</p> <p>（ア）「研修指針」に基づく研修の実施</p> <p>研修事業の実施にあたっての基本的な方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、この「研修指針」に基づき、指導者の専門性の向上、教員の資質向上に関わる支援を実施している。</p> <p>実施方法については、新型コロナウイルスの感染拡大及びそれを契機としたICT活用の普及状況を踏まえ、随時柔軟に見直しながら取り組んだ。</p> <p><特別支援教育専門研修></p> <p>実施内容：視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育、発達障害・情緒障害教育、言語障害教育の7コース（各年度）</p> <p>実施方法：R3年度 9週間オンライン</p> <p>R4-5年度 3週間参集、6週間オンライン</p> <p>R6-7年度 4週間参集、5週間オンライン</p> <p><指導者研究協議会・セミナー></p> <p>実施内容：①ICT活用に関わる指導者研究協議会</p> <p>②高校の通級指導に関わる指導者研究協議会</p> <p>③交流及び共同学習推進指導者研究協議会</p> <p>④発達障害教育実践セミナー</p> <p>⑤特別支援学校寄宿舎指導実践協議会</p> <p>（いずれも各年度）</p>			
--	---	--	--	--

実施方法：R3年度 ①～⑤オンライン
R4年度 ①参集, ②～⑤オンライン
R5年度 ①②参集, ③④オンライン, ⑤ミックス
R6年度 ①参集, ②～④オンライン, ⑤ミックス
※②は台風のため急遽オンラインに切替。
R7年度 ①②参集, ③④オンライン, ⑤ミックス

(イ) 国の政策動向等を踏まえた対応

主務大臣の指摘も踏まえ、研修等の企画立案にあたっては、文部科学省特別支援教育課及び広島大学教員（外部有識者）の協力を得て、研修企画検討会議を組織し、PDCA サイクルを回しながらカリキュラムの改善・充実を図ってきた。

〔 <主務大臣指摘> (R3年度実績評価時)
今後も、教育現場のニーズを把握し、ニーズに応じた研修企画を実施するとともに、外部有識者の意見を取り入れながら、PDCA サイクルを機能させること。 〕

国の政策動向を踏まえた対応として、全ての研修、協議会において「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」や「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中央教育審議会答申）等で示された、特別支援教育を担う教師に求められる資質能力を踏まえ、カリキュラムの見直しを行った。このほか、最新の研究成果を講義内容に反映させたり、GIGA スクール構想や ICT 活用の普及状況等を踏まえて講義を追加したりするなど、随時更新を行った。

<特別支援教育専門研修において新たに設けた共通講義>

国の喫緊の課題に対応：

「学習指導要領を踏まえた特別支援教育の充実」 R3年度
「外国人児童生徒等への教育の動向」 R3年度

近隣の久里浜医療センターとの連携：
「ゲーム・ネット依存の実態と支援」R3年度
ICT活用の普及状況を踏まえた対応：
「効果的なオンライン研修の実際」R3年度
研究データの活用に対応：
「特別支援教育研究におけるデータの活用」R4年度

イ 教育委員会・受講者等の意見を踏まえた対応

国の政策動向だけでなく、教育実践の喫緊の課題に対応する観点からも、参加者アンケートや都道府県教育委員会等に対するニーズ調査を行い、それらを参考に内容の改善を図った。

例えば、専門研修では研修終了直後アンケートで意見のあった講義について、内容や資料を見直すなど必要な改善を常に図っている。また、指導者研究協議会では、ニーズ調査の結果を基に一部の開催回数を増やして受入人数の拡充を図った。

特別支援教育専門研修については、特総研ならではの施設を生かした研修となるよう、教育委員会等へのニーズ調査及び研修員へのアンケート調査の結果等を踏まえ、引き続き第6期中期目標期間においても、文部科学省及び大学の有識者等が参画する研修事業企画会議を開催し、PDCAサイクルに基づく改善・充実を図るとともに、研究協議及び課題研究について、より自己の在り方も意識した探求的研修になるよう事前アンケートや所内マネジメント等の充実を図る。

第6期中期目標期間においても、ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、また、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる研究所の強みを活かして、新設するウェルビーイング S&I センターの企画戦略ユニットを中心に、多様な課題に柔軟に対応でき、教育現場に必要とされる研修等の資質向上支援を機動的に実施する。

＜主務大臣指摘＞（R6 年度実績、第 5 期見込み評価時）

他の研修施設等には無い研修効果が得られるよう、更なる取組の改善が必要である。また、各受講者が専門研修等で身につけた成果が校内研修の実施等を通じて他の教員にも普及がなされるような取組を期待する。

＜主務大臣指摘＞（R6 年度実績評価時）

研修カリキュラムの不断の見直しに向けて、研修対象者に対して真に必要な内容であったか、学校現場で具体的にどのように役立っているのかなど検証を行い、研修内容の質的向上につなげていくことが必要である。

＜主務大臣指摘＞（第 5 期見込み評価時）

特別支援教育の現場において、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、多様な課題に柔軟に対応でき、現場に必要とされる研修が機動的に実施できる組織体制を整備すること。

＜有識者意見＞（第 5 期見込み評価時）

・第 6 期においても、教員の研修ニーズを的確に把握して、ニーズに即した目的、内容、方法などを検討し、特別支援教育に関係する教員の資質向上につながる研修の実行が期待される。

・今後とも、さらなる研究、研修及び広報を通じて、多くの教員に理解が広がっていくことを期待する。

ウ 集合とオンラインのベストミックスの検討

先述のとおり、当研究所では、コロナ禍を経て研修等の実施方法について、随時見直しを行ってきた。併せて、主務大臣による指摘事項に対応して、実施形態及びコンテンツの提供方法の選択肢が増えた現状を踏まえた、より効果的な研修の在り方についても検討・見直しを行ってきた。

〔 <主務大臣指摘>（R3～5年度実績評価時）
集合研修とオンライン研修とのベストミックス 〕

具体的には、オンライン形式を取り入れた参加しやすさへの配慮、事前事後のオンデマンド配信を取り入れた情報提供の充実に加えて、集合・宿泊研修時の内容の充実も図ることで、カリキュラムにメリハリをつけ、より有意義な研修となるように工夫した。

特に集合・宿泊研修においては、ICT活用実践演習室（あしたの教室）など、当研究所内の機器や設備を活用した実習等を交えた専門講義や研究協議のほか、久里浜特別支援学校をはじめとした近隣の関係機関等と連携した実地研修なども行う「ラボ型研修」と位置付け、来所による効果が高まるように内容の充実を図った。

また、管理職向けの研修については、次期中期目標期間において、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会との連携研修として実施する方向で検討をすすめている。また、NISE学びラボに、小・中・高等学校の管理職向けのコンテンツを作成し、自治体や学校単位での活用の促進を図る予定である。

さらに、次期中期目標期間の研修事業については、次期学習指導要領等の最新の動向や中央教育審議会等での検討状況等に対応して、教育現場の喫緊の課題に対応できるカリキュラム構成を検討するとともに、専門研修修了1年後にフォローアップ研修（オンライン）を実施し、アクションプランの評価とブラッシュアップを行い、受講生の持続・自律的な指導者養成に努める予定である。

〔 <主務大臣指摘>（第5期見込み評価時）

・次期中期目標期間の開始にあたっては、各研修事業の内容についても、学校現場をとりまく喫緊の課題

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の効率的・効果的な実施に 	<p>に対応するとともに、次期学習指導要領や教員の採用・養成・研修に関する検討状況など最新の教育動向を踏まえた研修内容になるよう、対面とオンラインのベストミックスを意識しつつ、研修内容をゼロベースで見直し、スクラップ&ビルドを通じた抜本的な見直しを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の管理職の多くが特別支援教育の経験がないという状況を踏まえ、次期中期目標期間においては、小・中学校の管理職に対する研修の充実にも取り組むこと。 ・オンラインによる研修を実施することで、対面では実施できない研修事業に取り組むことも可能となることから、これまでの研修事業では対象となっていなかった教員に対する研修事業の実施も検討すること。 <p><主務大臣指摘> (R6年度実績、第5期見込み評価時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会に諮問・検討されている「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の議論の内容や答申等を踏まえた対応について、次期中期目標期間中においても研修内容の見直しを行うなど、中教審の議論を踏まえた柔軟な対応を講じること。 <p><有識者意見> (第5期見込み評価時)</p> <p>今後もオンデマンド・オンライン研修を充実させ、いつでもどこでも教員にニーズに対応できる体制を整えるよう期待する。</p> <p>【他法人との連携による研修の実施<その他の指標、評価の視点>】</p>			
---	--	--	--	--

<p>資するため、他法人との連携についての検討を行ったか。</p> <p><評価の視点></p> <p>・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。</p>	<p>○国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について</p> <p>有識者からの意見を踏まえ、令和4年度に初めて教職員支援機構との共催の形で「共生社会を実現する教育研究セミナー」を実施した。また、令和5年度においては、国立女性教育会館も次年度計画検討会に加わった。</p> <p>本セミナーは、「令和の日本型学校教育の構築」を目指して、今後の特別支援教育の在り方を確認するとともに、全ての教師に求められる障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力を伸ばすことや、通常の学級における特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に関する理解等を学ぶことで指導力の向上を図ることを目的とし、講義・演習・協議等を実施するものであり、令和7年度も実施した。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人による間接業務等の共同実施に関する協議会において、研修事業における連携方策について検討を行っている。</p> <p><有識者意見>（R3年度実績評価時）</p> <p>国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との実効性のある連携。</p> <p><有識者意見>（第5期見込み評価時）</p> <p>国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について実施しているが、この取組は有効であり、継続が期待される。</p>			
---	--	--	--	--

<p>(2)各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに都道府県の80%以上 ・講義配信の受講登録数中期目標期間終了までに8,000人以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義コンテンツについての計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信を行ったか。また、利用者のアンケート調査等を基に内容及び運用の改善を図ったか。 	<p>【講義配信の受講登録状況<定量的指標、その他の指標>】</p> <p>都道府県等の障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」を運用している。</p> <p>第5期中期目標期間中に、188 コンテンツを視聴可能とし、そのうち142 コンテンツに対して理解度チェックテストの追加を行ったところである。</p> <p><カテゴリーごとのコンテンツ数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育全般：61 コンテンツ ・障害種別の専門性：99 コンテンツ ・通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導：28 コンテンツ <p>計188 コンテンツ</p> <p>これらのコンテンツについては、上記のチェックリストの追加に加え、例えば「特別支援教育全般」のコンテンツについて「インクルーシブ教育システム関連」、「各学びの場における教育」、「役割と連携」等に細分類して示したり、受講者のニーズに合わせて活用いただけるよう、複数の講義コンテンツを職能や校種別等に応じてパッケージ化した研修プログラムとして提案したりするなど、利便性向上のために随時改善を図っている。</p> <p>また、コンテンツの利用実態把握のため、都道府県教育委員会及び教育センター等の指導主事等を対象にアンケート調査及び情報交換会を実施し、収集した実践例を基に、オンデマンド型研修等を含めたハイブリット型研修の効果的な企画・立案など、NISE 学びラボを活用した自治体の実情に応じた研修の在</p>	<p><根拠></p> <p>深刻な教員不足が続く一方で、特別支援教育の対象となる児童生徒数は伸び続け、通常の学級を含む全ての学びの場において特別支援教育に係る知識や対応が求められている。このような状況下では、学校現場におけるOJTは難しく、また、日々業務に追われる教師にとって研修の受講や自主的な勉強に割ける時間は限られている。さらに、これまでの各自の経験や専門に応じてそれぞれのニーズにもばらつきが生じている。</p> <p>こうした現状にあって、<u>自分の好きな時間に、自分の視聴したい講義を選んで学習することができるオンライン学習コンテンツ (NISE 学びラボ) の提供は、教師一人一人の学びを支える重要なツールとなっている。</u>加えて、教育委員会や学校の研修にも活用いただけることで、<u>研修の企画・立案の支援及び全国的な質の担保にもつながっている。</u></p> <p>特に今期は、学習指導要領や国の有識者会議の報告の内容など、国の動向を踏まえた対応に加え、<u>主務大</u></p>		
--	--	---	--	--

り方について広く共有を図ることで、登録数の拡充につながった。

こうした取り組みの結果、機関登録及び個人登録いずれも、下記の通り目標値を達成している。

	機関登録	個人登録
R3	44.7%【55.9%】	11,012人【137.7%】
R4	53.2%【66.5%】	13,476人【168.5%】
R5	72.3%【90.4%】	18,239人【228.0%】
R6	89.4%【111.8%】	21,765人【272.1%】
R7	93.6%【117.0%】	25,883人【323.5%】

※【】内の％は、数値目標（80％以上、8,000人以上）に対する目標達成率

さらに、コンテンツの質の向上及び作成・更新の負担軽減を図るため、講義音声の自動音声化を推進している。

また、連携協定を結んでいる大学において NISE 学びラボを活用した講義を編成し、予習・復習及び授業時に活用した。その際、学生に対してアンケート調査を実施し、内容の理解や分かりやすさについて高い評価を得た。一方で映像などの具体的な例示が必要との意見もあり、イラストやモデル図の挿入などを行うことで、コンテンツの更新に反映させた。

【教員育成指標と NISE 学びのアシスト<評価の視点>】

主務大臣の指摘を踏まえ、当研究所では、①教員育成指標に応じた学習コンテンツの整理及び充実、②各段階に求められる資質能力の自己評価ツールの開発、③活用事例を含めた「研修の手引き」の作成などを、総合的、有機的に行い、教師の学びを支援する「NISE 学びのアシスト」の取組を進めている。

〔 <主務大臣指摘>（R3 年度実績評価時） 〕

臣の指摘や教育委員会等の利用者の声も踏まえ、動画時間の短縮化や理解度チェックリストの付加を進めたり、教員育成指標と関連付けたコンテンツの整理やパッケージ化した研修プログラムの提案を行うなど、改善・工夫を図ったことで、登録数において目標値を上回り、多くの自治体・個人に活用いただけることとなった。登録者（機関）数の増加に伴い、コンテンツの視聴回数も令和3年度から7年度の5年間で2倍以上に伸びている状況にある。さらに、一部のコンテンツについて教職員支援機構の「教員研修プラットフォーム」への掲載が実現したことで、今後より多くの教師に当研究所のコンテンツを活用いただけるものと考えている。

以上のように、配信コンテンツについて、内容の改善・充実、提供方法の工夫、情報発信の強化と、様々な面から取り組みを進めたことにより、教育委員会等における研修等の教師の資質向上に関する取組や、教師一人一人の学びの支援に貢献した。

<評価の視点>

・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。

- ・教員育成指標の内容等と研究所が開発している学習コンテンツの関連付けを整理し、それに沿って質の高い学習コンテンツを継続的・計画的に作成・提供すること。また、教師が自己の専門性の状況を確認できるツールの開発について検討を進めること
- ・活用事例を含めた研修の手引きを作成すること

また、更に教職員支援機構が運営する「教員研修プラットフォーム」での「NISE 学びラボ」の活用を図るため、文部科学省の教員講習開設事業費等補助金に申請し交付決定をいただいた。これにより「教員研修プラットフォーム」に5つの研修プログラム（計 29 コンテンツ）を掲載し、受講募集を行っている。

さらに、NISE 学びラボに関しては、次期中期目標期間において、「更新等の評価及び更新等計画」を策定し、既存コンテンツの更新の有無や新規コンテンツの作成について、作業完了時期を見通しながら整理しているところであり、当該計画を引き続き作成・活用しつつ、障害種別研究班を中心として、機動的かつ柔軟にコンテンツの見直しや新規作成に関する検討を行い、計画的にコンテンツのスクラップ&ビルドを進めていく。特に時点更新が重要な法令や規則の改正への対応として、コンテンツが含む出典等の情報を一元的に管理するとともに、有識者からの意見も踏まえ、発達障害や自閉症児の増加への対応も踏まえ、関連コンテンツについて充実を図るための機動的な対応体制を整える。

- <主務大臣指摘>（R6 年度実績、第 5 期見込み評価時）
- ・NISE 学びラボについては、特別支援学校の教師のみならず、小・中・高等学校で障害のある子供たちの指導にあたる教師にとっても重要な講義コンテンツ

<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数中期目標期間終了までに4,000人以上 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>であることから、コンテンツの内容について、定期的に最新の理論や知見にアップデートするよう運営の充実を図ること。</p> <p><有識者意見> (第5期見込み評価時)</p> <p>特別支援学校教諭免許状を取得するための現状の科目の中で、自閉症に関する内容が少ないと認識しており、発達障害や自閉症児の増加という現状に鑑み、内容をより充実していただきたい。</p> <p>【単位取得者数<定量的指標、評価の視点>】</p> <p>○免許法認定通信教育及び免許法認定講習</p> <p>特別支援学校の教師の免許保有率 100%を目指す国の方針に基づき、本研究所において、特に、保有率の低い視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域の免許を取得するための免許法認定通信教育を実施している。</p> <p>科目は「視覚障害児における教育課程及び指導演法」「聴覚障害児における教育課程及び指導演法」「視覚障害児における心理、生理及び病理」「聴覚障害者における心理、生理及び病理」の計4科目である。単位認定試験は対面での試験を実施するが、受験者の利便性を向上するため、受験者がいる全ての都道府県に試験会場を設けて開催している。また、障害のある受験者に対しては以下のような配慮を行い、試験を実施している。</p> <p><視覚障害のある者への配慮の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題用紙へのチェックによる解答 ・ルーペの持参及び使用 ・試験時間の延長 (1.3倍 (弱視) 1.5倍 (盲)) ・テキスト形式の試験問題をUSBメモリに入れて出題 ・パソコン上で解答し、USBメモリに入れて提出 <p><聴覚障害のある者への配慮の例></p>	<p>特別支援教育における長年の課題の一つとなっている免許保有率の向上については、<u>大学や教育委員会の実施のみに任せては補えない視覚障害者領域、聴覚障害者領域について、免許法認定通信教育を実施したほか、特別支援教育専門研修の受講者を対象として免許法認定講習を実施した。</u>特に免許法認定通信教育については、限られた人員で教材や試験問題の作成、受験者に対する配慮事項の検討や会場設置に係る調整などを毎年度計画通りに確実に遂行し、<u>令和7年度末までに目標 (4,000人以上) の2倍以上の9,611人の単位取得者を出す結果につながった。</u></p> <p>このことは、<u>特別支援教育に関するナショナルセンターとして、国が目指す免許保有率 100%の達成に寄与するものである。</u></p>		
---	--	--	--	--

- ・試験室内の前列、通路側に座席を設ける
- ・注意事項等の説明をメモにより伝達する
- ・試験開始と試験終了の合図を、近くで手で指し示して行う

また、特別支援教育専門研修において免許法認定講習も実施している。両者を合わせた令和3年度から令和7年度（免許法認定通信教育は後期まで含む）の単位取得者数は以下のとおりであり、目標値を大きく上回って達成している。特に免許法認定通信教育については、放送大学と協力し、双方で開講している科目を周知する共通のチラシを作成して、受講者増につながるよう連携して広報に努めた。

第6期中期目標期間においても、免許法認定通信教育による単位取得者数の更なる向上に向けて、引き続き、放送大学や都道府県教育委員会等との連携を深め、広報活動の充実を図っていく。

	単位取得者数		累計	達成率
	認定通信教育	認定講習		
R3	1,271人	65人	1,336人	33.4%
R4	1,700人	71人	3,107人	77.7%
R5	2,257人	50人	5,414人	135.4%
R6	1,935人	51人	7,400人	185.0%
R7	2,164人	47人	9,611人	240.3%

＜主務大臣指摘＞（第5期見込み評価時）

定量的目標については、第5期中期目標期間中、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和3～4年度を除いては、高い達成率を示している。国が目指す免許保有率100%を達成するためにも「免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数」の更な

＜課題と対応＞

NISE 学びラボのコンテンツや免許法認定通信教育の教材について、学習指導要領改訂への対応など、遅滞なく最新の内容に更新を行っている。

	<p>る向上を目指す必要がある。</p> <p><有識者意見> (R6 年度実績評価時)</p> <p>今後は、小学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員の免許状保有率にも貢献する必要がある。これらの教員に特別支援学校教諭免除状は必須ではないが、その取得によって専門性の高い指導を展開できる。特別支援学級や通級による指導の児童生徒がますます増加する中、重要な役割と思われる。</p> <p><有識者意見> (R6 年度実績評価時)</p> <p>自治体(都道府県)登録数は 42 と、令和 6 年度目標値 80%以上の都道府県で登録に対して、登録率 89.4%となったとことであるが、すべての都道府県に広げることがを期待する。</p> <p><有識者意見> (第 5 期見込み評価時)</p> <p>第 6 期においても、放送大学と連携した開講が期待される。その際、小学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員の免許状保有率の向上まで視野に入れた実施が求められる。</p>			
--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>R3：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、令和 3 年度の専門研修等が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からオンライン実施としたことによる支出減及び免許法認定通信教育実施に係る費用が抑えられたことが要因である。</p> <p>R6：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、研修事業に従事する人員数の減少があったことが大きな要因である。</p> <p>R7：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、教師の学びを支援する免許法認定通信教育システムの更新や研修施設の機器更新を実施したことが大きな要因である。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年 度	令和7年 度
当研究所の ホームページ 訪問者数	年間 75 万以上	—	860,363	927,887	902,780	1,078,520	1,137,298	予算額（千円）	296,384	243,938	238,016	247,742	264,407
発達障害推 進センター Web サイト 訪問者数	年間 10 万件以上	—	215,700 件	323,595 件	316,530 件	400,656 件	430,240 件	決算額（千円）	265,737	262,280	256,022	284,217	335,800

動向把握、 情報発信し た国数	7か国以 上	—	7か国	8か国	8か国	8か国	8か国	8か国	経常費用（千円）	275,126	264,010	242,141	248,268	335,810
地域の課題 解決に向け た取組の実 施件数	中期目標 期間中に 30件以 上	—	13件	26件	42件	57件	63件		経常利益（千円）	454	△349	2,792	0	0
都道府県・ 市町村から の相談支援 についての 有意義度	80%以上	80%	100%	100%	100%	100%	100%	83%	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
インクルー シブ教育シ ステム構築 支援データ ベース事例 のダウンロ ード件数	毎年2万 5千件	毎年2万5千 件	22,459件	25,102件	80,335件	118,917 件	134,343 件		行政コスト（千円）	267,877	263,738	264,838	294,499	335,810
日本人学校 への情報 提供回数	年15回 程度	—	年15回	年15回	年17回	年17回	年16回		従事人員数	17	16	17	20	18

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画																																										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																						
	業務実績	自己評価	(見込み評価)		(期間実績評価)																																					
(1) 特別支援教育に関する情報発信 <主な定量的指標> ・ 研究所のホームページの訪問者件数、毎年度、年間 75 万件以上 ・ 発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数、年間 10 万件以上 <評価の視点> ・ 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	<主要な業務実績> ① 情報提供の量的・質的充実とその効果的・戦略的な取組 ア 【各種ホームページの訪問者数<主な定量的指標、評価の視点>】 研究所及び発達障害教育推進センター（以下、発達センター）のホームページの訪問者数は以下の通りである。 ○研究所ホームページ訪問者件数【目標：年間 75 万件以上】 <table border="1" data-bbox="488 778 1055 1075"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問者件数</th> <th>目標達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>860,363 件</td> <td>114.7%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>927,887 件</td> <td>123.7%</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>902,780 件</td> <td>120.4%</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1,078,520 件</td> <td>143.8%</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>1,137,298 件</td> <td>151.6%</td> </tr> </tbody> </table> ○発達センターWeb サイト訪問者数【目標：年間 10 万件以上】 <table border="1" data-bbox="488 1126 1055 1423"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問者件数</th> <th>目標達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>215,700 件</td> <td>215.7%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>323,595 件</td> <td>323.6%</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>316,530 件</td> <td>316.5%</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>400,656 件</td> <td>400.7%</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>430,240 件</td> <td>430.2%</td> </tr> </tbody> </table>		訪問者件数	目標達成率	R3	860,363 件	114.7%	R4	927,887 件	123.7%	R5	902,780 件	120.4%	R6	1,078,520 件	143.8%	R7	1,137,298 件	151.6%		訪問者件数	目標達成率	R3	215,700 件	215.7%	R4	323,595 件	323.6%	R5	316,530 件	316.5%	R6	400,656 件	400.7%	R7	430,240 件	430.2%	<自己評価> A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある主務大臣からの指摘事項等への対応も行ってのことから、A 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 <根拠> コロナ禍を経て、社会における ICT 環境の整備が加速度的に進む中で、ユーザー目線の有用性の確保やアクセシビリティの向上がこれまで以上に求められる状況にある。また、通常の学級も含む全ての学びの場が特別支援教育の対象となる中、これまで特別支援教育にあまり関わってこられなかった教員にいかにより必要・有益な情報を届けるか、という点も研究所の重要なミッションの一つとなっている。この点、研	評価		評価	
			訪問者件数	目標達成率																																						
R3	860,363 件	114.7%																																								
R4	927,887 件	123.7%																																								
R5	902,780 件	120.4%																																								
R6	1,078,520 件	143.8%																																								
R7	1,137,298 件	151.6%																																								
	訪問者件数	目標達成率																																								
R3	215,700 件	215.7%																																								
R4	323,595 件	323.6%																																								
R5	316,530 件	316.5%																																								
R6	400,656 件	400.7%																																								
R7	430,240 件	430.2%																																								
<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>																																									

	<p>・研究所では、各ホームページや研究所が発信しているコンテンツを広く周知・普及するために、具体的に以下のような取組を行ってきており、その結果として、令和7年度まで全ての年度において目標値を達成することができた。目標達成率も右肩上がりに増加し、令和6年度以降続けて過去最高の達成率となった。</p> <p>イ ホームページの整備・充実</p> <p>ホームページに関わる Web サイト運営要項を改訂し、所内の情報発信戦略会議（月1回）やホームページ確認作業（週1回）等で検討を継続的に重ねながら、情報コンテンツを計画的・体系的に整備した。また、令和4年度には、有識者を対象にホームページの有用度調査を対面並びにオンラインで実施し、そこで収集した意見も踏まえ、様々な利用者にとって有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意したホームページに改善したところ、今後、更なるユーザビリティの向上を図っていく。</p> <p>改善内容の一つとして、分析の結果特に検索件数が多かったページ（「ここから始めよう、特別支援教育」「発達障害のある子供の指導・支援のヒント」「研究者情報」「特別支援教育専門研修」「サイトマップ」）について、トップページからワンクリックで飛べるタブを作成した。このことにより、閲覧数を安定的に伸ばすことができた。</p> <p>さらに、令和6年度には、所内にホームページ改善ワーキンググループを立ち上げ、ホームページのリニューアルに向けて検討を重ねた。また、有識者に対するホームページの有用度調査を対面で実施し、収集した意見を仕様書等に反映させるなど準備を進め、令和8年3月に、一層利便性の高い、国民に対してよりわかりやすいホームページにリニューアルを終え、校長会等より見やすさの評価を多数いただいた。</p> <p>〔 <有識者意見>（第5期見込み評価時） 今後のホームページの展開において、生成AIの活用を含めて 〕</p>	<p>研究所としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS アドバイザーの助言も受け、日常的な SNS を併用した最新の情報発信の強化 ・ 活用したくなる魅力ある成果物やコンテンツの作成・発信 ・ コンテンツの作成・発信のみならず、学校現場のアウトカムを意識し、研究成果やコンテンツやリーフレットが、学校現場でどのように活用、良い効果を促しているかについて情報収集 ・ 研究所主催事業や講師派遣の機会を活用した研究所の広報 ・ ホームページの有用度調査や幅広いステークホルダーを含む検討会議の場を通じた意見収集 ・ 校長会等関係団体や研究協力校などとの日頃のやりとりを通じた意見収集 <p>等、<u>様々な取組を通じて情報収集・発信に最大限努めており、結果として目標値を大きく上回る、研究所創設以来最高の訪問者数の獲得に至ったと考える。</u></p> <p>特に、発達障害教育推進センターの Web サイトに関しては、<u>文部科学省の調査結果</u>（通常の学級で学習面又は行動面で著しい困難を示すと</p>		
--	---	---	--	--

	<p style="text-align: center;">〔 更なるユーザービリティの向上を目指す方向性に期待する。 〕</p> <p>ウ 発達障害教育に関する理解啓発活動</p> <p>発達センターのWeb サイトについては、主務大臣指摘や有識者からの指摘等を踏まえ、特別支援教育の経験が十分ではない教員にも理解しやすいように特別支援教育の基礎基本に係る内容を追加したり、発達センター展示室において通常の学級の教室をイメージした展示を新設し、その様子をWeb サイトを通じて発信したりするなど、可能なところから順次内容の充実を図った。また、令和6年度までの3年間、外部有識者による「発達障害等の情報提供にかかる検討会議」を設け年5回開催し、通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒を指導・支援する教職員はどのような情報を必要としているのかを明らかにするため、多様な立場からWeb サイトの改善に係る意見を頂戴した。この検討会議は、教育関係者に留まらず、福祉や保護者の代表も委員に加えて検討を重ねており、その成果として、発達センターWeb サイトについて、トップページに「通常の学級に関わる方へ」を設定し、「個に応じた指導・支援」、「校内支援体制の整備」、「切れ目ない指導・支援」の三本柱で情報提供していくという具体案がまとまった。この検討に基づき、令和8年3月にWeb サイトをリニューアル公開することができた。</p> <p style="text-align: center;">〔 <主務大臣指摘> (R3 年度実績評価時) 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、通常学級に在籍する児童生徒に対する教育や支援に関する情報発信を充実させること。 <有識者意見> (R5 年度実績評価時) これだけ有益な情報や学びのコンテンツを有する特総研について知らない教員が多く、あらゆる層の教員にどのように活用を促進するかは大きな課題である。 統計的に見ても高等学校教員による認知度が低い。 〕</p>	<p>された児童生徒数の割合が小・中学校で 8.8%) や主務大臣の指摘等を踏まえ、<u>特に通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導・支援を担当する教師に焦点を当て、令和8年3月にリニューアル公開を行った。</u>これには、検討会議を通じて、<u>教育関係者、福祉関係者、保護者など幅広いステークホルダーから意見を収集し、ページ改善案を作成し、「通常の学級に関わる方へ」のメニューをトップページに設定し、動画コンテンツの充実を図った。</u></p> <p>また、研究所ホームページについて、校長会、関係機関、関係団体へのヒアリングを踏まえ令和7年度に全面リニューアルを行い、これまで以上に利便性の高いものにした。</p> <p><課題と対応></p> <p>ホームページの整備・充実、さらには研究所成果物、コンテンツ、リーフレットも充実し、ホームページ閲覧者数も過去最高値に至った。課題は、小学校・中学校等の教師に、このホームページの有用度を伝え、小学校・中学校等の教師にホームページまでのアクセスに繋げる広報</p>		
--	--	---	--	--

<p><その他の指標></p> <p>・関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行ったか。</p>	<p>また、発達センターのWeb サイトと相互リンクが貼られている国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と共同で運営している「発達障害ナビポータル」（令和3年開設）について、継続して充実と改善を図った。発信内容としては、文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター発達情報・支援センター、発達センターの合同で開催している「発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」の収録映像の公開、発達障害のある本人やその家族向けの情報検索ツール「ココみて（KOKOMITE）」における医療機関情報の公開や、「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」について「やさしい日本語」を含む25の言語による公開など、通常の学級に在籍する発達障害児の指導・支援の情報提供の強化を中心に多様なニーズに対応した内容の充実を図った。そして「発達障害ナビポータル」にリンクしている発達障害教育推進センターのWeb サイトを令和8年3月にリニューアル公開して、学齢期の情報の充実を図った。</p> <p>〔 <有識者意見>（第5期見込み評価時） 「ココみて（KOKOMITE）」HPでは、例えば「発達障害の子どもたちへの教育上の配慮」などとして、文部科学省及び研究所が推奨する配慮内容、教員向けの資料のリンクを作ることも良いと思う。 〕</p> <p>②【戦略的・総合的な情報収集及び情報提供<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 情報の計画的収集</p> <p>研究所内の研究チーム・研究班の研究成果について毎月の班長会議等を通じて日常的に収集した。また、特別支援教育に関連する学術的な研究は、研究チーム・研究班の研究協力者である大学教員等から情報を収集し、さらには日本特殊教育学会や日本LD学会等より最新の情報を得た。教育実践に関わる内容は、毎年度当初、校長会・関係機関・</p>	<p>活動が課題となる。</p> <p>このことへの対応として、第6期中期計画期間5年間において47都道府県すべての自治体の教育委員会または教育センターを訪問し、小学校・中学校等の教師に、どのようにしたら、研究所のホームページをはじめ、研究成果、コンテンツ、リーフレット等の活用が促せるかについて協議を行い、各自治体において何らかの広報を展開する。</p> <p>研究所では、研究所の認知度向上及び、成果物やコンテンツの周知・活用の促進を図るため、あらゆる機会を捉えて積極的な広報に努めてきた。具体的には、以下の通り。</p> <p>研究所の最新の研究成果や進捗状況について担当部署（情報・支援部）において把握・集約しておき、</p>		
---	---	---	--	--

<p>・当研究所の存在や活動内容等について、学校や、各種団体等、多方面に周知し、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組んだか。</p> <p>・研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いICTツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、ガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い現場での活用を促進したか。</p> <p><評価の視点></p> <p>・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。</p>	<p>関係団体事務局等に訪問並びに総会、研究協議会等に参加し、幅広い情報を計画的に収集した。</p> <p>関係団体等から収集した情報は、所内で共有するほか、各団体が主催する研究会や学校訪問等の際に、適宜情報提供を行い活用されるよう発信した。また、専門研修においてそれらの最新の情報を踏まえた講義を行うことにより、喫緊の課題に対応する方法を検討することができている。</p> <p>イ SNS等を活用した研究成果等の情報提供・現場での活用促進</p> <p>有識者の指摘も踏まえ、研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、校長会・関係機関・関係団体事務局等を通して発信し、幅広い情報提供を行った。また、各都道府県市町村の教職員等の研修にも出向き、研究所の説明時間を頂戴して情報発信活動を実施してきた。特に、令和6～7年度は関東圏にフォーカスを当て、教育センター等が主催する研修会に可能な限り出向き、研修会の一部の時間をいただき、研究所の研究成果や特別支援教育に関わる情報を積極的に発信したほか、各自治体の小・中・高等学校で特別支援教育に関わる研修会にて広報活動を実施した。そのほか、学会等における自主シンポジウムやポスター発表の際には、テーマに即したリーフ等研究所の成果物を持参して配布し、参加者に情報提供を行うなど、様々な機会を通じて積極的に情報提供を行うことにより、研究所のプレゼンスを向上させた。</p> <p>さらに、ホームページやメールマガジン（月1回）、LINE（月3回～4回）、X（月4回～5回）、Instagram（月10回程度）などの手段を通じて研究所の研究成果等の情報の発信・提供を充実し、学校現場等での活用を促進した。令和6年度からは、幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、各団体が発出しているメールマガジンに当研究所の事業の案内等を掲載していただけるよう協力依頼を行っている。</p>	<p><u>校長会や関係機関・関係団体のニーズに合わせ、いつでも的確な情報発信ができるように日頃から準備をしていた。</u></p> <p>同時に、日本特殊教育学会や日本LD学会をはじめとする関連学会の大会参加によって得られる情報や論文発表等の情報をフォローし、研究所で共有したことを関係団体等の会議等を通して必要に応じて発信を行い、各団体等の活動に貢献した。また、自治体が実施する教職員の研修会にも可能な限り出向き、情報発信に努めた（令和6年度：13自治体、令和7年度：23の自治体の研修に参加）。対面で、直接小・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校の教員に研究所コンテンツや成果物を具体的に紹介することにより、活用につなげた。</p> <p>このように、<u>様々な機会を捉えて、情報収集だけでなく積極的な情報発信に取り組んだことで、研究所のプレゼンスの向上につながる一定の成果があった</u>と考える。</p> <p>さらに、令和6年9月から開設したXや令和7年10月から開設したInstagramの効果は非常に大きく、XやInstagramの投稿後に研究所リ</p>		
--	--	---	--	--

	<p>なお、X については、令和6年9月に開設し、Instagram については、令和7年10月に開設した。登録者に直接情報を届けることができるメールマガジンや LINE について、内容に応じた計画的な配信を行うことに加え、X 及び Instagram による投稿後のホームページの閲覧数やフォロワー数のデータ分析を踏まえて、メールマガジンやLINEでの投稿内容を検討・改善するなど、より効果的な情報発信となるよう取り組んだ。</p> <p>X については、年間 89 件を投稿し、20,000 以上のインプレッション数を記録する投稿もあった。3月の時点でフォロワー数2,729となった。Instagram については、SNS の専門アドバイザーからも効果的な発信方法について助言いただき、開設した10月から累計66回投稿し、エンゲージメント数が600以上の月もあった。3月の時点でフォロワー数1,102となった。</p> <p>第6期中期目標期間においては、SNS のユーザーの中でも教育関係者（小中学校高等学校等の教職員等）にアウトリーチし、高等学校を含む、小中学校等の教員の教授行動自体へ影響を及ぼすことができるようにコンテンツの内容を工夫していく。</p> <p>〈主務大臣指摘〉（第5期見込み評価時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き SNS を有効活用するなど様々な手段により、受講者を限定しない形での研修会の実施や教育団体への周知を行い、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的な情報発信・理解啓発の在り方の工夫をする必要がある。 第6期においては、小学校等の教員のニーズを把握して必要な情報を適切に発信する機会を増加させるとともに、とりわけ高等学校における通級による指導の充実や校内体制の整備に資する情報を提供し、高等学校にその活用を促す取組が求められる。 特に、プレス対応については文部科学省とも事前の情報共有を図りつつ、特別支援教育についての教員や保護者の理解促進が図られるような広報戦略を検討し、実施すること。 	<p>ーフレット等のダウンロード数について数百単位の飛躍的な増加が見られ、高い効果があることが確認できた。また、投稿後にフォロワー数が著しく増える傾向があることから、<u>ステークホルダーへの周知だけではなく、これまで繋がりのなかった層を含め広く国民一般に対して届いていることが推察され、共生社会の実現に向けた理解啓発等、広報活動の広がりが大いに期待できる。</u></p>		
--	---	---	--	--

<有識者意見>(R6 年度実績評価時)

現場の教員が実際の指導の場面で使用できるコンテンツが多く、教員だけでなく管理職にも研究所の HP は好評であるが、支援に困ったときには研究所のコンテンツを誰もが活用できるように、より積極的な現場へのアプローチがあるとよい。

<有識者意見>(R6 年度実績、第 5 期見込み評価時)

- ・採用後 10 年以内に特別支援教育を複数年経験するよう文部科学省が政策を推進している中で、研究所が研修や情報提供を行うなど上手く連携することを期待する。
- ・特別支援教育のナショナルセンターとして、情報発信に努めているが、さらに広く周知いただくような取組を期待する。併せて、小・中学校教員（特に中学校教員）の専門性を高めるために、まず各都道府県の核になるような教員を研究所の研修等で育てていただきたい。

<有識者意見>(第 5 期見込み評価時)

研究所の研究成果は、学校関係者以外にも、例えば、放課後等デイサービスの関係者などにも読んでいただきたい内容である。

ウ 研究成果の公表・普及

研究成果については、毎年 6 月に研究成果報告書を公表したほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすく、手に取りいただきやすい形で情報提供を行った。また、研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報について、特総研ジャーナルと、英語版の NISE Bulletin を発行した。さらには、令和 5 年度より NISE 研究レポートを作成し、科研費等の外部資金研究も含む研究所で取り組んでいる全ての研究の概要や成果を総覧いただけるようにした。このほか、所内から未発表論文を募集して審査の上編纂する研究紀要についても、毎年 3 月に刊行した。これらは全てホームページで公開するとともに、メールマガジン・LINE・X・

研究成果の公表・普及に関しては、主務大臣指摘を踏まえて、効果的な成果物と広報資料の作成力向上のための所内講習を行った。その結果、Canva の活用によりチラシ作成等の作業時間が短縮されただけではなく、研究成果物や広報資料のデザイン性や内容の質が向上した。

このように、魅力的なチラシやコンテンツの配信・配布により、ユーザーの目に留まったり、中身を読んで

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供し、特別支援教育に関する 	<p>Instagram などを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等の提供に努めた。</p> <p>また、有識者の指摘も踏まえ、特別支援教育推進セミナーや全国特別支援教育センター研究協議会、専門研修等の研究所が実施する事業や、関係学会の機会を活用し、研究成果の発表や参加者との意見交換を通じて、成果の普及や活用の促進を図った。</p> <p>主務大臣指摘を踏まえ、効果的な成果物と広報資料の作成力の向上を図るため、専門家を招聘し、所内にてプレゼンテーション資料作成の講習や Canva 活用のための講習を合わせて 3 回実施し、職員の広報物作成のスキルの向上を図るとともに、リーフレット等のデザインの強化及び内容の充実を図った。</p> <p>＜主務大臣指摘＞（R5 年度実績評価時）</p> <p>研究所の成果物であるリーフレット等をより広く普及させるため、読み手のニーズを的確に把握した上で、レイアウト等の更なる工夫を期待する。</p> <p>＜有識者意見＞（R6 年度実績、第 5 期見込み評価時）</p> <p>各都道府県の教育センターとの密な連携により、研究所の研究職員に現場の状況を理解し、課題等を把握していただくことで、現場の実情を踏まえながら、研究活動や研修内容により広がりを持たせていただくことができるのではないかと考える。</p> <p>エ リポジトリ及び図書室サービスの整備</p> <p>令和 6 年度に運用を開始した特総研リポジトリにより、当研究所の研究成果をインターネットで公開している。また、図書室が内閣総理大臣の指定を受けた歴史資料等保有施設であることから、当研究所が保有する学術研究用の資料を広く一般の利用に供している。保有資料の目録は、特総研 OPAC によりインターネットで公開している。特総研リポジトリ及び特総研 OPAC は、我が国最大の学術情報検索基盤である「CiNii Research」とデータ連携している。さらに、特別支援教育</p>	<p>みようと思っただけのようになると推察される。なお、こうした取組は、<u>教師だけではなく広く国民一般への情報発信の強化にもつながっており、それが結果としてホームページ閲覧数の大幅な増加に繋がったと推察される。</u></p> <p>研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育に関する研究者等に積極的に提供し、特別支援教育の研究の振興と質の向上に貢献した。</p> <p>研究所の蔵書目録や研究成果リポジトリは我が国最大の学術情報検索基盤である「CiNii」とデータ連</p>		
---	---	---	--	--

<p>研究の振興と質の向上に貢献する。</p> <p><評価の視点></p> <p>・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。</p>	<p>に関する様々な学術文献に円滑にアクセスできるよう、インターネット上の情報資源や検索ツールへの入り口となるリンク集をホームページに掲載している。</p> <p>全国の特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に向けて、大学図書館等と連携して当研究所の研究成果や当研究所が保有する学術研究用の資料を積極的に提供し、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献している。具体的には、①図書室利用の受入、②図書館間相互協力に基づく郵送による図書貸出・文献複写（ILLサービス）という2つの方法により、著作権法の認める範囲内で研究成果や学術文献の提供を行っている。令和7年度の実績は下表のとおり。</p> <p>【図書室外部利用実績】</p> <table border="1" data-bbox="465 628 1055 1023"> <thead> <tr> <th></th> <th>来室利用者数（延べ）</th> <th>ILL・図書貸出冊数（ILL以外含む）</th> <th>ILL・文献複写件数（ILL以外含む）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>31人</td> <td>30冊</td> <td>165件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>38人</td> <td>55冊</td> <td>139件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>32人</td> <td>41冊</td> <td>156件</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>34人</td> <td>37冊</td> <td>183件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>23人</td> <td>30冊</td> <td>107件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>158人</td> <td>193冊</td> <td>750件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ILLサービスは、国立情報学研究所が運営し国内外1,600を超える学術機関が参加するネットワークシステム「NACSIS-ILL」により行っている。同システムを利用した文献複写サービス実績の全国ランキングにおいて、当研究所は本中期目標期間を通じて常に全参加組織の上位30%以内に入った。このランキングを教育系の国立単科大学・研究機関（13機関）に絞って比較すると、実数ベースでは11位であるが、各機関の蔵書規模を加味した場合は第1位となった。</p> <p>令和7年11月、ILLサービスの一層の充実を図るため、神奈川県立</p>		来室利用者数（延べ）	ILL・図書貸出冊数（ILL以外含む）	ILL・文献複写件数（ILL以外含む）	令和3年度	31人	30冊	165件	令和4年度	38人	55冊	139件	令和5年度	32人	41冊	156件	令和6年度	34人	37冊	183件	令和7年度	23人	30冊	107件	合計	158人	193冊	750件	<p>携しており、国内外の研究者が容易かつ即座に研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を得ることができる。</p> <p>国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムを利用したサービスの実績は1,600を超える学術機関等の中で常に<u>上位1/3以上の位置を占めている</u>。さらに、<u>研究所の蔵書規模（約87,000冊）を加味した場合は、全国の国立教育系単科大学を上回る貢献度を示している</u>。</p>		
	来室利用者数（延べ）	ILL・図書貸出冊数（ILL以外含む）	ILL・文献複写件数（ILL以外含む）																													
令和3年度	31人	30冊	165件																													
令和4年度	38人	55冊	139件																													
令和5年度	32人	41冊	156件																													
令和6年度	34人	37冊	183件																													
令和7年度	23人	30冊	107件																													
合計	158人	193冊	750件																													

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するための取組みを行ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>図書館が運営し神奈川県内全ての公共図書館や教育センター等が参加するネットワークシステム「KL-NET」に加入し、県内全域を対象とする図書の無料貸出サービスを開始した。令和7年度サービス実績として、県内8市の公共図書館に対して17冊の貸出を行った。</p> <p>図書室外部利用については、第6期においてもILL（文献複写）サービスのより一層の推進を図る。</p> <p>〔<有識者意見>（第5期見込み評価時）〕</p> <p>第6期においても、引き続き、ILL（文献複写）を中心として、多くの研究者、実践家、大学院生等の研究推進の支援を行う必要がある。</p> <p>③【教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 研究所セミナーの充実並びに研究所公開等</p> <p>研究所の取組について広く知っていただく機会として、毎年、10～11月に研究所公開を、2～3月に研究所セミナーを開催している。研究所公開は、研究所の認知度向上及びインクルーシブ教育システムや障害に関する理解啓発を目的として研究所で実施しており、隣接する筑波大学附属久浜特別支援学校と連携し、学校公開と同日開催で行った。研究所内の見学ツアーや研究職員による講話、ICT機器の体験、インクルーシブスポーツ体験や地域の福祉作業所による菓子パン販売など、子供から大人まで広く関心を持っていただけるような企画を多数準備し、理解啓発の機会とした。</p> <p>一方研究所セミナーは、1年間の研究成果を報告する場として東京で開催し、研究テーマに分かれた分科会やポスターセッションの時間を設けるなど、研究成果の普及及び特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有の機会となった。</p> <p>それぞれの参加者に実施したアンケートの結果は以下の通りであり、高い満足度となっている。</p>	<p>幅広い理解啓発として、ホームページやSNS等の発信のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所の認知向上及びインクルーシブ教育システムや障害に関する理解啓発のための「研究所公開」 ・研究所の研究成果を普及するための「研究所セミナー」 ・自治体と連携して、地域における特別支援教育の理解啓発に取り組む「推進セミナー」 ・発達障害の理解啓発のための「発達障害教育基礎セミナー」を開催した。それぞれ、目的と対象に照らしてプログラムを工夫し、幅広い理解啓発に努めた。 <p>特に<u>発達障害教育基礎セミナー</u>については、従前、指導者養成を目</p>		
--	---	---	--	--

○研究所公開

	R3	R4	R5	R6	R7
満足度	88.6%	96.7%	96.6%	95.1%	99.1%

※「非常に満足した」「やや満足した」の合計

※令和3年度はオンライン開催

○研究所セミナー

	R3	R4	R5	R6	R7
有意義度	98.0%	97.9%	99.2%	97.9%	98.5%

※「意義があった」「やや意義があった」の合計

※令和3年度はオンライン（一部オンデマンド）開催

イ 教育委員会・教育センター等と連携したセミナー

地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、特別支援教育推進セミナーを令和3年度以降、毎年度3回（3地域ブロックで）オンラインで開催した。令和6年度より、有識者の意見を踏まえ、ブロック外からの参加も可能とし、ブロック外の教育関係者等へも積極的に広報を行ったことで、ブロックを超えた参加が増加した。令和7年度も3回開催した。

＜有識者意見＞（R4年度実績評価時）

推進セミナーは、現在、管理職対象に全国3ブロックの開催であるが、今後はブロックを5ブロック程度にして開催するとより学校現場に研究内容が周知され则认为。

特別支援教育推進セミナーの参加者数及び参加者アンケートによる満足度は以下の通り。令和7年度までの合計参加者数は3,086名であり、今期中に3,000名を超える関係者に参加いただけた。また、参加者の満足度は全ての年度で95%以上となっており、参加者にとって有意義な機会の提供となった。

的として発達障害教育実践セミナーを開催していたところ、通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべき、との有識者の意見を受け、令和6年度に受講者を限定しない形で新たに実施したものである。

この5年間における各行事の延べ参加者数は、研究所公開（オンライン含む）約9,000名、研究所セミナー（オンライン含む）約5,000名、推進セミナー約3,150名、発達障害基礎セミナー約16,000名と多くの方に参加いただいております。研究所の研究成果を着実に還元していくことに加え、教育関係者にとどまらず、広く国民一般の理解啓発にも貢献できたと考える。

	R3	R4	R5
①	北海道・東北	関東甲信越	北海道・東北
	319名	217名	130名
	92.4%	96.0%	99%
②	中国	東海北陸	中国・四国
	293名	119名	170名
	99.0%	95.7%	99%
③	九州	近畿	九州
	228名	144名	235名
	95.3%	93.6%	97%

	R6	R7
①	関東甲信越	北海道・東北
	302名	120名
	98.9%	100.0%
②	東海北陸	中国・四国
	192名	195名
	100%	100.0%
③	近畿	九州
	337名	130名
	100%	94.3%

※上段：開催ブロック、中段：参加者数、下段：満足度

※満足度については、「大変有意義（満足）であった」「有意義（やや満足）であった」と回答した方の合計

ウ 発達障害教育に関する理解啓発活動

有識者からの通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべきとの指摘を踏まえて、令和6年度に引き続き、通常の学

	<p>級の指導にあたる教員を含めた、受講者を限定しない発達障害教育基礎セミナーを開催した。令和6年度の反省を基に改善を図り、7月から1月まで公開のオンデマンド配信とした。また個人申込に加えて、学校等の単位での団体申込を受け付けて、校内研修や校内委員会で活用できるようにした。また、多忙化する学校現場で活用しやすくするために、45分間のパッケージで二本立ての設定とした。</p> <p>当セミナーの申込数は、個人申込で6,000名強、団体申込で500件強で人数に換算すると10,000名強で、総計16,000名を超えた。受講後のアンケートでは、アンケート回答897名のうち、「有意義であった」が689名（77%）、「どちらかといえば有意義であった」が194名（22%）で、合わせると99%の回答者から評価する回答を得た。アンケートの内容から、講演30分と講師とセンター長の対談15分（質疑応答・論点整理・意見交換）の構成、オンデマンド配信で視聴のしやすさと繰り返し視聴できること、校内研修で活用できたことを評価する感想が目立った。受講者のニーズに基づいたテーマ設定の要望も寄せられたので、第6期に向けて研修パッケージの作成とアーカイブ視聴ができるようにして研修に活用してもらえるように構想していく計画である。</p> <p>このほか、NISE学びラボ等の各種コンテンツについて、令和5年度から日本教育大学協会学長・学部長等連絡協議会での事業説明・情報提供を行うとともに、令和6年度には新たに日本私立大学連盟への情報提供を行い、連盟のメールマガジン、ホームページに掲載いただき、広く周知を行った。令和7年度はさらに日本私立大学協会及び日本私立短期大学協会にも情報提供を行った。</p> <p>さらに、第6期中期目標期間においては、各校長会与連携し、特総研の研究成果等に関する情報が教育現場へ適切に伝達されるよう、全国大会における広報活動を継続するとともに、さらなる効果的な手法についても検討を進めていく。</p> <p>〔〈有識者意見〉（R5年度実績評価時）〕</p>			
--	--	--	--	--

これだけ有益な情報や学びのコンテンツを有する特総研について知らない教員が多く、あらゆる層の教員にどのように活用を促進するかは大きな課題である。

統計的に見ても高等学校教員による認知度が低い。

<有識者意見> (第5期見込み評価時)

研究所からの発信や情報が隔々まで届いている実感は乏しい。

都道府県での研修等を通じて更なる広報を期待したい。

エ 特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットの作成と発信

主務大臣の指摘も踏まえ、今期においては、全所的な協力を得て、令和4年度8月より、小・中・高等学校等において経験の少ない教員に向け、「特別支援教育リーフ」を作成、発行した。

特別支援教育リーフについては、校長会・関係団体・関係機関より収集した情報内容を踏まえ、特別支援教育に関する理解・啓発に関する基礎的な内容や教育現場に必要な実践に関わる内容を整理し、コンパクトにまとめたリーフレットとしており、「ここからはじめてみよう、特別支援学級」「このように考えよう、合理的配慮」など、今期は35種類刊行した。

主務大臣の指摘を踏まえ、パラリンピックやデフリンピックを題材とした児童生徒や教職員の障害理解に資する内容の特別支援教育リーフも日本ろうあ連盟にも協力いただき、令和7年度に、このリーフレットを活用し、内閣府主催「手話ふれあいフェスタ in 静岡大学」(11月1日)「手話ふれあいフェスタ in 京都」(12月7日)「手話ふれあいフェスタ in 福岡」(1月18日)「手話ふれあいフェスタ in 岩手大学」(3月4日)において広報活動を行った。

また、全日本ろうあ連盟の御支援により、東京2025デフリンピックスクエアにおいて配布(大会期間中11月15日～26日)をした。さらには、デフリンピックツアーを行う学校の先生方への参考資料と

理解啓発の手段として、上述の行事に加え、コンテンツの作成・発信の取組も行った。分量が少なく、かつ、専門用語を用いない平易な言葉でまとめられた特別支援教育リーフは、都道府県市町村で教育委員会・教育センターの研修、特別支援学校のセンター的機能における小・中・高等学校への巡回相談の場等で大いに活用されており、小・中・高等学校で初めて特別支援教育に携わる教員への支援ツールとなっている。

このリーフについては、有識者より、「特別支援教育について、大変分かりやすく整理してある。…異なる学校段階の教師や保護者にも理解しやすい形での情報発信はとても重要なので、これからも発信をお願いしたい。」といった評価もいただいているところ。第5期中期計画期

	<p>して、東京都内の約 440 校の小・中・特別支援学校の先生方への参考資料として配布した。(御協力：東京都スポーツ推進本部)</p> <p>この主務大臣からの御指摘を踏まえ、リーフレットのみならず、子供向け動画「手話のあいさつ」の公開も同時にリーフレットの配布とともに、児童生徒や教職員のみならず、広く国民に対して障害理解に資する取り組みを行った。</p> <p>〈主務大臣指摘〉(R5 年度実績評価時)</p> <p>パラリンピックやデフリンピックを契機として、これらを題材とし、児童生徒や教職員の障害理解に資する取組を期待する。</p> <p>〈主務大臣指摘〉(R6 年度実績評価時)</p> <p>NISE 学びラボや特別支援教育リーフ等は、特に通常の学級に在する多様な教育的ニーズのある児童生徒の適切な指導や必要な支援を充実していく上で意義があるものであり、学校現場の教員や支援員をはじめとする全ての関係者に活用されるよう、更なる情報発信・広報の強化に努めていただきたい。</p> <p>また、高等学校に関するコンテンツの充実にも引き続き、努めていただきたい。</p> <p>オ 支援機器等教材に関する理解啓発活動</p> <p>i ライブラリー(教育支援機器等展示室)や発達障害教育推進センター展示室、あしたの教室(ICT 活用実践演習室)を計画的に整備し、学校、大学、海外等からの見学者も受け入れてきた。</p> <p>i ライブラリーに音声ペン等を新たに展示し、参観者に広く情報提供を行った。</p> <p>また、令和 5 年 12 月には学校で活用可能な支援機器を紹介する「特別支援教育教材ポータルサイト」をリニューアルした。「特別支援教育教材ポータルサイト」にも新しく展示した教材・支援機器について情報を入れ込み、使い方の動画も視聴できるようにした。さらに都道府</p>	<p>間に 30 種類の発行予定であったが、校長会、関係機関、関係団体から好評をいただき 35 種類発行した。</p> <p>なお、自治体からは、<u>研修資料として活用することで、研修資料作成の負担減にもなる</u>といった声もいただいております、<u>特別支援教育の知見の提供と自治体の働き方改革に貢献している。</u></p> <p>i ライブラリー等、実際の機器を展示し、見学者に触って体験いただくことで、一般の方には障害特性への気づきにつなげていただいたり、教師には、支援機器を知ることにとどまらず、指導における活用場面を具体的にイメージしてもらいやすくなるなどの効果があったと考える。</p> <p>また、学校で活用可能な支援機器</p>		
--	--	---	--	--

	<p>県の教育センター等の特別支援教育に関する教材ポータルサイトに紹介されている教材・支援機器についても了承の上、研究所の特別支援教育教材ポータルサイトでも視聴できるようにした。第5期中期計画期間終了時にはポータルサイトの掲載総数は事例が988件、教材教具は459件になった。</p>	<p>の情報や活用事例を提供する「特別支援教育教材ポータルサイト」をリニューアルし、機器の使い方の動画も視聴できるようにすることで、機器の特長などがわかりやすくなるようにした。このサイトでは、支援機器と、それを活用した実践事例を合わせて紹介しており、<u>令和5年度に実践事例316件、令和6年度に264件（実践事例248件、支援機器教材16件）を新たに追加した。令和7年度も、最新の情報を141件追加した。</u>このようなポータルサイトの改善・充実も、ホームページのアクセス数の大幅な増加に繋がっているものと考えており、<u>支援機器等教材の理解啓発に貢献した。</u></p>		
--	--	---	--	--

<p>(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標終了までに7か国以上の諸外国の動向把握、情報発信を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【国際動向の把握・情報発信<定量的指標、評価の視点>】</p> <p>令和3年度は7か国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国）、令和4年度から令和7年度は、フランスを追加した8か国について国別調査を実施し、インクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について情報収集を行った。</p> <p>把握した海外情報については、特総研ジャーナルに「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」や「日本及び諸外国における聴覚障害のある子供の教育をめぐる現状－インクルーシブ教育システムの動向に関する国別調査結果をもとに－」として報告し、当研究所のホームページに掲載した。また、当研究所における特別支援教育専門研修の各期において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、障害者の権利に関する条約、諸外国のインクルーシブ教育の動向と状況などについて、最新の調査を踏まえた講義を行った。さらに、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課等に情報提供した。特別支援教育のナショナルセンターとしてのミッション及び有識者の意見も踏まえ、今後も国の特別支援教育に係る施策の立案等に資する情報収集や資料作成に努めていく。</p> <p><有識者意見>（R5年度実績評価時）</p> <p>本研究所には、インクルーシブ教育システム並びに特別支援教育に係る諸外国の動向に係る情報を収集し、分析するなど、重要な役割を担っている。今後も国の特別支援教育に係る施策の立案等に資する情報収集、資料作成に励んでほしい。</p>	<p><根拠></p> <p>動向把握及び情報発信を行った国数については、<u>令和3年度は7か国（達成度100%）令和4年度から令和7年度は8か国実施（達成度114.3%）</u>であり、令和7年度までの全ての年度で目標値を達成した。</p> <p>国別調査で得られた情報は、研究所のホームページ等を通じて発信するとともに、当研究所の特別支援教育専門研修における講義の中で紹介している。専門研修の研修員は、各地域において特別支援教育の推進を担うリーダー的役割を果たすことが期待されており、今後彼らがその役割を果たしていく際に、障害者権利条約を踏まえた日本の取組・考え方や諸外国の取組状況を理解できていることの意義は大きい。また、<u>文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の依頼により適宜各国の基本情報を提供しており、国の政策に寄与した。</u></p>		
--	---	--	--	--

<p><その他の指標></p> <p>・海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なセミナーやシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ったか。</p> <p><評価の視点></p> <p>・主務大臣からの指摘事項への対応を行ったか。</p>	<p>【海外研究機関との交流及び国際的なシンポジウムの実施<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 韓国国立特殊教育院との研究交流</p> <p>韓国国立特殊教育院とは、研究協力及び交流に関する覚書に基づき、令和3年度以降、毎年「日韓特別支援教育協議会」を実施（令和3年度：オンライン、令和4年度：当研究所、令和5年度：韓国国立特殊教育院、令和6年度：当研究所、令和7年度：韓国国立特殊教育院で開催）し、研究交流を深めている。各年度の協議会のテーマは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度：両国のインクルーシブ教育システムの現状と課題 ・令和4年度：日韓における教育課程に係る政策 ・令和5年度：通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮及びデジタル教育に向けた韓国の旅程 ・令和6年度：共生社会の実現に向けた障害理解教育の取組 ・令和7年度：重度重複障害のある子どもへの教育支援（医療的支援、病弱、その障害種にかかわる教師の専門性等） <p>また、韓国国立特殊教育院が韓国国内の特別支援学校等に向けて発行している季刊誌「現場特殊教育」に毎年2、3回寄稿し、日本の特別支援教育に関する情報を発信した。</p> <p>さらに、令和3年度から令和5年度まで、毎年、韓国国立特殊教育院が主催する国際セミナーに当研究所の研究職員を派遣し、日本の特別支援教育について発信するとともに、韓国やアメリカ、フランス、ユネスコ等の研究者と交流した。</p> <p>イ フランス国立インクルーシブ教育高等研究所との研究交流</p> <p>フランス国立インクルーシブ教育高等研究所とは平成27年3月に</p>	<p>韓国国立特殊教育院とは、令和4年度以来毎年集合型で協議会を開催し、両国の特別支援教育やインクルーシブ教育システムについて情報交換を行うとともに、職員同士の交流を深めてきた。また、フランス国立インクルーシブ教育高等研究所とも連携協定の再締結が実現したことで今後具体的な交流を行っていくこととしており、韓国国立特殊教育院との交流も含め、<u>インクルーシブ教育システムの最新情報や障害者権利条約の国連審査に向けた情報交換する基盤作りができた。</u></p> <p>海外の特別支援教育関係者の受け入れについては、令和3年度と令和4年度はコロナ禍の影響があり少なかったものの、<u>令和5年度以降は多くの来訪者があり、特別支援教育に関する国際的な交流を広く行うことができた。</u>来訪者に、日本の特別支援教育の現状や当研究所の事業内容等について説明することによって、日本の特別支援教育や特別支援教育に関する研究について海外に発信するとともに、来訪者から、それぞれの国の特別支援教育の現状と課題について</p>		
--	---	---	--	--

研究協力や交流に関する協定を締結していたが、10年を経過したことから、令和7年3月に再締結を行った。また、令和7年12月には同研究所において共同研究について協議を行った。共同研究は令和8年度から5年間実施する計画である。

ウ 海外の特別支援教育関係者の受け入れ

海外からの視察や研修を以下のように受け入れた。令和3年度と令和4年度はコロナ禍の影響があり少なかったものの、令和5年度以降は多くの来訪者があり、特別支援教育に関する国際的な交流を広く行うことができた。

年度	国や地域の数	人数
令和3年度	1か国	1
令和4年度	0	0
令和5年度	32の国や地域	123
令和6年度	18か国	27
令和7年度	19か国	77

(計) 228

エ 国際的なシンポジウム等の実施、情報の普及

令和5年度及び令和6年度に JICA からの依頼で実施したアジア・アフリカの国々（令和5年度：17か国、令和6年度14か国）の訪問対応では、当研究所職員が日本の特別支援教育について情報提供するとともに、参加者全員から自国の特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築の現状と課題について資料提出と報告を依頼するなど、シンポジウム形式で話題提供と協議を実施した。

令和5年度（令和6年3月）広島国際会議場において、広島大学と当研究所の共催により、米国、フィンランド、ユネスコの研究者等の参加を得て「広島大学・国立特別支援教育総合研究所共同シンポジウ

情報収集することができた。

海外から訪問があった際、来訪者にも情報提供を求めて質疑応答を行うなど、シンポジウム形式での協議を試行したほか、主務大臣指摘を踏まえ、広島大学と共催で一般の方も参加可能な国際的なシンポジウムを実施したり、日韓特別支援協議会の様子を両国の教育関係者にオンライン配信したりするなど、段階的ではあるが、諸外国の状況等について、広く周知できるよう取り組んだ。

<課題と対応>

- ・次の国連審査に向けて、文部科学省と連携しながら必要な情報整理・分析、資料作成等に対応する。
- ・国別調査結果や韓国国立特殊教育院やフランス国立インクルーシブ教育高等研究所との交流の成果を、インクルーシブ教育システム構築等の研究や事業に活用していく。

	<p>ム ダイバーシティ&インクルージョンから築くウェルビーイングの未来～人間の幸福と持続可能な成長を実現できる共生社会の形成に向けて～」を実施した。</p> <p>なお、諸外国の動向等の情報については、主務大臣指摘を踏まえ、上記の広島大学との共同シンポジウムについて、一般の方も対象として広く周知したり、令和6年度の韓国国立特殊教育院と当研究所との話題提供と協議の模様をオンラインで日本及び韓国の特別支援教育関係者に配信したりするなど、広く一般に周知できるよう取り組んだ。</p> <p>さらに、令和7年度には、研究所主催の国際シンポジウムを開催し、これまで収集してきた国際動向について、広く一般の皆様へ周知する計画である。</p> <p>主務大臣の指摘も踏まえ、広く一般の人々に周知するための効果的な発信・広報の機会として上記の国際シンポジウムを実施した。この国際シンポジウムは第6期中期目標期間において継続して実施する計画である。</p> <p>また、有識者の意見も踏まえ、第6期中期目標期間中には韓国国立特殊教育院やフランス国立インクルーシブ教育高等研究所との連携協定を活用した国際比較ができる共同研究の可能性を検討している。また、第6期中期目標期間においては、計画的に諸外国への訪問を実施し、これまでの数値データの収集に加えて実際的な情報収集を系統的に実施する計画である。</p> <p>さらに、第6期中期目標期間においても、引き続きインクルーシブ教育システムの構築に関する研究に取り組み、国内の取組状況の整理、インクルーシブ教育システムを推進するためのモデルの検討を行うとともに、諸外国の動向の把握に努め、国連への資料の提出に寄与する。</p>			
--	--	--	--	--

	<p><主務大臣指摘> (R6 年度実績評価時)</p> <p>諸外国の動向に係る情報収集について、特総研ジャーナルや専門研修の講義内容への反映等に留まることなく、広く一般に周知するための効果的な発信・広報に努めていただきたい。</p> <p><有識者意見> (第5期見込み評価時)</p> <p>第6期においても、障害者権利条約に関連づけた諸外国の教育制度や施策の動向、インクルーシブ教育システムとの関係性などについて、系統的な研究が求められる。</p>			
--	--	--	--	--

<p>(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信</p> <p><主な定量的指標></p> <p>・地域の課題解決に向けた取組の実施件数中期目標期間中に30件以上</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【地域支援事業実施件数<定量的指標、その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 地域支援事業の実施</p> <table border="1" data-bbox="501 387 1077 504"> <tr> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>13件</td> <td>13件</td> <td>16件</td> <td>15件</td> <td>6件</td> <td>63件【210%】</td> </tr> </table> <p>※【 】内の%は、「数値目標：中期目標期間中に30件以上」の目標達成率</p> <p>地域支援事業は令和3年度から令和7年度までの5年間に63件実施し、この5年間に参画した自治体は39であり、目標値を達成した。</p> <p>(参画自治体の内訳)</p> <table border="1" data-bbox="521 746 1113 1474"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>参画自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>13</td> <td>札幌市、神戸市、北海道芽室町、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、神奈川県相模原市、神奈川県葉山町、神奈川県横須賀市、長野県須坂市、静岡県袋井市、愛知県田原市、大阪府箕面市、福岡県筑前町</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>13</td> <td>長野県、札幌市、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、栃木県さくら市、栃木県下野市、神奈川県厚木市、神奈川県葉山町、長野県須坂市、長野県飯田市、愛知県犬山市、大阪府箕面市、鹿児島県鹿屋市</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>16</td> <td>栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、岩手県一戸町、岩手県宮古市、栃木県下野市、埼玉県鴻巣市、埼玉県吉川市、東京都豊島区、長野県飯田市、愛知県犬山</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	R6	R7	合計	13件	13件	16件	15件	6件	63件【210%】	年度	件数	参画自治体	R3	13	札幌市、神戸市、北海道芽室町、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、神奈川県相模原市、神奈川県葉山町、神奈川県横須賀市、長野県須坂市、静岡県袋井市、愛知県田原市、大阪府箕面市、福岡県筑前町	R4	13	長野県、札幌市、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、栃木県さくら市、栃木県下野市、神奈川県厚木市、神奈川県葉山町、長野県須坂市、長野県飯田市、愛知県犬山市、大阪府箕面市、鹿児島県鹿屋市	R5	16	栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、岩手県一戸町、岩手県宮古市、栃木県下野市、埼玉県鴻巣市、埼玉県吉川市、東京都豊島区、長野県飯田市、愛知県犬山	<p><根拠></p> <p><u>地域支援事業については、中期目標期間中に30件以上としているところ、令和6年度までの4年間で57件(達成度190%)、令和7年度までの5年間で63件実施(達成度210%)</u></p> <p>となり、目標を大きく上回ることができた。</p> <p>これは、国連の勧告を受け、各自治体のインクルーシブ教育システム構築への関心が高まったこととともに、本研究所役職員が様々な機会を捉えて本事業の意義を伝え続けてきた結果であると考えられる。</p>		
R3	R4	R5	R6	R7	合計																							
13件	13件	16件	15件	6件	63件【210%】																							
年度	件数	参画自治体																										
R3	13	札幌市、神戸市、北海道芽室町、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、神奈川県相模原市、神奈川県葉山町、神奈川県横須賀市、長野県須坂市、静岡県袋井市、愛知県田原市、大阪府箕面市、福岡県筑前町																										
R4	13	長野県、札幌市、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、栃木県さくら市、栃木県下野市、神奈川県厚木市、神奈川県葉山町、長野県須坂市、長野県飯田市、愛知県犬山市、大阪府箕面市、鹿児島県鹿屋市																										
R5	16	栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、岩手県一戸町、岩手県宮古市、栃木県下野市、埼玉県鴻巣市、埼玉県吉川市、東京都豊島区、長野県飯田市、愛知県犬山																										

<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域実践事業に参画した都道府県・市町村の事業に関する有意義度 80%以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援を行ったか。 ・インクルーシブ教育システム構築に向けて都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実を図ったか。 ・支援データベースの充実を図るとともに、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとしたか。 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>市、<u>鹿児島県阿久根市</u>、<u>鹿児島県枕崎市</u></td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>15</td> <td>青森県、栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、<u>北海道赤平市</u>、岩手県一戸町、岩手県宮古市、東京都豊島区、<u>神奈川県秦野市</u>、<u>鳥取県鳥取市</u>、<u>鹿児島県阿久根市</u>、<u>鹿児島県枕崎市</u></td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>6</td> <td>青森県、<u>宮城県</u>、<u>北海道赤平市</u>、<u>神奈川県秦野市</u>、<u>鳥取県鳥取市</u>、<u>福岡県宗像市</u></td> </tr> </table> <p>※下線は、その年度に新規参画した自治体。</p> <p>イ 地域実践事業に参画した都道府県・市町村の事業に関する有意義度</p> <p>地域支援事業に参画した自治体に対して、毎年度の事業終了時にアンケートを実施したところ、5年間の参画自治体のべ 63 のうち、62 から「有意義であった」との回答を得た。有意義度は、98.4%であった。</p> <p>ウ 地域支援事業の成果の公表や還元</p> <p>令和3年度以降、毎年、地域支援事業の成果についてとりまとめた「地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」を作成し、全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載して、本事業の成果の普及及び還元を行った。</p> <p>本事業の成果については、研究所が主催する「特別支援教育推進セミナー」において参画自治体（令和5年度は岩手県釜石市、令和6年度は山梨県、令和7年度は鹿児島県阿久根市・枕崎市）が、地域及び全国に報告した。また、本事業の報告会をオンラインで公開したところ、全国から、令和6年度には91自治体、令和7年度には59自治体</p>			市、 <u>鹿児島県阿久根市</u> 、 <u>鹿児島県枕崎市</u>	R6	15	青森県、栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、 <u>北海道赤平市</u> 、岩手県一戸町、岩手県宮古市、東京都豊島区、 <u>神奈川県秦野市</u> 、 <u>鳥取県鳥取市</u> 、 <u>鹿児島県阿久根市</u> 、 <u>鹿児島県枕崎市</u>	R7	6	青森県、 <u>宮城県</u> 、 <u>北海道赤平市</u> 、 <u>神奈川県秦野市</u> 、 <u>鳥取県鳥取市</u> 、 <u>福岡県宗像市</u>	<p><u>令和7年度までの5年間に地域支援事業に参画した自治体のうち98.4%の自治体から有意義であったとの回答を得ることができ（達成度123%）、目標を大きく上回る成果を得ることができた。</u></p> <p>これは、参画自治体に担当研究員を置き、連携を密にして取り組んだことや、参画自治体の担当者が研究所に来所して進捗状況の確認や事業展開の相談をする推進プログラム等を実施した結果、参画自治体間の協力関係が生まれたことによるものと考えられる。</p> <p><u>各年度の地域支援事業の成果については報告書としてとりまとめ、全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載することで、本事業</u></p>	
		市、 <u>鹿児島県阿久根市</u> 、 <u>鹿児島県枕崎市</u>										
R6	15	青森県、栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、 <u>北海道赤平市</u> 、岩手県一戸町、岩手県宮古市、東京都豊島区、 <u>神奈川県秦野市</u> 、 <u>鳥取県鳥取市</u> 、 <u>鹿児島県阿久根市</u> 、 <u>鹿児島県枕崎市</u>										
R7	6	青森県、 <u>宮城県</u> 、 <u>北海道赤平市</u> 、 <u>神奈川県秦野市</u> 、 <u>鳥取県鳥取市</u> 、 <u>福岡県宗像市</u>										

<p>対応を行ったか。</p>	<p>インクル DB の合理的配慮事例については令和 2 年度から引き続き 590 事例を掲載している。</p> <p>主務大臣の指摘を踏まえ、幼稚園、小・中学校、高等学校等の関係者にもインクル DB 活用の周知を図るため、DB 紹介のチラシを更新したほか、令和 4 年度から毎年、「インクル DB セミナー」をオンラインで実施した。セミナーの主な内容は、インクル DB の操作方法等に関する説明と、インクル DB を活用した研修例の報告であり、毎回 900 名から 1,000 名を超える参加を得た。さらに、令和 5 年度には、香川大学との連携で「医療的ケア児の保育・幼児教育実践事例集」を掲載したり、令和 5 年度と令和 6 年度にはインクル DB を活用した教育委員会の研修事例を掲載したりしてコンテンツの充実を図った。</p> <p>また、令和 4 年度にサーバーを更新したことにあわせ、令和 5 年 6 月にインクル DB のシステムを更新し、事例のダウンロードを容易にしたり、反応速度をより速くしたりするなど、閲覧者の利便性の向上につながる改善を図った。さらに、令和 7 年度はインクル DB 検索システムを更新しインクル DB 内の 4 データベースを包括的に検索できるようにした。</p> <p>こうした取り組みの結果、特に令和 5 年度以降の事例のダウンロード件数の飛躍的な伸び率につながった。</p> <p>主務大臣の指摘を踏まえ、インクル DB において最新のコンテンツを提供できるよう、令和 7 年度中に 3 つの都道府県教育委員会に対し事例提供について協議を行った。このうち、2 つの教育委員会については第 6 期中期目標期間に事例提供及びインクル DB への掲載について具体的な協議を行うこととした。また、第 6 期中期目標期間においては本研究所の障害種別研究班の活動の中に事例提供を含めるようにした。これらを通じて、第 6 期中期目標期間中に最新のコンテンツを収集できる体制を構築し、最新のコンテンツの提供を行う計画である。</p>	<p>で、DB を活用した研修の実施例を紹介したりし、すぐに現場で実践いただける内容としたことで、反響も大きく、<u>令和 5 年度以降のダウンロード数の飛躍的な増加につながったもの</u>と考えている。</p> <p>実際に支援を必要とする児童生徒と向き合っている現場の教師は、必ずしも近くに相談相手がない状況で、このような時にどうすればいいのか、具体的な対応につながるヒントを求めており、閲覧数ではなくダウンロード数がこれだけ伸びている数値を見ても、<u>インクル DB がこのような教師の困りに対する一助となり、支援を必要とする児童生徒の指導・支援の充実に貢献できたもの</u>と考える。</p>		
-----------------	---	---	--	--

<主務大臣指摘> (R5 年度実績評価時)

「インクルーシブ教育システム構築支援データベースによる情報提供」は先駆的で利用度はそのダウンロード数の増加に表れているところであり、更なる PR と内容の質の向上に努めていただきたい。

<主務大臣指摘> (R6 実績評価、第 5 期見込み評価時)

インクル DB については、改正障害者差別解消法が令和 6 年 4 月に施行され、私立学校も含めた全ての学校において合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、次期中期目標期間においては、合理的配慮の提供に関する学校現場の様々な事例を収集し、学校現場が現に直面している困り感に応えることができる最新のコンテンツを提供できるよう、不断に更新が可能な体制を構築することが必要である。

【日本人学校への情報提供<定量的指標、評価の視点>】

ア 日本人学校への情報提供の実績

日本人学校を含む在外教育施設に対して、研究所の研究成果や動画コンテンツに関するリーフレット等の特別支援教育に関わる情報提供を行った。具体的な実績は以下の通りであり、令和 7 年度までの各年度において目標値を達成している。

○在外教育施設への情報提供の回数

	R3	R4	R5	R6	R7
回数	15 回	15 回	17 回	17 回	16 回

また、日本人学校等の教員及び関係者から紹介された保護者に対しても相談対応を実施し、支援を行った。

○保護者に対する相談対応件数

	R3	R4	R5	R6	R7
件数	17 件	21 件	10 件	8 件	0 件

<主な定量的指標>

- ・日本人学校への情報提供回数、
年 15 回程度

<評価の視点>

- ・主務大臣からの指摘事項等への
対応を行ったか。

日本人学校に対する情報提供の回数は、令和 7 年度まで全ての年度で目標値を達成した。

また、指標にはないものの、日本人学校の教員等を通じて保護者の相談にも対応しており、海外で不安を抱えている教師や保護者を支援することができた。

主務大臣の指摘も踏まえ、日本人学校等の支援については、文部科学省担当部署や海外子女教育振興財団との連携を密に取り、ニーズに応じた情報提供や支援となるようにした。また、現地訪問にも同行し、直接学校の相談対応や、指導・助言も行った。

	<p>イ ニーズに応じた対応</p> <p>主務大臣の指摘を踏まえ、情報提供等の支援に際しては、主務大臣の指摘を踏まえ、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、同総合教育政策局国際教育課及び公益財団法人海外子女教育振興財団が実施している日本人学校に係る調査及び研修会等から日本人学校内の特別支援教育に関する教育的ニーズを把握し、そのニーズに沿うように、研究所の研究成果やコンテンツを精選して紹介し、さらにはインクル DB を活用した助言を行うなど、具体的な活用事例も示しながら情報提供を行うようにした。</p> <p>〔 <主務大臣指摘> (R6 年度実績、第 5 期見込み評価時) 日本人学校への相談支援について、各日本人学校でのニーズや活用状況を把握した上で、日本人学校が直面する課題の解決に資する情報提供を充実させることが必要である。 <主務大臣指摘> (R5 年度実績評価時) 日本人学校への相談支援が、研究所の取組に関する一般的な内容の周知に留まっており、各日本人学校でのニーズや活用状況を把握した上で、日本人学校が直面する課題の解決に資する情報提供を行うことが必要である。 〕</p> <p>また、令和 3 年度より、国際教育課の委託を受けて海外子女教育振興財団が実施している日本人学校に対する遠隔コンサルテーションにオブザーバーとして参画した。令和 3 年度には北京日本人学校とハノイ日本人学校が、令和 5 年度にはソウル日本人学校、ホーチミン日本人学校、クアラルンプール日本人学校が、令和 6 年度にはグアム日本人学校、令和 7 年度には上海日本人学校虹橋校が対象校となり、筑波大学附属大塚特別支援学校、埼玉大学教育学部附属特別支援学校、横浜市立日野中央高等特別支援学校、筑波大学附属久里浜特別支援学</p>	<p>た。教育委員会のような存在もなく、孤立しがちな日本人学校の教職員に対して、研究所の知見を情報共有したり、国内の特別支援学校のセンター的機能を活かし、個別の指導計画の作成方法や自立活動について支援を行えたことで、<u>現地の教師や保護者の気持ちの上での安心や教育的ニーズのある児童生徒に対する指導・支援の充実に貢献することができた。</u></p>		
--	---	--	--	--

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>校が遠隔支援コンサルテーションを実施した。研究所は定期的に遠隔支援コンサルテーションに参加し、助言を行った。さらに、ホーチミン日本人学校、クアラルンプール日本人学校、グアム日本人学校、上海日本人学校虹橋校の4校に研究職員が現地訪問し、各日本人学校の教育的ニーズの聞き取り、授業観察、相談ケースへの助言に加えて、個別の指導計画の作成の仕方、自立活動の考え方などの専門的知見の共有を目的とする学習会などを実施した。なお、本事業に関しては、令和6年度に、海外子女教育振興財団と連携し、上海日本人学校虹橋校と筑波大学附属久里浜特別支援学校の遠隔支援コンサルテーションを実施した。さらに上海日本人学校虹橋校近隣の幼小連絡協議会に出席し、今後の幼稚園に在籍する教育的ニーズのある子供への支援について情報提供を行った。</p> <p>このほか、日本人学校の校長や特別支援教育コーディネーター、在外教育施設に赴任する教員（管理職等）等、職層に応じた研修への講師派遣などを行うとともに、海外子女教育専門相談員連絡協議会（会長は外務省大臣官房人事課子女教育相談室長）との連携による情報収集なども含めて、継続的にそれぞれの日本人学校での教育的ニーズの把握に努めた。</p> <p>【関係団体との連携による学校支援<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 関係団体等との関係</p> <p>毎年度当初に校長会・関係機関・関係団体事務局等を訪問して、主催する総会及び研究協議会等の年間計画を把握し、戦略的に特別支援教育に関する情報及び研究所の研究成果、研究所が開催するセミナー等の情報提供を行った。また、年間を通し、校長会・関係機関・関係団体事務局が開催する研修会等で教育現場のニーズを把握すると共に、ニーズに応じて、特別支援教育リーフや終了課題の研究リーフレット等を適切に情報提供した。</p>	<p>校長会等の関係団体とは、定期的に事務局を訪問するなど丁寧な関係構築を行っている。各団体が主催する総会、研究協議会等の年間活動計画に関する情報を正確に把握することで、研究所の指導資料や研究成果物、研修プログラムといったコンテンツについて、例えば、全国高等学校長会人権大会（千葉大会）に参加し、高等学校の校長先生方に国立特別支</p>		
--	--	--	--	--

イ 大学等の公開講座等への講師派遣

都道府県等教育委員会や特別支援教育センターなどが実施する教員の専門性向上を目的とした研修会および大学の公開講座等への講師（インターネットを介して行うものも含む）を関係団体の要請に基づき派遣した。また、大学等における非常勤講師として職員の派遣を行った。

○講師派遣の実績

	R3	R4	R5	R6	R7
派遣人数 (延べ数)	382名	316名	319名	376名	370名

○非常勤講師としての職員派遣の実績

	R3	R4	R5	R6	R7
大学数	29大学	28大学	25大学	20大学	30大学
件数	46件	32件	34件	23件	36件

このほか、大学からの依頼による研究協議・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、(独)日本学生支援機構への講師派遣1件を実施した。

ウ 能登半島地震の被災地への支援

主務大臣並びに有識者の指摘を踏まえ、能登半島地震による被災地のニーズも踏まえながら可能な支援を行った。具体的には、令和6年度に行った当研究所ホームページの「災害時における障害のある子どもへの支援」に関するページについて、能登半島地震に対応させた更新、特別支援学校や特別支援学級への教材・教具の提供等のフォローアップに努めた。また、令和6年度当初に開設した小中学校の学校現場の教職員と教育委員会の職員を対象にしたオンラインの相談窓口を継続し、相談依頼のあった小学校特別支援学級の指導・支援についてオンライン相談を行なった。当研究所のホームページのトップページに「災害時における障害のある子どもへの支援」のバナーを貼って、

援教育総合研究所の研究成果を共有し、特別支援教育リーフを提供・周知するなど、時機をとらえて効果的に提供することができた。これにより、校長会等関係団体の円滑な運営に貢献するとともに、団体を構成する所属会員の専門性向上に寄与することができた。

被災時の支援に際しては、研究職員が現地に足を運び、現状を踏まえて直接地元の方と支援内容について調整した。

教育事務局を経由して被災されて不足した教材・運動場や体育館が使えないため、狭いスペースでも運動できるような教具を届けるようにするなど、学校等の負担にならないよう配慮しながら対応した。

また、主務大臣の指摘を受け、被災

	<p>これまでの支援の経験も加味して内容の充実を図った。今後も継続して、校長会、教育委員会と連携しながら、被災地の情報収集並びにニーズに応える支援を行うこととする。</p> <p>＜主務大臣指摘（R6 年度実績評価時）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震の被災地への支援について、オンラインの相談窓口を開設し、被災地の特別支援学校長と意見交換をした評価できるが、フォローアップの実施が必要である。 ・能登半島地震の被災地への継続的支援は、特別支援教育のナショナルセンターとして、被災地の学校と、そこで学ぶ障害のある児童・生徒にとって有用である。加えて、地震や豪雨など、全国の災害安全にかかわる特別支援教育の推進に資する可能性があり、更なる充実と成果の分析が期待される。 <p>＜主務大臣指摘＞（R5 年度実績評価時）</p> <p>能登半島地震の被災地への支援について、同様の事態が生じた際により効果的な支援を行うために、支援がどのような形で役立ったか、被災地の需要を反映した効果的なものであったかについてのフォローアップの実施が必要である。</p>	<p><u>地と継続的な関わりを持った。</u>当研究所のホームページのリニューアルに際して、ホームページ内「災害時の対応に関する情報」の情報発信を改善できた。今後、いつ発生するか分からない災害時の学校の対応に関する情報は、特別支援教育に限らず有益なものとなると考える。</p>		
--	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>R3：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、令和3年度予定していた事業の一部を令和4年度に延期したことが要因である。</p> <p>R6：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、情報普及に従事する人員数の増加があったことが大きな要因である</p> <p>R7：予算額と決算額の差が 10%以上であるが、ホームページ調達や国際シンポジウム等の開催により物件費の増加があったことが大きな要因である。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費1%以上の業務の効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.6%	△5.3%	△1.4%	△1.6%	45.0%	効率化の算定対象が異なるため、基準値を「-」としている。	
中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比業務経費1%以上の業務の効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.2%	9.3%	△1.3%	△1.1%	20.4%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込み評価)		(期間実績評価)
	評価	理由	評価	理由	理由
<p>1. 業務改善及び業務の電子化の取組</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の重点化、管理部門の簡素化等の取組により業務運営コストの削減を図ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【効率化による経費縮減<定量的指標、その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化</p> <p>予算管理の徹底を図るため、「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごと及び「一般管理費」に予算及び支出実績を管理する体制を構築し、四半期ごとに予算執行状況を把握するとともに、第3四半期に予算執行状況を踏まえたうえで、予算の有効活用を図るため補正予算の編成を行った。</p> <p>また、中期計画、年度計画に即した適切な執行に努めるとともに、所内に予算管理や経費削減等について通知し、周知を図り、業務運営コストの削減に努めた。これらの取り組みを通して、一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図っている。</p> <p>イ 事業の効率化・運営化の取組</p>	<p><自己評価> B</p> <p>主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を一部未達成であるが、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応も行い改善を図っていることから、B評価とした。</p> <p>所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。</p> <p><根拠></p> <p>退職手当、特殊要因等控除後の効率化について、適宜予算管理体制の確立、運用を整備してきたが、最終年度においては物価高騰で年間契約案件の価格が上昇したことや印刷機トナーの交換時期が重なったこと、中期計画最終年度として成果普及を中心に諸活動を拡充したことも影響し一時的に執行が増えたものの、中期期間全体を通して新型コロナ禍以前の活動強度への再開や物価高騰のような要因を除き、目標達成に資する業務運営を図ってきた。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげたか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>中期目標に基づく中期計画及び年度計画等に定める業務を推進するため「予算編成方針」を策定し、当該方針に基づき予算編成を行い、事業の効率化・重点化を図った。</p> <p>また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を実施、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図った。</p> <p>ウ 業務の効率化及び電子化の取組等</p> <p>コロナ禍を経て、テレワーク勤務時でも決裁業務が滞らないようメールによる決裁を可能とし、各種手続きにおける押印の廃止などを進めることに加え、人的資源が限られる中、セミナー等の申込やアンケートの実施にアプリケーションを積極的に導入し、業務の柔軟な見直しによる業務の効率化・コスト削減を進めてきた。さらに、業務の効率化やペーパーレス化を一層進めるため、電子決裁システムの導入について検討し、複数業者からのヒアリングや使用感の確認を踏まえて検証し、導入によって生じるランニングコストと削減が見込まれる人件費、消耗品費等を比較検討した結果、導入することに決定した。併せて、紙媒体で管理している出勤簿等についてもシステム導入による電子化を図ることに決めた。令和7年度に電子決裁システム及び勤怠管理システムを導入することにより業務の円滑化及び職員の利便性の向上が実現した。両システムとも導入時には職員に対して説明会を行うとともに、電子決裁システムについてはQ&Aを作成して職員に共有する</p>	<p>当研究所は小規模な組織であるため、費用対効果の観点から必ずしもシステムの導入が必要ではない場合もあるが、人的コストを含め費用対効果を意識し、業務負担の軽減が見込めるアプリケーションの導入等を積極的に行うことで、有限である人的資源から最大限の成果を生み出すことにつなげた。特に、電子決裁の推進については、複数業者からヒアリングを行い使用感の検証も行ったことで、研究所の規模感にあったシステムを選択し、費用対効果が見込めるシステム導入の実現に至った。システム導入により業務の整理合理化が行えたことで、<u>研究所のミッションを着実に遂行するための適切な人的資源の配分につながった</u>。加えて、ペーパーレス化による消耗品費の削減にもなった。</p>		
--	---	--	--	--

	<p>等、円滑な導入に努めることにより、速やかに業務効率化が実現するための取組を行った。</p> <p>さらに DX の推進に取り組むため、ワーキンググループを設置し、業務の課題を洗い出したうえで DX 推進の可能性を検討し、内部統制委員会へ報告した。</p> <p>（＜主務大臣指摘＞（R6 年度・第 5 期見込み評価実績評価時）</p> <p>業務運営の効率化、業務負担軽減の観点から、更なる DX を推進する必要がある。</p> <p>＜主務大臣指摘＞（R5 年度実績評価時）</p> <p>電子決裁システムについて検討を進めているが、予算状況を考慮し、導入するメリットと将来的な費用負担等のデメリットを踏まえた上で導入の可否について検討し、決定する必要がある。</p>	<p>＜課題と対応＞</p> <p>今後、DX 推進の観点から、生成 AI などの技術の進展も踏まえ、業務の管理・運営に係る各システムの見直しを継続して行う必要があり、限られた資源での実現の可能性を検討する課題である。</p>		
<p>2. 予算執行の効率化</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>・業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めたか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>【予算執行の効率化について＜その他の指標＞】</p> <p>中期計画、年度計画に即した適切かつ効率的な執行と予算管理の徹底を図るため、四半期ごとの予算執行状況を把握するとともに、「予算の早期執行及び財務会計システムの運用について」を所内に通知して、予算の有効活用、早期執行等についての周知を徹底した。把握した予算の執行状況を踏まえて補正予算の編成を行い、効率的な予算執行に努めた。</p>	<p>＜根拠＞</p> <p>業務達成基準による収益化の原則に基づき、四半期ごとに予算執行状況を把握し、執行状況を踏まえた補正予算編成を行うことで、予算執行の効率化を図った。</p>		
<p>3. 間接業務等の共同実施</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>・効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、そ</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>【間接業務等の共同実施について＜その他の指標、評価の視点＞】</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成</p>	<p>＜根拠＞</p> <p>職員研修については、4 法人が共同で職員研修を実施することにより、単独実施では困難な研修や業務の効率化、経費の削減</p>		

<p>の取組を推進したか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>25年12月24日閣議決定)を踏まえ、当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人で、「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について費用対効果及び効率化等の検証を行いつつ、鋭意取組みを推進してきており、今期においては、以下の取組みを実施した。</p> <p>ア 物品の共同調達（6品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光灯【R3.4年度】 ・ 事務用品（ドッチファイル等）【R3年度～】 ・ 電気供給の調達に係る入札手続き【R3年度～】 ・ 電子書籍【R3年度～】 ・ 古紙溶解【R3年度～】 ・ 非常食【R3年度～】 <p>イ 間接事務の共同実施（4業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格作成に係る積算【R3年度～】 ・ 会計事務等の内部監査【R3年度～】 ・ 宿泊研修施設利用者の相互受入【R3年度～】 ・ 国立大学法人等職員採用合同説明会の共同運営及び採用広報の相互協力【R3年度～】 <p>ウ 職員研修の実施（6種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員研修【R3年度～】 ・ 独立行政法人制度（法律、評価、会計等）研修【R4,6年度】 ・ 人事制度（労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理、労働時間制度と運用）研修【R3,5,7年度】 ・ 階層別研修【R3,5,7年度】 ・ 専門研修／ダイバーシティ推進研修【R4,6年 	<p>を図ることができた。</p>		
--	---	-------------------	--	--

	<p>度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法人主催の研修会やセミナーへの受講機会の相互提供【R3年度～】 <p>第6期中期目標期間においても引き続き、間接業務の共同実施について取り組み、効率的な予算運用に努める。</p> <p>＜有識者意見＞（第5期見込み評価時）</p> <p>間接業務等の共同実施について、第5期においては、独立行政法人教職員支援機構（他3法人）における「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」などが一定なされており、その有効性が検証されている。第6期においても、引き続き、可能な共同実施について検討し、効率的な予算運用に努める必要がある。</p>			
<p>4. 給与水準の適正化</p> <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の適正化を図ったか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>【給与水準の適正化について＜その他の指標＞】</p> <p>役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」に準拠している。また、役職員の給与水準については、主務大臣より「給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を得ており、毎年度、当研究所ウェブサイトで公表している。</p> <p>総人件費については、対前年度比で令和4年度9.3%減、令和5年度5.2%減となっており、主な要因は退職者不補充等による職員数の減少や退職手当の支給額の減少による。令和6年度は対前年比9.5%の増、令和7年度は対前年比5.8%増となったが、改正給与法に準</p>	<p>＜根拠＞</p> <p>役職員の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠し、国家公務員の給与水準未満となっており、主務大臣より「当該法人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。」との検証結果を得ることができた。</p>		

	<p>拠した給与規程の改正等による給与支給額の増加等によるものである。</p> <p>○国家公務員と比較した給与水準（国家公務員を100とした場合、年齢勘案）</p>				
		<p>事務・技術職員 (行政職(一))</p>			<p>研究職員 (研究職)</p>
	令和3年度	90.1			88.1
	令和4年度	85.9			88.4
	令和5年度	88.6			85.6
	令和6年度	84.7			87.3
令和7年度	97.8	99.0			

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込み評価)		(期間実績評価)
<p>1. 自己収入の確保</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ったか。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【外部資金の獲得<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>研究所では、主務大臣の指摘も踏まえ、外部資金等の獲得に努めてきた。具体的には、競争的資金の獲得に向けた取組として、国立大学教員として長年勤務経験がありかつ豊富な研究業績を有する国立大学名誉教授を参与として招聘し、競争的資金への申請を予定している研究職員に対して、同参与による研究内容や申請内容に関する個別懇談等を開催した。また、「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」を設け、研究職員の外部資金獲得を支援したほか、研究力の向上に向けた取組として、同参与や他大学等の各分野に詳しい教授等を講師として招聘し、毎年1～2回所内セミナーを開催することで、研究職員の専門性、研究力の向上、人材の育成に寄与するとともに、研究職員の研究活動の活性化を図った。こうした取組の結果、以下のような研究費の獲得につながった。</p> <p>なお、第6期中期目標期間においても、引き続き科研費等の外部資金の獲得に取り組み、自己収入の拡大を図</p>	<p><自己評価> B</p> <p>その他の指標において所期の目標を達成しているものと考えとともに、評価の視点にある主務大臣からの指摘事項等への対応も行ってことから、B評価とした。</p> <p>所期の目標を達成している具体的な根拠は以下のとおりである。</p> <p><根拠></p> <p>令和5年度事業評価時の<u>主務大臣指摘事項(左記)を受けて、令和6年度から(株)デジリハと受託契約を結び肢体不自由のある子供の身体性の向上に資するデジタルツールの活用に関する受託研究を開始し、令和7年度も継続して実施したところである。</u></p> <p>また、科研費については、新型コロナウイルスの影響がありつつも、参与との懇談機会の確保や研究力向上のための所内セミナーの開催等の取組により、<u>一定の実施件数を維持することができた。</u>特に、参与からの指導助言を得ながら、<u>個人研究だけではなく研究班としての申請・獲得に至った点は、今後の自己収入の拡大にもつながる大きな成果であった。</u></p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

っていく。

〔＜主務大臣指摘＞（R6年度、第5期見込み評価時）
受託事業による外部資金及び科研費等の獲得による自己収入の拡大を図るため、今後さらなる積極的な取組が必要である。〕

（ア） 科研費以外の外部資金研究

ファーストリテイリング財団からの受託研究をはじめ、第5期期間中に8件を実施した。

民間による研究助成の獲得の他、少額であるが厚生労働科学研究費補助金等も獲得している。

資金名	金額	研究課題名
ファーストリテイリング財団（R元～7）	5,000 千円（毎年）	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究
ソフトバンク株式会社（R2～3）	220 千円（R3）	魔法のプロジェクトを通じた特別支援教育のICT活用研究
海外子女教育振興財団（R3）	3,253 千円	在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業（AG5）
国立病院機構東京国際医療センター（R2～4）	150 千円（R3） 100 千円（R4）	先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の難病に対する医療および移行期医療支援に関する研究
国立病院機構東京国際医療センター（R2～4）	140 千円（R3） 100 千円（R4）	先天性および若年発症の聴覚・視覚重複障害者の実態解明と社会的支援の確立（分担研究開発課題名：実態解明と社会的支援方法の確立）

公益財団法人森村豊明会 (R3~4)	1,550 千円 (R3-4)	盲ろう児の生活における工夫を提示する生活支援研究棟の情報機器端末等の整備事業
国立病院機構東京国際医療センター (R5~7)	70 千円 (R5) 50 千円 (R6) 75 千円 (R7)	先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の難病に対する医療および移行期医療支援に関する研究
株式会社デジリハ (R6~8)	240 千円 (R6) 500 千円 (R7)	特別支援教育における身体性の向上に資するデジタル機器の活用に関する研究

(イ) 科研費

科研費の状況について、実施件数は以下の通りであり、ほぼ横ばいであった。

	R3	R4	R5	R6	R7
実施件数	28 件	28 件	27 件	25 件	19 件

令和6年度実施課題までを対象とした、新型コロナウイルスによる研究課題の延長措置があったため、新規の申請件数が少ない状況にあったが、令和6年度には申請数、採択数、採択率及び交付額ともに令和5年度から向上した。さらに、令和7年度には、個人研究だけでなく、研究所の研究班として申請した課題も採択されたところであり、科研費等の獲得に向けた所内の取組が身を結んできている。

(ウ) 国の政策動向等を踏まえた対応

主務大臣の指摘も踏まえ、受託事業による外部資金の獲得については令和8年度もファーストリテイリング財

団及び（株）デジリハとの受託研究を実施する方向で検討している。また、大学等との連携協定を踏まえた研究協力の可能性について継続的に検討していく。

〔 <主務大臣指摘>（R6年度実績評価時）
受託事業による外部資金及び科研費等の獲得による自己収入の拡大を図るため、引き続き積極的な取組が必要である。〕

イ 寄付・基金による自己収入

障害のある子供の教育のより一層の振興を図るため、令和2年度にNISE基金を開設し、広く国民からの寄附を募り、随時受け入れている。令和3年度から令和6年度の間、合計で55件、18,182千円の寄附を受け入れた。

また、一層の自己収入増につなげるため、令和6年度に、所内設置の自動販売機の売上金の一部をNISE基金への寄附に充てられるように契約の見直しを行ったことに加え、令和7年度には、寄附金収入の拡大に向け、クレジットカード決済及びリサイクル募金の導入や、寄附者への返礼品を見直し拡充することを決定するとともに、寄附の動機付け強化を図るため、寄附金の使途の細分化を決定した。これらの取組は令和7年度中に準備を進め、令和8年度から導入をする。また、内閣府賞勲局より紺綬褒章に係る公益団体として認定を受け、紺綬褒章の推薦が可能となった。

	R3	R4	R5	R6	R7
件数	10件	6件	8件	16件	15件
金	15,291 千円	238 千円	462 千円	1,111 千円	1,080 千円

NISE基金についてHPによる周知に加え、研究所の紹介や主催行事の機会をとらえて積極的に広報を行った結果、寄附件数、金額ともに増加傾向にあり、第5期を通じて多くの寄附を受け入れることができた。

	<table border="1"> <tr> <td>額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	額								
額										
<p>2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進</p> <p><その他の指標></p> <p>・障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【体育館及びグラウンドの外部利用促進<その他の指標>】</p> <p>ア 幅広い広報の実施</p> <p>体育施設については、継続して研究所要覧やNISEパンフレットに体育施設の利用案内を掲載し、広く周知したほか、更なる施設利用促進のため、ホームページのリニューアル及びチラシデザインの刷新を行った。</p> <p>具体的に、ホームページでは、各施設の個別のページを作成し、設備の写真や利用案内リーフレットを見やすく改善するとともに、横須賀市の体育施設のホームページとの相互リンクを設けて周知の強化を図った。</p> <p>また、チラシについては、施設の特徴や利用方法がより伝わりやすくなるようデザインを工夫するとともに、研究所公開や横須賀市教育研究所による教員研修、近隣の町内会や放課後等デイサービス等で配布し、周辺地域を中心に広報を行った。なお、体育館については、研究所公開において、体育館に障害種別研究班の紹介ブースを設置したほか、インクルーシブスポーツの「HADO」体験会や横須賀市内の特別支援学校による作業製品販売を実施したりするなどし、実際に利用してもらうことを</p>	<p><根拠></p> <p>体育施設については、<u>ホームページやチラシをリニューアルしたり、横須賀市と連携して広報を強化したりするなど、施設利用促進のための取組を行った。</u></p> <p>さらに、施設の有効活用策として、新たに<u>所在地である横須賀市と協定を結び、災害時に救援物資集積拠点並びに地域医療救護所として活用できる体制を構築した。</u>全国各所で様々な自然災害が発生している昨今の現状を踏まえれば、<u>非常時に地域の担い手の一つの機関として地域に貢献することは重要であり、そのための体制整備ができたことの意義は大きい。</u></p>								

	<p>通して広報を行った。</p> <p>イ 災害時における横須賀市への施設の提供</p> <p>施設の外部利用の一環として、令和6年度に横須賀市との協定を結び、災害発生時に災害救援物資集積拠点並びに地域医療救護所として災害時に活用できる体制を構築した。</p>			
<p>3. 保有財産の見直し</p> <p><その他の指標></p> <p>・保有の必要性について不断の見直しを行ったか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【保有財産の見直しについて<その他の指標>】</p> <p>保有財産については、研究・研修事業等に活用されており、保有の必要があると判断した。保有財産の使用状況については、施設利用状況実態調査の実施や、所内の財務・施設委員会の定期開催・審議を通して、有効利用の促進に努めている。</p> <p>また、当研究所、独立行政法人青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人のホームページに相互リンクを貼り、4法人間における施設の利用促進を図った。</p>	<p><根拠></p> <p>保有財産については、研究・研修事業等に活用されていることを確認し、<u>保有の必要があると判断している。</u></p>		
<p>IV 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 中期計画予算</p> <p>2. 令和3～7年度収支計画</p> <p>3. 令和3～7年度資金計画</p> <p>V 短期借入金の限度額</p> <p>VI 剰余金の使途</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 中期計画予算</p> <p>第5期中期目標期間事業報告書 P66 参照</p> <p>2. 令和3～7年度収支計画</p> <p>第5期中期目標期間事業報告書 P67 参照</p> <p>3. 令和3～7年度資金計画</p> <p>第5期中期目標期間事業報告書 P68 参照</p> <p>V 短期借入金の限度額</p> <p>該当なし</p> <p>VI 剰余金の使途</p>			

		該当なし		
--	--	------	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
共同研究の実施件数	中期目標期間中 に1以上	—	0	0	2件(3機関)	2件(3機関)	3件(4機関)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込み評価)		(期間実績評価)
			評価		評価
<p>1. 内部統制の充実</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制システムを充実・強化を行ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【内部統制の充実<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の充実・強化を図った。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>ア リスク対応計画（アクションプラン）の作成</p> <p>理事長が委員長を務める内部統制委員会において、各年度、年度計画を遂行する上でのリスクを洗い出し、それへの対応を作成したアクションプランを作成するとともに、アクションプランが適切に機能しているかを確認するためのモニタリングを実施した。</p> <p>なお、令和7年度において、令和8年度からの新しい中期目標期間を見据え、リスクの洗い出し対象期間を中期目標期間とすることで、中長期的なリスクを設定できるよう、中期計画に対応させて作成した。</p>	<p><自己評価> A</p> <p>主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある主務大臣からのA評価とした。所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。</p> <p><根拠></p> <p>左記の業務実績にある取組みを行うことにより、<u>内部統制の仕組みが機能した組織運営及び業務運営を行った。</u></p> <p>さらに、令和4年度の<u>有識者からの意見</u>である「内部統制システムの充実・強化が図られているとの自己評価を、今後も継続強化することを期待する」を踏まえ、<u>内部統制システムの流れに、監事による確認を追加することとし、内部統制の一層の強化を図った。</u></p>	<p>評価</p>		<p>評価</p>

	<p>イ 理事長の指示等の情報伝達</p> <p>理事長が主宰する月2回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。また、掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達を徹底した。</p> <p>ウ 定期的な内部監査の実施及び結果の業務への反映</p> <p>毎年度、内部監査及び監事監査を行い、監査後は監査結果を理事長へ迅速に報告し、理事長は監査結果を基に各部署に必要な指示を行った。定期的な監事監査を行い、その結果を業務に反映させた。</p> <p>〔有識者意見〕（R4年度業務実績評価時）</p> <p>アクションプランのモニタリングの実施、監事監査を踏まえ内容の見直しなど、内部統制システムの充実・強化が図られているとの自己評価を、今後も継続強化することを期待する。</p>			
<p>2. 研究データの管理・活用</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な体制・環境の整備を行ったか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【研究データの管理・活用について<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 制度・技術両面による環境整備</p> <p>統合イノベーション戦略 2021（令和3年6月18日閣議決定）及び科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、当研究所におけるオープン・アンド・クローズ戦略に基づいた研究データの管理・利活用の促進を図るために、令和3年度～4年度の期間で設置された「研究データ管理・活用WG」における課題の整理・検討を踏まえ、令和6年度からの実施に向けた制度・技術両面の環境整備を進め、令和7年度にはDMP（データマネジメントプラン）の様式を</p>	<p><根拠></p> <p>これまでに<u>組織的な管理体制の構築及び研究データの管理・活用のための基盤を整備し、令和7年度には、当研究所の研究成果報告書や研究紀要等847のコンテンツをリポジトリに登録し、一般の利用に供しているところである。このことは、特別支援教育の振興・発展に寄与していくものである。</u></p>		

	<p>決定し、運用に向けた具体的な作業を開始した。</p> <p>イ 研究データの管理基本方針等の策定</p> <p>当研究所が保有する研究データの特性を踏まえた「研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」及び「データポリシーにおける管理対象データの研究所の基準等及び公開・共有データの研究所の方針」を令和4年度に策定した。これに則った具体的な運用を進めるために、科学技術・イノベーション推進事務局による「公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書第1.0版」及び国立国会図書館サーチによる「メタデータ流通ガイドライン」を基にメタデータ項目の選定を進め、令和7年度には、必要とするメタデータ項目を確定した。</p> <p>ウ 研究データの活用のための仕組みの整備</p> <p>国立情報学研究所（NII）が運用する「NII Research Data Cloud」を利用した研究成果リポジトリの整備を進め令和6年8月に運用を開始した。</p> <p>運用を開始するまでには、研究成果リポジトリの運用方針やオープンアクセスポリシー策定の他、インターネットを介して著作物を公開することに関連する要項の改正等を行い制度面の整備を行うとともに、研究成果リポジトリのコンテンツ管理機能や検索機能を整備することで研究成果を検索しやすいインデックス構成やメタデータ構成とすることにより、利用者が著作物にアクセスしやすい仕組みを整えた。また、職員向けに研究成果リポジトリを活用し各種の著作物や研究データを公開するための登録手順等の説明会を実施し研</p>			
--	---	--	--	--

	<p>究成果リポジトリの利用を継続的に推進するための取組を行った。</p> <p>令和7年度には、当研究所の研究成果報告書や研究紀要等 847 のコンテンツをリポジトリに登録し、一般の利用に供している。</p> <p>〔主務大臣指摘〕（R6 年度実績評価時）</p> <p>研究データの管理について進捗がみられるが、引き続きの検討を期待する。</p>			
<p>3. 情報セキュリティの対策の推進</p> <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策を厳格に実施したか。 <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>【情報セキュリティの対策の推進＜その他指標、評価の視点＞】</p> <p>ア 所内情報システムのセキュリティ対策</p> <p>「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正とともに、令和3年度には、業務委託に係る規定、持込パソコンについての安全管理措置要項及び Web 会議サービスの利用手順の見直し、テレワークに係る情報機器のアップデート等の対策を行った。令和5年度には、クラウドサービスの利用や Web 会議サービス利用時の対策の強化、情報システムのライフサイクル各段階においてセキュリティ対策で留意すべき点を追記するなどの情報セキュリティポリシー見直しを行ったことに加えて、令和5年12月の情報基盤システム更新において、認証機能の強化、エンドポイントプロテクション機能の強化、支給端末以外の VPN 接続を禁止する措置等、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ水準の一層の強化を図り、引き続きそれらを維持している。</p>	<p>＜課題と対応＞</p> <p>研究所の情報基盤ネットワークへの不正アクセスを許してしまったことは非常に遺憾であり、今回の結果を踏まえて、所内の体制の見直し・強化、複雑・巧妙化する情報セキュリティ犯罪に備えるための情報収集、所要の対策を講じていく必要がある。</p>		

	<p>イ 外部機関監査への対応</p> <p>令和4年度に実施された外部機関監査のマネジメント監査・ペネトレーションテストそれぞれの指摘事項に対して、外部機関が令和5年1月に実施した「サイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査のフォローアップ」において、改善計画に基づく情報セキュリティ対策の維持・強化に努めていることが認定された。引き続き、情報セキュリティ水準を満たす取組を継続している。さらに、令和7年度においては外部機関のマネジメント監査及びペネトレーションテストを受け、指摘事項に対する所要の対策を講じることとしたところである。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関する職員の意識向上</p> <p>新規職員採用研修において情報セキュリティについての研修を行ったり、全職員を対象とする情報セキュリティ説明会を開催したりすることにより、情報の格付けの周知や不審なメールへの注意喚起を行った。また、毎年度、全職員を対象とした自己点検や標的型攻撃メール訓練を実施し、情報セキュリティに関する意識及び能力の向上を図った。</p> <p>このほか、PCのOSのサポート終了についての最新の情報やOSの移行に関する情報を周知することにより、情報セキュリティの向上を図った。</p> <p>エ 情報セキュリティ担当職員の資質向上</p> <p>外部機関主催の勉強会及びCSIRT研修に情報セキュリティ担当職員を参加させ、情報セキュリティに関する最新の情報収集及び資質の向上を図った。</p>			
--	---	--	--	--

	<p>オ 不正アクセスへの対応</p> <p>令和7年6月に外部から研究所ネットワークへの不正アクセスがなされ、情報システムに係る障害が発生した。このため、被害状況や影響範囲について、システムベンダーとともに調査を行い、所管省庁、警察、個人情報保護委員会等関係機関への報告を迅速に行うとともに、VPN接続の見直しやパスワードの強化、端末のフルスキャン等の実施、多要素認証の導入等の強化策を講じたところである。</p> <p>〔主務大臣指摘〕（第5期見込み評価時）</p> <p>情報セキュリティ水準の維持・強化並びに職員の情報セキュリティに対する意識及び能力向上を図ることは重要であるが、情報セキュリティ上のインシデントが発生した場合は、組織として迅速に対応すべきである。</p>			
<p>4. 大学・関係機関等との連携</p> <p>＜主な定量的指標＞</p> <p>・中期目標期間中に共同研究の実施、少なくとも1件以上</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>重要度：高、困難度：高</p> <p>【共同研究の実施＜定量的指標＞】</p> <p>組織的かつ継続的な連携の一環で、以下のとおり令和5～7年度において、<u>3件4機関</u>と共同研究を実施した。</p> <p>・「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」</p> <p>実施年：令和5～6年度</p> <p>共同先：株式会社 e-Craft</p> <p>特別支援学校における実践を通して、知的障害のある児童生徒のための系統的なプログラミング教育の在り方について研究した。プログラミング教材を</p>	<p>＜根拠＞</p> <p>組織的かつ継続的な連携の一環で、以下のとおり令和5～7年度において<u>3件、4機関</u>（目標値に対して300%）と共同研究を実施した。</p> <p>左記のとおり、各研究とも、他の機関と共同して取り組み、<u>研究所では十分に持ち合わせていない知見を得られることで、研究の幅の広がりや内容の一層の充実につながった</u>と考えている。</p> <p>加えて、知的障害のプログラミング教育や</p>		

	<p>開発している大手通信会社との共同研究が実現したことで、具体的なツールを活用した実践及びその結果のフィードバックや課題等に関する具体的な協議が可能となり、プログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法について成果を上げることができた。</p> <p>・「肢体不自由教育における ICT 活用に関する研究」 実施年：令和5～7年度 共同先：国立大学法人広島大学、国立高等専門学校</p> <p>肢体不自由の障害特性を踏まえながら学習指導要領に示される資質・能力の育成を目指した ICT 機器を活用した各教科等における授業に焦点をあて、事例研究を通して、効果的な指導方法や教材教具の活用、それを支える教員研修等について、地方自治体や教育現場の取組に役立つ知見をまとめた。連携協定を締結している広島大学及び国立高等専門学校機構の研究者と共同で研究を進められたことで、教職課程を有する大学としての知見や工学分野の知見を取り入れながら研究を進めることができた。</p> <p>・「防災教育における ICT 活用の検討」(知的障害教育における ICT 活用に関する情報収集活動) 実施年：令和7年度 共同先：神奈川歯科大学</p> <p>横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発した VR (仮想現実) 教材を活用し、現代的課題である防災教育における障害のある児童生徒への配慮点の検討をするために、2校の特別支援学校で、VR ゴーグル</p>	<p>防災教育は実践事例が十分に蓄積されておらず、また市場規模が小さいために民間事業者の参入が難しい現状にあることや、文部科学省が GIGA スクール構想によって整備されたデジタル学習基盤を前提とした、より質の高い、深い学びの実現を目指している現状を踏まえれば、<u>各研究課題は、学校現場の喫緊の課題の解決及び国の施策の推進に寄与するものであり、その研究成果は、現場が抱えている課題へ大きく貢献するものである。</u></p>		
--	--	--	--	--

<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実地的・総合的な教育研究の推進を図ったか。 ・共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施したか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>やタブレットを用いたAR・VRを活用した防災教育の授業研究を共同で行った。</p> <p>重要度：高、困難度：高</p> <p>【大学・関係機関との連携<その他の指標、評価の視点>】</p> <p>ア 久里浜特別支援学校との連携</p> <p>(ア) 協定に基づく連携</p> <p>久里浜特別支援学校とは「教育研究協力に関する協定書」を平成16年に締結し、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子どもの教育に関する実地的・総合的な教育研究の推進を図ることとしている。また、平成24年には、「防災及び災害応急対策活動等の相互協力・応援に関する協定書」を締結し、相互に防災上の協力を行うとともに、被災した場合には相互に応援することにより、防災及び応急対策活動等の万全を期すこととしている。</p> <p>(イ) 教育研究及び研修における連携</p> <p>教育研究としては、聴覚班による聴力測定の見学、意見交換、聴力検査・事前指導に関わる意見交換、聞き取り調査等、自閉症班及び幼児班による授業参観や授業研究会での助言等、先端的・先導的研究チームによるプログラミング教材を活用した授業実践と情報提供等を実施し、双方連携しながら活動を進めた。</p> <p>また、当研究所が行う特別支援教育専門研修の現地研修先として久里浜特別支援学校を設定し、研修を実施した。</p> <p>(ウ) その他連携</p>	<p>協定書に基づき、久里浜特別支援学校とは、研究職員による指導助言や連絡会議の開催による定期的な連絡調整、行事参加等による交流など、日頃からの連携・交流体制を継続できた。こうした関係性のもと、国内外からの視察受入れ時の対応協力や専門研修における実地研修の実施が実現しており、<u>特別支援教育の充実や理解啓発の促進に向けて連携・協力して貢献することができた。</u></p>		
---	---	--	--	--

	<p>双方の役職員を構成員とする連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図ったほか、久里浜特別支援学校が実施する防災訓練や運動会等の行事に研究所職員が参加するなど、日常的に連携・交流を行った。特に事務職員にとって、障害のある幼児児童との交流は、業務への意識向上や特別支援教育の現場を知る有意義な機会となった。</p> <p>また、国内外からの視察受け入れの際にも協力して対応しており、特別支援教育に係る研究や研修の現状についての説明と併せて学校現場の実際の様子も見ていただくことで、より深い理解につながっている。</p> <p>イ 教育委員会との連携</p> <p>(ア) 神奈川県教育委員会との連携</p> <p>令和3年10月に神奈川県の公立学校における特別支援教育の充実及び特別支援教育に係る国の政策立案・施策の推進に寄与することを目的に「神奈川県教育委員会と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の連携・協力協定」を締結した。</p> <p>また、円滑な連携・協力を資することを目的として連携・協力推進会議を設置するとともに、同会議の下に研究部会と研修部会を置き、協定締結の趣旨を着実に進めていくための体制を整備した。</p> <p>連携・協力推進会議と両部会は令和4年度から7年度まで、毎年度2回ずつ開催しており、①県立特別支援学校等と当研究所が協働して行う調査研究活動、②特別支援教育に係る専門性の向上を図る取組、③当研究所の研究成果物等の活用方法等につい</p>	<p>近隣自治体である、神奈川県及び横浜市と連携協定を締結し、それに基づいて、<u>学校現場の声を反映し、かつ、実践を伴った実際的な研究の実施や、実地研修の受入れによるラボ型研修の充実につながられたことは非常に有意義であった。</u></p> <p>また、研究職員の講師派遣等を通して、教育委員会を支援し、<u>教員の専門性の向上に寄与することができたこと</u>に加えて、研究所のコンテンツについて、<u>ユーザー目線でのフィードバックももらえることで、今後のコンテンツ作りや情報発信の改善・強化につながる成果を得ることができた。</u></p> <p>教育委員会等の関係機関を通じて実践フィールドを提供でき、かつ、特別支援教育の</p>		
--	---	--	--	--

	<p>て意見交換を行った。</p> <p>実際の活動に当たっては、研究活動に関しては、担当研究チーム・班と研究協力校等で連携の在り方に関する協議を重ねたほか、研究の参考とするため、研究職員が学校や教育環境の現状及び課題について聴取したり授業参観に出向いたりした。また、研修に関しては、県内の特別支援学校及び小・中学校等の教員の自己研修や校内研修に、研究所のコンテンツである「学びラボ」や「特別支援教育リーフレット」等を役立てていただくための活用促進方法等について意見交換を行ったほか、県教育委員会と県立総合教育センターが行う研修会や会議に研究職員を講師として派遣し、教員の専門性の向上に資する活動を行った。</p> <p>(イ) 横浜市教育委員会との連携</p> <p>令和4年7月、横浜市教育委員会と、市立の小・中・高等学校等及び特別支援学校における特別支援教育の充実及び特別支援教育に係る国の政策立案・施策の推進に寄与することを目的として連携・協力協定を締結した。横浜市は当研究所と比較的近い地域に小中学校等を多く設置している自治体である。</p> <p>協定を締結後、当研究所が取り組む重点課題研究、障害種別特定研究、テーマ別研究及び障害種別研究において、教育委員会及び学校には研究協力機関として、また、指導主事や教員に研究協力者として参画いただき、研究の推進に協力いただいた。</p> <p>また、当研究所の専門研修の実施に際して、特別支援学校の校長等に講師として登壇いただいたり、市立学校に実地研修を受け入れていただいた一方</p>	<p>専門家としての知見の提供や実践結果の分析等を行うことができる当研究所と、最新の支援機器やツールを提供できる民間企業が組むことで、研究所では十分に持ち合わせていない領域の知見や技術を補えるとともに、実践結果について、実践校からの意見も含め、開発者に直接フィードバックできるため、<u>障害のある児童生徒の学びの充実に資するものである</u>と考える。</p>		
--	---	---	--	--

	<p>で、当研究所の研究職員が、市立学校や特別支援教育関係の研究会に講師として出向いたり、学校での支援・助言活動を行うなど、双方の活動に連携・協力して取り組んだ。</p> <p>(ウ) 全国特別支援教育センター協議会</p> <p>研究所は、各地の都道府県・政令指定都市立教育センターが加盟する全国特別支援教育センター協議会 (R8. 4. 1 現在で 64 機関が加盟) の事務局を担っている。</p> <p>毎年、全国特別支援教育センター協議会総会及び研究協議会を開催しており、こうした機会を活用して、当研究所が実施する研究や事業の説明・周知を行った。</p> <p>また、今期の新たな取組として、加盟機関間の情報交換や交流等を一層促進するため、メーリングリストの整備・活用を提案し、加盟機関の了承のもと、運用を始めた。このメーリングリストを活用し、当研究所からは各種セミナーの案内や研究成果物の配布・周知を行い、また、加盟機関からも事業の開催案内や刊行物についての情報発信が行われ、ネットワークの強化につながった。</p> <p>ウ 大学・関係機関との連携</p> <p>(ア) 広島大学との連携</p> <p>先述の通り (本評価書 P15)、包括連携協定を締結し、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」に参画いただき、肢体不自由教育に関する有識者としての知見の提供、調査結果の検討等を通じて、広島大学との連携協定を踏</p>	<p>各地域の現状・課題認識に応じて、それぞれの教育センターにおいて研修事業や管下の学校の指導・助言等に試行錯誤しながら取り組まれている中、他自治体の状況を知ることができる全国的なネットワークの存在は貴重である。全国特別支援教育センター協議会について、定例の会議開催だけにとどまらず、メーリングリストの整備による<u>ネットワークの強化を図れたことは、各地域の取組を支援し、全国的な特別支援教育の充実につながるもの</u>と考える。</p> <p>広島大学、福岡教育大学及び国立高等専門学校とは、連携協定に基づき、共同研究等に取り組んでおり、福岡教育大学とは令和 7 年に連携協定を締結したところである。先述の通り、<u>研究所では十分持ち合わせていない領域</u> (教員養成大学及び総合大学、工学分野)</p>		
--	---	---	--	--

	<p>まえた共同研究として連携協力関係を構築し、研究を推進した。さらに、2 課題の科学研究費の研究で広島大学の教員との共同研究を行った。また、共催で国際シンポジウムを開催したり、西日本ランチ広島オフィスを拠点とした地域連携を活発に進めたりしている。このほか、広島県立教育センターが実施する特別支援教育・教育相談に関する研究事業への参画やジョイントセミナーの開催など、西日エリアを中心に積極的に情報発信を行った。</p> <p>(イ) 国立高等専門学校機構との連携協定締結</p> <p>先述の通り（本評価書 P15）、研究連携協定を締結し、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」に参画いただいている。このほか、国立高専機構主催の障害者支援機器フォーラムにおける当研究所研究職員のプレゼン発表や、研究所セミナーにおける高専と連携をしている特別支援学校の成果発表の設定など、様々な行事等で相互の報告や発表を行い、また、情報交換・共有、意見交換、協議による交流を行い相互の研究に活かした。</p> <p>(ウ) 福岡教育大学との包括連携協定締結と今後の連携推進に向けた協議</p> <p>福岡教育大学における九州エリアの教員養成の中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、特別支援教育を担う教員の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究における連携・協力体制をとることにより、我が国の特別支援教育及びインク</p>	<p><u>の知見を提供いただけることで研究の充実につながった。</u></p> <p>また、特別支援教育に関するイベントを共催したり、それぞれの主催イベントに参加し合ったりすることで、<u>広報や理解啓発の取組の強化にもつながった。</u></p> <p>さらに、<u>新たに神奈川県歯科大学との共同研究を進め</u>、知的障害のある児童生徒にとって、被災時の状況を VR 機器の使用によって疑似体験できることは、彼らの理解を助け、さらには生命の安全に資するものであり、研究の意義は大きいと考える。同様に、盲ろう児の指導を担当する教員にとって、視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう」の状態を疑似体験できることは、児童生徒の見え方や困難さを十分に踏まえた指導・支援につなげることができ、大変意義があるものと考えている。</p>	
--	--	---	--

ルーシブ教育システムの構築・推進並びに関連分野の発展・推進に寄与することを目的とし、包括連携協定を締結した。連携推進協議会を設置し、令和7年度には会議を2度実施した。具体的には、特別支援教育を担う教員の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究の推進に向けて、連携協定締結記念セミナー開催に向けた検討、自立活動に関する研究や学びラボの活用について情報交換した。当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から今後の計画について検討した。(再掲)

(エ) 大阪大学との連携に向けた協議

大阪大学大学院連合小児発達学研究所の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を取り上げ、連携の可能性について協議を進めた。(再掲)

(オ) 神奈川歯科大学との共同研究

横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR(仮想現実)教材を活用し、現代的課題である防災教育における障害のある児童生徒への配慮点の検討をするために、2校の特別支援学校で、VRゴーグルやタブレットを用いたAR・VRを活用した防災教育の授業研究を共同で行った。その結果、AR・VR教材は、災害発生時の状況や避難行

	<p>動を具体的にイメージしにくい知的障害のある児童生徒に対しても、視覚的・体験的に学ぶ機会を提供する上で有効である可能性を見い出せた。また、障害の状態や学習上の特性に応じて、体験場面の設定、情報提示の方法、教員による補助的な説明や振り返りの工夫が重要であることが明らかとなった。これらの成果を踏まえ、障害のある児童生徒に対する防災教育におけるAR・VR活用の在り方及び配慮事項について整理を行い、今後の授業改善や教材活用の充実に資する知見を得た。</p> <p>(再掲)</p> <p>エ 他機関との連携</p> <p>(ア) 久里浜少年院との連携</p> <p>久里浜少年院で行われている要支援在院者に対する新たな職業能力開発指導の実践研究事業に当研究所の研究員が参加するとともに、久里浜少年院を含む矯正教育関係者が当研究所の実施する専門研修の講義を聴講するなどした。</p> <p>(イ) 久里浜医療センターとの連携</p> <p>久里浜医療センター名誉院長に当研究所専門研修等の講師を担当してもらうとともに、医療センター職員と当研究所研究職員で構成する合同ケース会を開催し、ゲーム症に関する検討を行うなどした。</p> <p>(ウ) 三浦半島地域障害者歯科診療所との連携</p> <p>横須賀市歯科医師会が運営する三浦半島地域障害者歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士、久里浜特別支援学校の教員と連携し、障害のある子供の歯科</p>	<p>教育や福祉の関係機関に限らず、少年院、医療センター、歯科診療所といった<u>様々な領域の関係団体とも積極的に連携</u>した。課題認識を共有したり、互いに知見を提供し合ったりすることで、<u>それぞれの取組の向上につながり、ひいては、広く共生社会の実現に資するもの</u>と考える。</p>		
--	--	--	--	--

	<p>受診の支援を行った。具体的には、同校に在籍する自閉症児童の歯科受診にあたって、児童が見通しを持ち安心して受診できるように、実態の把握から事前指導について教員と当研究所の研究職員で検討するとともに、歯科医師、歯科衛生士とも情報交換しながら具体的な支援方法の確認・共有を行った。</p> <p>オ 民間企業等との連携</p> <p>(ア) 先端的・先導的研究の実現に向けた取組</p> <p>第5期中期目標期間に新たに設けられた研究区分「先端的・先導的研究」において、令和4年度の所内公募により採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」について、令和5年度から2ケ年間、横須賀テレコムリサーチパークに所在する大手通信会社の関連会社である株式会社 e-Craft とプログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法について共同研究を実施した。</p> <p>(イ) 株式会社デジリハからの受託研究</p> <p>主務大臣の指摘を受け、令和6年12月に(株)デジリハと受託契約を結び、肢体不自由のある子供の身体性の向上に資するデジタルツールの活用に関する研究を開始した。令和7年度も引き続き(株)デジリハが開発した障害児者向けのリハビリツール「デジリハ」の活用促進を図る観点から、学校で活用した際の効果を検証するための評価指標の設計支援等を行った。</p> <p>(ウ) 横須賀地域研究機関等連絡協議会</p>			
--	--	--	--	--

	<p>横須賀地域研究機関等連絡協議会の加盟機関により実施される研究フォーラムや視察研究会等へ当研究所から職員が参加した。</p> <p>(エ) 国の政策動向等を踏まえた対応</p> <p>大学等との既存の連携協定を踏まえた研究協力の可能性について継続的に検討していくとともに、民間企業や福祉等、教育分野に限定しない幅広い分野を対象とした連携の可能性を検討する。</p> <p>＜主務大臣指摘＞(R6年度、第5期見込み実績評価時)</p> <p>引き続き、自治体、教育機関、民間企業、福祉機関、医療機関等の多様な機関との組織的かつ継続的な連携によるさらなる協力関係の構築及び外部資金の獲得等も視野に入れた共同研究の推進が必要である。また、自治体であれば首長部局の福祉部門等、関係団体であれば地域福祉、障害児、障害者福祉団体など、より幅広い部門と連携を期待する。</p> <p>＜主務大臣指摘＞(第5期見込み評価時)</p> <p>今期は連携協定に基づく広島大学及び国立高等専門学校に加えて、新たに神奈川歯科大学等との連携に向けた協議を進めている、複合障害などの研究の深化に向けて有用な連携であり、今後の進展を期待する。</p>			
<p>5. 施設・整備に関する計画</p> <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進したか。 <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>【施設・整備に関する計画について＜その他の指標、評価の視点＞】</p> <p>第5期中期計画に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動の業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のため、施設の老朽化等を勘案し、計画的に改修工事を行</p>	<p>＜根拠＞</p> <p>研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のため、<u>計画どおり、施設・設備の整備を行うことができた。</u></p>		

<p>応を行ったか。</p>	<p>い、予定どおり竣工した。また、資産の有効活用及び温室効果ガス排出抑制を目指し固定経費である光熱水費の後年度負担軽減を図るため施設内に太陽光発電設備を設置した。さらに、第6期中期目標期間に向けて令和8年3月にインフラ長寿命化計画（行動計画・個別施設計画）を更新した。</p> <p>＜有識者意見＞（第5期見込み評価時）</p> <p>施設・設備の老朽化が進む中で、効果的・効率的な施設マネジメントの視点から、いわゆる「施設のトリアージ」を進める。「インフラ長寿命化計画」等を策定して、研究や研修等の優先度を踏まえた修繕・改修等の検討がこれまで以上に必要である。また、未使用となっている土地や施設などのいわゆる「遊休地等」があるとするならば、その積極的活用の検討などが必要である。</p>			
<p>6. 人事に関する計画</p> <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ったか。 研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ったか。 外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげたか。 <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>【人事に関する計画について＜その他の指標、評価の視点＞】</p> <p>令和3年度から令和7年度においては、総務部、研究企画部、研修事業部、情報・支援部、発達障害教育推進センター、インクルーシブ教育システム推進センターの4部2センター制を維持し、各事業を推進した。突発的な対応が必要となる業務や組織横断的に対応が必要となる業務については、組織横断的にワーキンググループを設置し、機動的かつ柔軟な業務運営にあたった。</p> <p>また、職員研修については、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構及び当研究所の4法人が共同で職員研修を実施することにより、単独実施では困難な</p>	<p>＜根拠＞</p> <p>業務量に応じた柔軟な組織編成や、人事交流及び新規採用等により、<u>研究所の諸事業の効率化、職員の適正な配置、研究活動等の強化を図ることができた。</u></p> <p>また、職員研修についても、<u>他法人と連携実施して効率化を図ったことに加え、独自の企画も実施し、研究所としての課題認識や職員のニーズに対応した職員の資質向上・育成に資する機会を確保した。</u></p>		

研修や業務の効率化、経費の削減を図ることができた。

このほか、研究所独自の取組として、外部講師を招いた研究力向上セミナーを実施し、研究デザイン、研究手法、統計・分析、効果的な結果の示し方（図の作成）等について学ぶ機会を設けたり、事務職員向けに、特別支援教育に係る国の教育制度・動向や普通の業務の遂行に関わる事項の勉強会を開催するなど、職員の資質向上及び育成に資する取組を実施した。

なお、研究職員の採用にあたっては、年齢構成や専門分野を考慮するとともに、組織の活性化を図っていく。なお、限られたリソースを活用し最大限の効果をあげるため、外部の知見の活用も含め、ミッション達成のための体制を構築していく。

研究所の諸事業を運営して行くためには、職員の資質向上、育成が不可欠であり、引き続き職員の資質向上のための研修を行っていく。研修の実施にあたっては、他法人との共同実施やオンラインによる研修の活用など様々な機会を捉えて職員の資質向上を図っていく。

(常勤職員数は各年度4月1日現在)

	R3	R4	R5	R6	R7
常勤職員数	70	69	68	74	75
新規採用者数	6	8	12	11	5
人事交流受入数	2	3	2	3	2

<有識者意見> (R6年度業務実績評価時)

「若手研究者比率」や「新規採用者に占める若手研究者比率」などを高めたり、クオーター制を導入して女性研究者を積極的に採用したり、女性管

	<p>理職を積極的に登用したりするなどして、多様な職員による研究所経営をさらに進める必要がある。</p> <p><有識者意見> (R6年度業務実績評価時)</p> <p>研究所の諸事業の効率化を図るためには、職員の適正な配置が不可欠である、それとともに、職員研修については【他法人と連携を実施して効率化を図り、独自の企画も実施して研究所としての課題認識や職員のニーズに対応した職員の資質向上・育成に資する機会を確保した】とある。職員の資質の向上と適正な勤続の確保は必要であり、今後も留意していただきたい。</p>			
<p>7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について</p> <p><その他の指標></p> <p>・ポストコロナ段階を見据え、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組】</p> <p>ア 研究事業における取組</p> <p>研究の実施に際しては、学校現場等への訪問によるインタビュー調査や実践事例の収集などの研究活動については、学校長の許諾を得る等、了解を得られた場合に対面で実施し、オンラインで可能と考えられる場合には、オンラインでの実施とした。</p> <p>また、研究協議会や、研究成果の還元に係る公開セミナー等についてもオンラインで実施し感染症の拡大防止措置を図った。</p> <p>イ 研修事業における取組</p> <p>研修事業においては、各研修室に空気清浄機やアル</p>	<p><根拠></p> <p>感染症拡大防止に関し、<u>可能な限りの措置を行い、各業務を進めることができた。</u></p> <p>研修事業においては、各研修室に空気清浄機やアルコール消毒液を設置して新型コロナウイルス等の<u>感染症対策のための環境整備に取り組んだ。</u></p>		

	<p>コール消毒液を設置して新型コロナウイルス等の感染症対策のための環境整備に取り組んだ。また、令和6年度には、前年の令和5年度に新型コロナウイルス感染が5類に移行後1年が経過したことから、マスクの着用については引き続き任意としつつ、専門研修の集合・宿泊研修の期間を令和5年度の3週間から1週間増やして4週間とするなど、社会状況を踏まえながら段階的に緩和を図ってきている。</p> <p>さらに、免許法認定通信教育の単位認定試験の実施においては、感染拡大防止の観点から、受験時に県をまたぐ移動をしなくて済むよう、受験者が存在する全ての都道府県に試験会場を設置する対応を、令和2年度以降継続している。なお、5類移行後は、試験当日の検温は行わず手指消毒も任意としているが、試験官はマスクの着用を必須とし、受講者についても推奨という形でマスクの着用をお願いしている。</p>			
--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

項目別調書 No.	中期目標	中期計画
<p>I-1</p> <p>特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。</p> <p>(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及</p> <p>国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。</p> <p>特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。</p> <p>これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。</p> <p>また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ</p>	<p>(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及</p> <p>① 我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして行うべき研究活動について、学校における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。</p> <p>イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。</p> <p>ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究。</p> <p>それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。</p> <p>上記の研究課題については、社会の変化等を踏まえ、実施の必要性、研究内容等について毎年度見直しを行う。</p> <p>研究の実施にあたっては、複数の課題について、参画する都道府県等を公募し、研究実施に有用な教育現場の情報を得るなどしながら、都道府県等と協力して研究を行う。</p> <p>② 上記の研究課題は、国との密接な連携により実施し、毎年度概ね5～7課題を実施</p>

	<p>調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。</p> <p>研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）（以下「科技イノベ活性化法」という。）上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先導的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。</p> <p>研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。</p> <p>なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する（実績：平成28年度 10件、平成29年度 10件、平成30年度 10件、令和元年度 11件）。 ・ 全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等） 	<p>する。</p> <p>③ 上記の研究課題のほか、将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同の研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。</p> <p>④ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。</p> <p>⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関の協力を得ることや、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。</p> <p>⑥ 研究成果については、その目的に応じて、国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。</p> <p>さらに、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させて研修の充実を図る。</p> <p>⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、6割以</p>
--	--	---

	<p>について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される（実績：平成28年度 30%、平成29年度 46.6%、平成30年度 70.5%、令和元年度 82.9%）。</p> <p>※ 第4期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第5期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。</p> <p>(2) 評価システムの充実による研究の質の向上</p> <p>研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。（実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 100%、令和元年度 100%） 	<p>上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。</p> <p>(2) 評価システムの充実による研究の質の向上</p> <p>① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。重点課題研究及び障害種別特定研究の終了時の外部評価において、高い評価（5段階評価で4以上）を得る。</p> <p>また、先端的・先導的研究の研究課題については、外部の専門家とともに開始前に実施の必要性等の評価を実施するとともに、進捗状況等を内部で確認する。その成果については外部の専門家に報告して成果の意義や普及等について助言を得る。</p> <p>さらに、外部資金研究等については、その成果を研究所運営委員会に報告して成果の意義、および活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。</p> <p>② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。</p>
--	--	---

<p>I-2</p> <p>各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。</p> <p>(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。</p> <p>研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。</p> <p>研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等と</p>	<p>(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上</p> <p>① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を基本としつつ、次の研修を実施する。</p> <p>なお、「研修指針」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。</p> <p>イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせる研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース (視覚障害教育専修プログラム) (聴覚障害教育専修プログラム) (肢体不自由教育専修プログラム) (病弱教育専修プログラム) ・ 知的障害教育コース (知的障害教育専修プログラム) ・ 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース (発達障害・情緒障害教育専修プログラム) (言語障害教育専修プログラム)
--	--	---

	<p>オンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。</p> <p>さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。(実績：平成28年度100%、平成29年度83.3%、平成30年度83.3%、令和元年度83.3%) ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上の達成を図る(実績：平成28年度100%、平成29年度100%、平成30年度94.4%、令和元年度97.2%)。 ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上の達成を図る(実績：平成28年度96.4%、平成29年度96.4%、平成30年度93.3%、令和元年度94.4%)。 <p>※ 第5期中期目標期間の指標は第4期中期目標期間の実績よりも低い、第5期中期目標期間においては、PDCAサイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を80%以上としている。</p>	<p>ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナー：特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題（特別支援教育におけるICTの活用や高等学校における通級による指導、発達障害等への対応等）に対応するため、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員等を対象に開催する短期間（2～3日間程度：宿泊又はオンライン）の研修・セミナー</p> <p>② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省や久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関、教職員支援機構、大学などの関係機関と連携し、研究所の研修に求められるニーズや、ICT環境の整備など学校教育を巡る状況の変化、社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。</p> <p>③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について検討する。</p> <p>④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）を実施し、80%以上の達成を確保する。</p> <p>また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。</p> <p>これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。</p> <p>なお、その際は外部有識者等の意見を取り入れながら改善に努める。</p>
--	--	---

	<p>(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援</p> <p>各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。</p> <p>これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。 <p>(実績：令和2年度 19.1% (9県)) (令和2年12月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする (実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人)。 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする (実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人)。 	<p>(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援</p> <p>① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」を基本としつつ、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。</p> <p>イ インターネットによる講義配信 (以下、「NISE 学びラボ」という。) で配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるように、計画的に更新する。また、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。</p> <p>ロ NISE 学びラボの活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修における NISE 学びラボの活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、NISE 学びラボの自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに80%以上の都道府県で行われるようにするとともに、NISE 学びラボの受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上を確保する。</p> <p>② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。</p> <p>免許法認定通信教育の実施に当たっては、各都道府県教育委員会が免許法認定講習の開設がしにくく、且つ、免許取得率が低い領域である視覚障害教育及び聴覚障害教育について開設する。</p> <p>また、受講者の利便性を考慮した運営の工夫や科目・単位の拡充の可能性の検討を行うとともに、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上を確保する。</p>
--	---	---

<p>I-3</p> <p>総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。</p> <p>(1) 特別支援教育に関する情報発信</p> <p>① 戦略的な広報の推進</p> <p>我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。</p> <p>また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。 	<p>(1) 特別支援教育に関する情報発信</p> <p>① 戦略的な広報の推進</p> <p>幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献する。このため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。</p> <p>なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。</p> <p>イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な研究から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。</p> <p>ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。</p> <p>ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツールなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。</p>
--	---	---

	<p>② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。</p> <p>また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。</p> <p>さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ICT 機器等の教材を広く普及させるための取組を実施すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害教育推進センターの Web サイトについて、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。(実績値：平成 28 年度 11 万件、平成 29 年度 9 万 8 千件、平成 30 年度 8 万件、令和元年度 7 万 6 千件) 	<p>ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。</p> <p>ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。</p> <p>ヘ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として毎年度 1 回研究紀要を刊行する。</p> <p>研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報を提供することを目的に特総研ジャーナル、英語版の NISE Bulletin を毎年度それぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。</p> <p>また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。</p> <p>ト 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関して関係団体への聞き取りを定期的に行い、これに基づき、ホームページの利便性の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。</p> <p>チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。</p> <p>② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進</p>
--	--	--

(教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動)

教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。

イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを毎年度計画的に開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等とも連携し、国民に対し研究所の施設の公開や活動成果の展示等の取組を行う。

ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター（教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。）、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、ICT 機器などの教材展示等を行うセミナーを毎年度開催する。（集合型だけでなくオンラインによる開催を含む）

このセミナーは、全国を地区ブロックに分け、中期計画期間中に戦略的・計画的に開催する。

ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットを作成し情報発信の充実を図る。

また、その中で、障害のない子どもやその保護者への障害に関する理解啓発に関する内容を扱う。

(発達障害教育に関する理解啓発活動)

発達障害の子どもの指導及び支援体制の充実を図るため、発達障害のある子どもの教育について、インターネットを通じて、教員や保護者の一層の理解促進を図るとともに、教育委員会等と連携した指導者養成や専門性向上の取組、福祉等の関係機関との連携による理解啓発の取組を行う。

	<p>(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進</p> <p>我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。</p> <p>また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。</p> <p>【指標】</p>	<p>イ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、発達障害のある子供の教育に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等、有用なコンテンツの整備を進める。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう情報提供の充実を図る。これらを通して、発達障害教育推進センターの Web サイトについて、毎年度、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。</p> <p>ロ 教育委員会や特別支援教育センター等と連携した指導者養成や専門性向上の取組を通じて、発達障害のある子どもの教育の充実を図る。また、福祉等の関係機関との連携を通して、地域における支援体制構築の促進を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携した事業を実施する。</p> <p>(支援機器等教材に関する理解啓発活動)</p> <p>幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー (教育支援機器等展示室) や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。</p> <p>(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進</p> <p>イ 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握する。</p> <p>特に、我が国のインクルーシブ教育システムの推進において参考となるよう中期目標期間終了までに、7 か国以上の諸外国の動向や取組について、収集・整理し、研究所のホームページ等での公表を行う。</p>
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間終了までに、7か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。 (実績値：平成28年度 8か国、平成29年度 8か国、平成30年度 6か国、令和元年度 6か国、令和2年度 7か国) <p>(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信</p> <p>① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援</p> <p>我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。</p> <p>また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。</p> <p>さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に30件以上実施する。 ・ 地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を80%以上確保する。 <p>※ 第4期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の100%で有意義との回答を得ているが、新型</p>	<p>ロ 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣及び共同協議会等を行い、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者等への情報の普及を図る。</p> <p>また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、情報の提供を行う。</p> <p>(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信</p> <p>① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援</p> <p>イ インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組について、派遣された職員と研究所職員が連携・協働して事業を推進する。本事業を中期目標期間中に30件以上実施するとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を80%以上確保する。</p> <p>上記の取組の成果については、地域における報告会や協議会の開催等を通じて広く一般にも普及を図るとともに、成果をまとめたリーフレットの作成等を通して、他の都道府県・市町村等にも普及を図る。</p> <p>ロ 都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの推進に係る相談に対応するとともに、研修会等への講師派遣や専門的な知見の提供等、取組の支援を行う。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組を支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。</p>
--	--	---

	<p>コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して80%としている。</p> <p>② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年2万5千件を確保する。 <p>(実績値：平成28年度 2万件、平成29年度 1万8千件、平成30年度 2万4千件、令和元年度 3万2千件)</p> <p>※ 第5期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低いが、第5期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるのではなく、第4期中期目標期間において掲載した事例の閲覧性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた数値としている。</p> <p>③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援</p> <p>校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。</p> <p>日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。</p>	<p>② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実</p> <p>イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、特別支援教育センター等の関係機関と連携して幼稚園等、小・中学校、高等学校等での周知と活用を促すとともに、より閲覧者の利便性を向上させたデータベースとする。また、データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年度、年間2万5千件を確保する。</p> <p>③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援</p> <p>イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。</p>
--	---	--

	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施する。 	<p>ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問ゼインターネットを介して行うもの等を含む）を通して、教員の専門性の向上に貢献するとともに、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。</p> <p>ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談に対応し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校への遠隔指導に関する取組を行うとともに、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会や保護者等への相談会において、情報提供を行う。</p>
<p>Ⅱ－1 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>1. 業務改善及び業務の電子化の取組</p> <p>業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。</p> <p>中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費 1%以上、業務経費 1%以上の業務の効率化を図ること</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。</p> <p>また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率</p>	<p>1. 業務改善及び業務の電子化の取組</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。</p> <p>退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費 1%以上、業務経費 1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。</p> <p>さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。</p> <p>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>加えて、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内・申し込みのオン</p>

	<p>化につなげること。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識することとする。</p> <p>2. 予算執行の効率化</p> <p>業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。</p> <p>3. 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>4. 給与水準の適正化</p> <p>研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。</p>	<p>ライン利用の推進などを進める。</p> <p>2. 予算執行の効率化</p> <p>業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。</p> <p>3. 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を一層推進する。</p> <p>4. 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。</p>
<p>Ⅱ－2 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>1. 自己収入の確保</p> <p>国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。</p>	<p>1. 自己収入の確保</p> <p>科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保に努める。</p> <p>なお、中期目標期間を通じて、定期的に施設使用料等を検証するなど、自己収入の拡</p>

	<p>宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進</p> <p>体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。</p> <p>グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。</p> <p>3. 保有財産の見直し</p> <p>保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。</p> <p>特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。</p>	<p>大を図るために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進</p> <p>体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進する。</p> <p>3. 保有財産の見直し</p> <p>保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。</p> <p>また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。</p> <p>IV 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 中期計画予算 別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定）</p> <p>2. 令和3年度～7年度収支計画 別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）</p> <p>3. 令和3年度～7年度資金計画 別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）</p> <p>V 短期借入金の限度額 限度額3億円</p>
--	--	--

		<p>短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。</p> <p>VII 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>
<p>II-3 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>1. 内部統制の充実</p> <p>研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。</p> <p>また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、</p> <p>① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用</p> <p>② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用</p> <p>③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。</p> <p>2. 研究データの管理・活用</p>	<p>1. 内部統制の充実</p> <p>内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。</p> <p>また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、</p> <p>① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用</p> <p>② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用</p> <p>③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映</p> <p>を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。</p> <p>2. 研究データの管理・活用</p>

	<p>研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。</p> <p>3. 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。</p> <p>また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>4. 大学・関係機関等との連携</p> <p>(1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力</p> <p>学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。</p> <p>研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。</p> <p>(2) 関係機関との連携強化</p> <p>全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。</p> <p>また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。</p> <p>さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育における ICT や先端技術の活用が進んでいることから、ICT の活用に関する情報収集や連携強</p>	<p>研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や他の研究機関等との間でのデータの共有・活用の促進を図るため、組織的な管理体制の構築や、研究データの管理・活用のための基盤を整備する。</p> <p>3. 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施する。</p> <p>また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>4. 大学・関係機関等との連携</p> <p>(1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力</p> <p>自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成が求められていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子どもの教育に関する実際の・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。</p> <p>また、久里浜特別支援学校の災害時に備えた避難訓練へ協力を行うとともに、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。</p> <p>(2) 関係機関との連携強化</p> <p>研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。</p> <p>また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、本中期計画期間中に複数の関係機関と連携協定に基づく</p>
--	---	--

	<p>化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。 <p>5. 施設・整備に関する計画</p> <p>令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。</p> <p>6. 人事に関する計画</p> <p>新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。</p> <p>評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。</p> <p>以上について、人材確保・育成方針を策定すること。</p>	<p>事業を推進し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。</p> <p>5. 施設・整備に関する計画</p> <p>令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、メンテナンスサイクルを構築し、予防保全、コスト抑制の観点も踏まえ、計画的かつ効率的な修繕・改修の実施を図る。</p> <p>本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。</p> <p>6. 人事に関する計画</p> <p>研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。</p> <p>さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。</p> <p>そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。</p> <p>また、以上のことについて、人材確保・育成方針を策定する。</p> <p>7. 積立金の使途について</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受け</p>
--	--	---

	<p>7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について</p> <p>ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。</p> <p>また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。</p>	<p>た金額については、独立行政法人特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号）に定める業務の財源に充てる。</p> <p>8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について</p> <p>ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進める。</p> <p>また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施する。</p>
--	--	--